

第九十四回国会 運輸委員会 地方行政委員会 環境委員会
衆議院 社会労働委員会 環境委員会 連合審査会議録 第一号

昭和五十六年四月十五日(水曜日)

午前十時十六分開議

出席委員

運輸委員会

委員長 小此木三郎君

理事 加藤 六月君

理事 榎橋 進君

理事 福岡 義登君

理事 西中 清君

理事 木部 佳昭君

理事 林 大幹君

理事 三塚 博君

理事 井岡 大治君

理事 関 晴正君

理事 三浦 久君

理事 中馬 弘毅君

地方行政委員会

委員長 左藤 恵君

理事 石川 要三君

理事 青山 丘君

理事 五十嵐広三君

理事 田島 衛君

社会労働委員会

理事 今井 勇君

理事 戸沢 政方君

理事 田口 一男君

理事 平石 作太郎君

理事 古賀 誠君

理事 浜田卓二君

理事 佐藤 誼君

理事 永井 孝信君

理事 浦井 洋君

環境委員会

委員長 山崎平八郎君

理事 戸沢 政方君

理事 吹田 悦君

理事 野口 幸一君

理事 玉生 孝久君

理事 森中 守義君

理事 木下敬之助君

出席国務大臣

厚生 大臣 園田 直君

運輸 大臣 塩川正十郎君

出席政府委員

環境庁水質保全局長 小野 重和君

厚生省環境衛生局長 山村 勝美君

局水道環境部長 小野 維之君

運輸大臣官房審議官 吉村 眞事君

運輸省港湾局長 大嶋 孝君

自治大臣官房審議官 矢野浩一郎君

自治大臣官房審議官 矢野浩一郎君

環境庁長官官房参事官 深谷 守平君

環境庁企画調整局長 森下 忠幸君

通商産業省立地公害局公害防止企画課長 角南 立君

建設省計画局地域計画官 藤井 崇弘君

社会労働委員会調査室長 河村 次郎君

運輸委員会調査室長 荻生 敬一君

環境委員会調査室長 綿貫 敏行君

本日の会議に付した案件

広域臨海環境整備センター法案(内閣提出第三

八号)

○小此木委員長 これより運輸委員会地方行政委員会社会労働委員会環境委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行います。

内閣提出、広域臨海環境整備センター法案を議題といたします。

広域臨海環境整備センター法案

〔本号末尾に掲載〕

○小此木委員長 本案についての趣旨の説明は、お手元に配付してあります資料により御了承願うこととし、直ちに質疑に入ります。

質疑時間は、申し合わせの範囲で御協力をお願いいたします。なお、政府におかれましては、答弁は簡潔にお願いいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川本敏美君。

○川本委員 私、まず厚生大臣にお聞きしたいと思うのですが、今度のこのセンター法案ですが、いわゆる一般ごみあるいは産業廃棄物、こういうものの処理方法として臨海の埋め立てによる最終処分場建設といいますが、これが最善最良の方法だと思いませんか。

○園田国務大臣 お答えをいたします。

特に大都市圏においては廃棄物の増大、これの処理空間がないということで非常に悩んでおりますので、これは一つのよき方法であると考えております。

○川本委員 ちょっととはつきりわからなかったの

ですけれども、いわゆる今度のこのセンター法案、特に私は関西ですから大阪地域、大阪湾ですね。大阪湾の計画について見ますと、一般家庭ごみが全体の一〇・七％、そして産業廃棄物が二五・七％、それからいわゆる建設残土及びびしゅんせつ土砂、これが合わせて六四・二％、こういうふうなことで計画をされておられるわけです。

大体ごみ処理というものは、いままでこれは市町村の固有の事務とされてきたんではないかと思

いますが、最近いわゆる廃棄物処理法等の中で、一般家庭ごみというものは市町村が直営で処理を

する、あるいは産業廃棄物等については、いわゆる市町村でもやるけれども、一部処理業者に委託

をしてもいい、こういうような方式がとられてお

ると思うわけです。ところが、いろいろ学者とかあるいはその他審議会等の意見の中には、いわ

ゆるこのごみ収集といいますが、ごみ処理とい

いますか、こういう事業が市町村の直営でやるこ

とがよいのか、あるいは業者に委託する方がよいのか、こういうようなところについていろいろ意見

が分かれておられるところがありますけれども、厚生省としては、あるいは自治省も見えになっていま

せんか。――まだ来ていないですね。後で自治省に聞きますけれども、自治省も出席要求してあった

わけですから、時間もないので、まだ到着をしていないようです。いわゆる市町村の直営事業と

してやるのが正しいと思うのか、それとも業者委託によるの方がいいと思うのか、厚生省ではどう考えておられるのですか。

○山村政府委員 御指摘のように、一般廃棄物につきましては市町村の責任といたしまして市町村が

処理計画を定めまして、みずから実施するか、あるいは事業者が処理するか、あるいは委託業者

に処理させるか、あるいは許可業者に処理させるかというような四つ程度の方法によって適宜市町

村の判断でやることになっておりまして、基本的には一般廃棄物の適正な処理が確保される、その責任が果たせるということであるべきであらうと考えております。

○川本委員 いまおっしゃいましたが、ごみの適正な処理とはどういうことなんでしょうか。

○山村政府委員 廃棄物処理法に収集、運搬、処理、処分に関する基準が決められております。それに沿ってちゃんとできる能力があるかどうか等の意味でございます。

○川本委員 そうすると、現在の家庭ごみとか産業廃棄物は全部その基準に従って適正に処理されておると思いませんか。

○山村政府委員 必ずしも満足すべき状態ではないと考えております。

○川本委員 ただいま適正な処理が必ずしも満足に行われていないというお話です。

このセンター法案をつくった、これで政府としても国民の立場から見ても、満足できるような十分な適正な処理が行えると政府は確信をしてこの法案を出したのですか、どうですか。

○山村政府委員 御案内のとおり、廃棄物はいろんな排出源から多種多様に出てまいりまして、その発生の形態あるいはそれを処分すべき流れ、さまざまございまして、また先ほど申し上げましたように、四つのものによって処理されておるといふ実態でもございます。それで、社会経済的な変動、そういった要素も受けるわけでございまして、大変困難な問題と認識をしておるわけでございますが、今日、実態を見ますとなお問題がございますので、それらの責任を果たすように十分に指導してまいりたいというふうに考えております。

○川本委員 適正で、そして本当に満足のいく処理が行われるようにすべき責任は市町村にあるのか府県にあるのか、それとも政府にあるのか、その点はどこの責任ですか。

○山村政府委員 一般廃棄物につきましては、市町村がその責任を負うことになっております。それ

れから、産業廃棄物につきましては、事業者がみずから処理をするという形態をとっております。ただ都道府県は、都道府県管轄下の廃棄物処理計画を定めましてその中で適正な処理を指導していく、また都道府県は、処理した方が適当である、あるいは中小企業の産業廃棄物のように処理しない適正な処理が行われないという場合には都道府県も産業廃棄物処理ができるという体制でございます。

先ほど御指摘の、センター法ができて広域処分場ができれば廃棄物問題はすべて片づくのかということでございますが、先ほど申し上げましたように、収集、運搬、処理、処分という大きく分けて四つの過程の中で最後の段階の問題が単独の市町村では片づかない、収集、運搬の問題は市町村みずから、なお実態を改善すべき面はあるといったしましても、実行していかるといふふうに判断をしておりますし、また処理の問題につきましても、市町村単独あるいは共同の一部事務組合等で処理施設をつくりましてまだ対応ができる、しかし最終処分場の問題に関しては、みずから行政区域の中あるいは共同して一部事務組合で最終処分場を確保することについても、長い目で見ますと、まさに限界に達しておるといふことで、そういう一つの道を開こうという趣旨のものでございまして、センター法が通ることにより広域処分場が整備されて、それですべて廃棄物行政が万全であるというふうには考えておりません。

○川本委員 そうすると、もう少しはつきりお聞きしますと、一般ごみは、収集、運搬、処理までは市町村の仕事である、産業廃棄物は事業者がこれを処理するのが事業者の責任である。そうしたから、そこから先の最終処分については、最終処分場の決定あるいは最終処分処理施設の建設、こういうようなことについては何かいまちょっとあいまいなようですが、都道府県がやってもいいとか、政府がやってもいいとか、市町村がやってもいいとか、その辺がどうも明確でないように思いますが、その点もう一度お聞きをしておきます。

○山村政府委員 原則として、収集、運搬、処

理、処分の最後まで一般廃棄物については市町村が責任をとるのが原則でございます。また、産業廃棄物につきましては、事業者が責任をとるのが原則でございます。

それで例外的に、事業者だけでは適正な処理が行われないという場合には市町村、都道府県が手をかしてやる、いわゆる公共圏という形で手をかしてやるということがあり得るということでございます。

○川本委員 大体わかってきました。

そこで、厚生大臣にお聞きしますが、そうすると、今度のこのセンター法案、これはいまも運輸委員会が審議をされておるわけですが、これは廃棄物処理施設として、処理場を建設しようとして重点がかかっているのか、それとも港湾整備事業を重点として、たまたまそこへ廃棄物も処理したいと考えて廃棄物を従にしている、これはどちらを主とし、どちらを従とした法案ですか。

○國田國務大臣 廃棄物の最終処理という、活用というのが主であって、港湾整備は一つの手段であると考えております。

○川本委員 この法案は、廃棄物の処理というのが主であって、港湾整備というのはあくまでも従たる任務を持つておるのだ、そういう大臣の御答弁であります。ところが、そうすると、先ほど御答弁をいただいたように、この処理場で満足な処理ができるのかどうか。その点について国民も納得できる、地方自治体としても納得できる、そのような処分が可能だと思いませんか。

○國田國務大臣 問題はいろいろあると思えますが、関係方面によく御理解を願ひ、そして関係省、特に運輸省、厚生省が一体となってやればその成果は上がるものと見ております。

○川本委員 先ほどから御答弁がありましたが、一般家庭ごみについては収集、運搬、処理、そして原則として、本来の事務としては末端の最終処理までが市町村の固有の仕事だといふふうにお答えになりました。それについては、このセンター法案ができた後といえども市町村のその責任は変わ

りませんか。

○山村政府委員 原則的には変わりません。この最終処分場の問題については、市町村がセンターに委託をして仕事をさせるという形になります。

○川本委員 運輸省お見えになっておりますか。

運輸省にまずお聞きしたいのですが、先ほど厚生大臣がおっしゃったように、このセンター法案というのは、ごみの処理というものをあくまでも中心として最終処理場をどうするかという発想から生まれてきたものであって、港湾のいわゆる整備事業というのはあくまでもその手段だ、こうおっしゃるわけですか。しかし、そういう中で港湾の整備が行われるということになると、港湾整備事業の費用というものが、国費がそれだけ節約されることになりませんか。一部言いかえれば、そうなりませんか。後で埋立地ができれば上がるわけですね。でき上がった埋立地を処分すればこれはペイしますよね。いわゆる港湾整備事業費というものはそれだけ助かるわけですか。

○吉村(眞)政府委員 お答え申し上げます。

港湾整備事業費、つまり公共事業で行っております事業とは直接の関係はございませんが、その背後の埋立地はこのセンターの行います事業の結果であるわけでございます。しかし、できまます埋立地につきましてはそれぞれ竣工の段階で清算が行われますので、港湾整備事業がそれによって得をするというふうな観点にはならないかと存するわけでございます。この法案の趣旨に關しての問題でございますが、先ほど厚生大臣からお答えが

ありましたように、ごみの処理というものの一番最後の段階つまり最終処分場が大変いま獲得できない状態でありまして、それを獲得するということが一つの目的でございます。同時に、港湾の場ですういふ場所を求めるといたしますと、つくった結果できてまいります埋立地というのは港湾の整備と密接不可分の関係にございまして、そして、港湾の整備上、そういう土地が港湾の中に必要である場合でないと、港湾の水域にそういう埋立地ができては困るという事情が港湾の方にもこ

ざいすので、そういう意味で、港灣の方もこの法案には関与をいたしておるといふふうに考えております。

○川本委員 いろいろ言っておられますが、港灣整備事業としてこの最終処分地を決めて、そこで家庭ごみや産業廃棄物を土砂とまぜて埋め立てをする。そこででき上がった埋立地というものは後で売却すればよいわけですから、これは港灣整備事業の一環をなすものには間違いないと思うのですけれども、これが邪道なのか正道なのかという点についてはこれから議論の余地のあるところではないかと私は思います。

そこで、もう少し質問をしたいと思うのですが、厚生省にお聞きします。

現在、国民生活上あるいは国民の健康保持上あるいは公害をなくするという点、海洋汚染しない、いろいろな観点から、いわゆる有害な物質とされておる廃棄物についての処理責任はだれにあるのですか。

○山村政府委員 有害な産業廃棄物を排出する事業者の責任でございます。

○川本委員 もう一つ、一般家庭ごみの中にもあるいは電気製品や家電製品あるいはその他のコンデンサー等の中にPCBが含まれておる。こういうものも分別ごみとして地方自治体が家庭ごみと一緒に収集して処分しておるわけですが、これも、この中から出てくる有害物質の最終的な処理の責任はだれにあるのですか。

○山村政府委員 電気製品のコンデンサー等にPCB部品がついておるわけですが、それはメーカーが処理することになっております。

○川本委員 そうすると、いまおっしゃったように、有害な物質の最終処理、一般家庭ごみと一緒に出される粗大ごみ、そういう中に含まれておる有害物質はその製造業者が最終的に責任をとる、そういうことでしたが、それらの有害物質の最終処理の方法は現在業界においてはどのような形で処理をされておるのか。

○山村政府委員 PCBについて申し上げます

と、市町村が大型ごみとして冷蔵庫等を集めてまいるりますと、PCBの処理協会といった業界の団体をつくっておきまして、それらの業界団体の者がそれを取り外しまして、安全になったものの残りを市町村が処分をするという体系がつくられております。

○川本委員 そうすると、粗大ごみの中に含まれておる、いわゆる蛍光灯の中から出てくる水銀等についてはどのように処分されますか。

○山村政府委員 これにつきましては、分別収集等で分けられて適正に処理されている、水銀を焙焼しまして安全化するような施設に送り込んでおるといふような事例もございますが、まだこの体制がちょっと不十分な状況にございます。

○川本委員 私は、家庭ごみあるいは産業廃棄物について最終処分場地方自治体は大変困っておる、それを何とかしようということで政府が乗り出して、こういう最終処分地を臨海の地域でやろうという整備センター法案は一応評価はできると思う。決して間違っているとは思わない。しかし、そこで問題になるのは、そこへ集積されてくるごみの中に有害物質が含まれないのかどうかという点だと思ふ。あるいは有害物質を排除できるかどうか責任体制を確保することができるといふ点、この法案の中ではどうもそういう責任体制が確立されておるのかどうかというところに一つの大きな問題点があると思う。

環境庁に質問しますが、この整備センター法案の中身から推定して、絶対に有害物質がこの中に入ってこない、そして海洋は汚染されないという責任をあなたは持てますか。

○山村政府委員 廃棄物処理の過程の問題でございますので、ちょっとプロセスを御説明させていただきます。

現在、センターとしてのチェック体制は受け入れ基準等を定めてやっていくわけですが、原則的には有害物質は入れないという基本方針でいくわけでございます。まず、その搬入の申請をする場合、事業者あるいは市町村、業者等がその処分場

に入れることを申し入れる場合にお互いに受け入れ契約等を締結するわけですが、その際に、どのような廃棄物を入れるのか、あるいはその廃棄物はどのような生産工程、どのような原料を使っているか、どういったものか、そういうことを書類等添付することによって、都道府県が産廃の監督に当たっております。その際、意見も聞き、工場に立ち入る等によって対応することも考えていかなければならぬであろうというふうに考えております。また、搬入基地、搬入ゲートのところでその契約の物がきちっと入ってくるかどうかということを確認し、さらには物を見てチェックし、さらに必要に

おいては抜き取り検査をしてチェックする。また、センターとしては周辺の環境の水質などを調べて環境モニタリングということによってアフラケアもしていくというように現在考えておるわけでございます。

先生御心配なのは、まず混入することが問題ではないかということであらうと思ふ。何よりも有害物質、産業廃棄物等の混入を未然に防止するということについては、現在の廃棄物処理法の体系の中できちんと規制がございまして、今日、実態として廃棄物処理法が必ずしも厳正に守られていないという実態がございまして、廃棄物処理法の運用について厳正を期すよう指導してまいる必要があると考えております。

○森下説明員 お答えいたします。

大量の廃棄物が移動し、集積するということとございまして、環境庁はこれにつきましても重大な関心を持っております。そこで、このようにした事業が行われます段階で基本計画がつくられます。この基本計画の中では広域処理場がどこにつくられるのかと、廃棄物の受け入れ対象区域がどこであるのか、廃棄物の種類、量、受け入れの基準、こういったものが定められることになっておりまして、この中で、先ほど厚生省からお話がありましたとおり、それぞれの廃棄物

に即したそれぞれの処理の基準がございまして、それが守られるようにどんなチェックがなされるかということも含めまして明らかにする。その基本計画につきましても主務大臣が認可をなさる、この段階で環境庁が環境庁長官が関係行政機関の長という点でこの協議を受けるということになると思ふので、この段階で私も慎重に検討してまいりたいと考えております。

○川本委員 加藤邦彦さんという方が「粗大ゴミの粗大ゴミ処理」という論文を書いておられます。この論文を見ますと「直接、南河内清掃施設組合の処理場に乗り込んでみることにした。ここは大阪府南部の富田林市、河内長野市、美原町、太子町、狹山町、河南町、千早赤坂村、すなわち人口約二十八万人をよする二市四町一村をカバーしている処理場である。」ここで「粗大ゴミは、コンデンサーを抜き取ることもなく、各地の捨て場からそのままこの処理場に持ち込まれる。ここではまず破砕機にかかれ、次に一般ゴミとともに炉で焼却される。その灰は、中から鉄分のみマグネットを取り出されて、そのままトラックで千早赤坂村の処分地に埋め立てられるという。炉の温度は、コントロール・ルームのメーターで確認すると、摂氏九〇〇度から一〇〇〇度の間を指していた。」こういうことが書かれてあるわけだ。この地での処分の方法というのは全国に普遍性を持っていてと推察されている、全国各地でこれと同じようにされておるといふふうに考えられる、PCBとかそういうものを焼却して煙にしてしま

って大気中に逃がしてしまふということにしようとしても千三百度以上でなければどういふようにはならないんだ、だから灰の中に全部含まれて残ったことになるのではないかとこの方の御意見なんです。

そうすると、そういうものは今度、中間処理後の廃棄物ということによって全部このセンターに集められることになるわけでしょう、違ひのですか。

○山村政府委員 御指摘のPCBが紛れ込んでおるといふような実態を知りまして、少し遺憾に思

つておるわけでございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、たてまえといたしましてPCB部品を含む家電製品につきましては、四十八年の時点で通産省と共同通知によりまして、メーカーがPCB部分を取り外してその責任において保管処理することになっておるわけでございます。

そこで、ただいま御指摘がございました点につきまして、それがきちっと行われていないという実態でございますので、このセンター法に基づく広域処理場建設の前提といたしましてそういうものが適正に行われるよう厳正に指導してまいりたい。具体的には有害物質が、PCBについていいますと、きちっとその部品が取り除かれて後に都市の処理体系に入ってくるということが必要でございますので、そういう点について特段の指導をしたい。さらに、分別収集等によつて有害な部分については全部別の流れとして処理をするという処理体系の整備ということが大前提であろうと考えておりまして、そのように指導したいと思っております。

○川本委員 家電のコンデンサーの中に含まれておるPCBの問題一つを取り上げてみて、こういう家電の廃棄物とかそういうものの処理方式には、仙台方式と沼津方式と言われるような二つの方式があるようであります。仙台方式というのは一つ一つの世帯から通報を受けて、通報を受けた都度家庭に出かけて、その処理員が乗り込んでコンデンサーを取り外して、そして残りのものにはステッカーを張って、処分してもよろしいという処置をする。沼津方式というのは、市町村が一括して集めてきてから、そこへ家電の処理員が来てコンデンサーを全部抜き取る。こういう二つの方式がとられておるようでありますが、いま申し上げた大阪の南河内の清掃施設組合の場合は、いまあなたがおっしゃったように、大阪府家電ビークービー処理協議会というのがあって、通報があればここが行って抜き取って処分することになっておる。ところが、その大阪府家電ビークービー処理協議会の報告書を見ると、昨年十月、十一月の

二カ月とも、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、箕面市、四条畷市、門真市、大東市、富田林市、河内長野市、この十一市でコンデンサーを抜き取りに来てもらいたいという報告が一件もなかったといわれている。ここの地域では家電から出るコンデンサーのそういうごみは出なかったとあなたは思いますか。

○山村政府委員 当然に出ているのではないかと推察されます。

○川本委員 そういう状態であれば、現在の一般ごみあるいは産業廃棄物、そういうものの中から出てくる有害な物質の処理については必ずしも満足すべき状態にないと言われながら、先ほど来指導を強めますとか検査を強めますとか、契約の際にそういうのは排除します、契約の際に排除しておいたら有害物質の不法投棄なんて起こらないのではありませんか。有害物質をこのセンターへ持ち込ませないということがまず大前提だと私は思うわけです。それがいまおっしゃる通りに、必ずしも満足な状態ではございませんと後ほど答弁しなければいけません。そのことによる海洋の汚染、国民の健康、生命に及ぼす影響というものは私は重大なことが起こると思うのです。そういうことが十分わかっている法律案を提案しておるのかどうかということですが、

○山村政府委員 廃棄物を所管しております私も、もといましては、そういう有害物質による国民の衛生とか生活環境の汚染があつてはならないという立場からやっておるわけでございまして、そういう意味で、御指摘のような実態のありますことはまことに遺憾でございまして、われわれの指導不足ということをご指摘をいただければ、また御指摘のとおり、センター法による広域処分の大前提といたしまして有害産業廃棄物の混入を未然に防止するというのを考えておりまして、今日、体系として、あるいは制度としてはできておると思ひますが、実態的に、先ほど仙台方式と沼津方式という御指摘だったかと

思ひますが、地域の事情によつてやるような指導をしてまいりました。それなりに体系はあつたわけでございますが、必ずしもうまくいっていないというところでございまして、十分研究いたしまして万全を期すよう指導してまいりたいと考えております。

○川本委員 国民の健康や生活を守るために、有害な物質の不法投棄が年々続いております。最近の統計では検挙件数は何件くらいあります。

○山村政府委員 警察庁の調べでございますが、五十五年度の産業廃棄物処理法違反の検挙件数は四千五百四十二件でございます。前年に比べましてトータルとしては減少しております。そのうちいわゆる不法投棄に該当するものが三千三百余件というところでございまして、これもどういふ事情か、幸いというところでございまして、若干減少をいたしております。その内容を見ますと、最も多いのが建設廃材でございます。約七九%を占めております。次いで、汚泥一三%、これで九二%を占めております。有害なものにつきましてはパーセントとしては上がつておらない実情にございます。

なお、その不法投棄の原因といたしまして、動機といたしまして、そういうものを警察庁も指摘しておりますが、処理経費を削減するためが四九%を占めております。また、処分場が遠い、あるいはない等、処分場に起因するものが二三%等となつております。処理経費削減、経済性の追求から自分の責任を果たしていないという、有害産業に對する意識がまことに低調であるという印象を強くするとともに、処分場がないというところも一つの原因であるというふうな理解をしているところでございます。

○川本委員 いまおっしゃったように、五十四年度は検挙件数はもう少し多くて五千二百四十三件あつたわけですね。五十五年度は若干減つておるようですけれども、そのような不法投棄が起つてくる原因は、いまおっしゃったように、処理経費削減のためというのが圧倒的多数を占める。その次

に、処分場が遠距離のためとか、処分場の受け付け時間が短いためとか、処分場の委託手続がめんどうだからとか、最初から営利目的をもつて、こういうようなものが大多数を占めておるわけですから、幾ら整備センターをつくつても遠距離であれば持つていかなければ業者もたくさんあるというところは、これ一つを見ても明らかだと思ひますが、問題は、先ほど来私が指摘してきてますように、有害な物質を――その前に、そうしたらちよつとお聞きしておきましょう。

工場から出る汚水、排水、あるいは下水道の終末処理場から出るスラッジとかピット、こういうようなものについては現在どのように処分されておるのですか。

○山村政府委員 一般的に埋立処分をする場合には脱水をしまして、含水率を下げましてから処分をすることができ。当然に有害判定基準に適合するといひますか、有害判定基準を超えるもの、つまり有害なものについては埋立処分はできません。

○川本委員 そうすると、先ほどから質問してきただ中で一番問題として突き当たるのは、いまおっしゃった工場の排水あるいは工場から出る汚泥、あるいは汚水処理場等から出てくる汚泥、スラッジ、ピット、そういうようなものも有害なものは固形化して廃棄させることは許さないと、業者が自己責任でやらねばならぬ。そうすると、あの原子力発電所の放射能を含んだごみを中部太平洋に捨てようというところで政府が一生懸命やるのと同じことで、どこへ捨てても有害な物質ですけれども、こういう一般産業廃棄物の中から、あるいは産業廃棄物の中から、あるいは汚水や汚泥の中から出てくる国民の命や健康に有害な、そして海洋を汚染するおそれがある、大気を汚染するおそれがある物質の最終処分は、現行法ではあくまでもその排出をした業者の責任においてこれをさせることになっておるのか、それとも、それは最終的には地方自治体も責任の一端があるのか、政府もその責任の一端があるのか、この辺について明確なお

答を厚生大臣にお聞きしたいと思う。

○山村政府委員 事業所から出てまいりますという有害廃棄物につきましては、その責任は事業者にございます。

○川本委員 事業者はしないのでしようね。それは捨てる場所はないのでしよう。

○山村政府委員 先生御指摘のとおり、また先般も御議論がございましたように、有害産業廃棄物につきましてもコンクリートで固形化してそのままだま埋め立てる。固形化した際に、固形化した状態で有害判定基準に合格するといいますが、有害でない状態にしておく必要がございします。

それから、遮断型埋め立てと申しまして、完全にコンクリートで密封したような形で埋立処分も許されております。

○川本委員 遮断型の埋め立てとか密封とかコンクリート詰めとかいろいろ言われますけれども、大変処理費に金がかかるわけですよ。営利を追求する企業がそのような処分に大金のかかるようなことをしておいたのではコストに合わないからこれはやらない。もっと安上がりで、そして簡単にできる方法、それはいわゆる粗大ごみの中にまぜたり、一般廃棄物の中にまぜたり、混入して、何とかしてこの整備センターの中に持ち込んで安い価格で処理しようというのを営利を追求する人たちが考えてあたりまえの話。そのことを排除できるという確信がないままこの整備法案を強行して、そうして大阪湾や東京湾の中にそういう廃棄物の処理場をつくるというのは、つくつてすぐにこの被害はあらわれませんかけれども、何年かたったら瀬戸内海の魚は一匹も食えないとか東京湾の魚は一匹も食えないとかいうことに発展をし、やがてはがんとか、いろいろな周辺の人々の命を脅かす原因になりかねないと思われませんか。そのことを一番心配する。

その点について、厚生大臣、どうですか。あなたはもう余命少ないけれども、もっと若い人たちは、これから二十一世紀を背負わなければならぬ若い人たちは大変なんです。このことに責任を感じませんか。

○園田国務大臣 御発言、きわめて大事な問題であり、しかも起りがちな問題でありますから、これに対する対応策を十分考えて努力をいたします。

○川本委員 もう時間ありませんので質問は終わりますけれども、まだまだ時間があれば質問しなければならぬことはたくさんあるのですけれども、もう少し後で質問の時間が与えられますように要求して、私の質問を保留して、終わりたいと思います。

○小此木委員長 山本政弘君。○山本政弘君 広域臨海環境整備センター法案、これは後でセンター法案というふうにならばいいと思いますが、この質問に入る前にちょっとお伺いしたいことがあるのです。

先ほど川本委員の質問に対して、園田厚生大臣は、廃棄物処理が主である、こういうふうにおっしゃったと思います。そうして、この法案は運輸省の法案ですね。運輸省の法案であるにもかかわらず廃棄物処理が主であるということになれば、当然これは厚生省の法案として出すべきが本当じゃないでしょうか。そうでなかったら、運輸大臣は廃棄物処理が主でないんだというふうにおっしゃりたいのかどうか、そのことをまず冒頭に私は伺いたいわけです。

〔小此木委員長退席、園田委員長代理着席〕

と申しますのは、運輸省港湾局から「港湾における広域廃棄物埋立処分場整備構想」というのが出ております。ここには、ごみ、産業廃棄物、残土、そういうもので最終的に処分する必要があるものが相当量に達している。したがって、「これらの処分場の確保は国民生活、産業活動等にとって必要不可欠のものである」とこれが一つ。第二点は、「他方、港湾の背後の都市の健全な発展と活動を支えるためには、港湾機能の一層の高度化、都市臨海部における再開発等を進める必要があり、所要の土地確保の要請が強い」とこうなっ

ているわけです。二つあるんですね。どっちが本当なのか、まずお伺いしたい。これは厚生大臣とそれから運輸省の方の問題と矛盾があるのです。よ。

本論に入る前にそれをひとつ聞かしていただけないでしようか。

○園田国務大臣 厚生大臣が廃棄物処理が主眼であるという趣旨のことをおっしゃいましたが、これは廃棄物を入れるんだというところから見ましたら、確かにそういう問題は言えると思うのです。しかし、この法案を作成した時点における趣旨を確立いたしますときには、先ほど港湾局長が言いましたように、どちらが主でどちらが従だという議論はなかったものであります。そうではなくして、ごみも最終処理が、先ほど川本さんの御質問にありましたように、市町村など、あるいは処理業者が最終処理場に非常に困っておるといことは事実でございします。その困っておるところを、それを乱投棄されたらこれまた困る。そこで、それを集中的に投棄をせしめることが、秩序ある投棄をさす方が管理しやすい、こういうところから、それではその場所としては港湾しかないではないか、こういうことになりました。

しかしながら、一方から言いました港湾をそう勝手やたらに埋立地にされては困る。そこで、そういうふうな最終処理場が港湾でしかないとするならば、港湾のいわば秩序ある将来の開発に役立ち得るよう投棄せしめるべきである、こういうことでございしました。それと同時に、港湾の将来におけるその埋立地が、いわばその周辺地域の生活向上にも役立つ、そういうことを兼ねた地点において投棄せしめるべきである、こういうことになってまいりました。それと同時に、埋め立てをするにつまましては、先ほど海洋汚染の問題も出ておったように、将来においてそういう汚染とかが何かついては困るから、だから港湾の擁壁、いわば埋立地の予定地をつくるについては十分な技術管理をしなければならぬというので、港湾局が中心となりました。そういう技術配置をいたしてお

ることでございします。

でございしますから、どちらが主でどちらが従、こういう考え方があったのではなくして、まさに港湾の開発ということとそれからごみの投棄、廃棄物の処理ということと複合した行政の中で処理しよう、こういう趣旨でございします。

○山本(政)委員 ここでは余り議論すると損のようない気もするのですけれども、要するに廃棄物が主である、その処理をするのには港湾しかない、そして、その港湾をやるには、勝手にやられては困るから運輸省としてはその点について受け皿をひとつつくっていく、こうなるわけでしょう。そうしたら、順序からいけば廃棄物処理が主になるんじゃないか、どうもあなたの説明を聞いていてもそう感じてしまうのではないのですか。

簡単でいいですから、もう一遍言ってください。どっちが主なんですか。

○園田国務大臣 主であるとか従であるということとは、私たちは議論しておりません。ですから、あわせてものを同時解決をするにはどうするかというところでございします。

○山本(政)委員 そうすると、厚生大臣、さっきの発言はどうなりますか。

○園田国務大臣 お答えをいたします。厚生大臣としては、その廃棄物の安全あるいは活用、こういうことでございしますから、厚生大臣の立場から言えば廃棄物が主でございします。しかし、いま運輸大臣の言ったことと私の言ったことは矛盾しないと思っております。

○山本(政)委員 これは後でどなたかにひとつしつかり質問してもらいたいと思うのですが、こういう文書があるのです。私のところへ来た文書の中に「東京湾のハゼもシロギスもイシモチもアジも、そして干潟のシギもチドリもみんな心配しています。大きなフェニックスがやってきて、全部食い殺されるのでは……」、私は実はこれを見たときに、なるほどという感じがしたのです。気仙沼という町があるのです。気仙沼湾という湾があります。その湾のちやうど中央部に島があ

るのです。七、八年前から外洋との交流が非常に
なくなつてしまつて、まさに死の海化されつたあ
つたわけですね。それに対して大変苦勞して、私は
地元へ行きまして県議員の人、市会議員の人と
一緒に歩きまわしたけれども、ようやく見通しがつ
いたというのです。しかし、汚水の排出、これに
人口の増加とかいうようなことを考えると、どう
も先行きというものはまだまだ見通しが立たぬ、
こう言っているわけです。

その話を聞いて思い出したのは瀬戸内海です。
淡路島という大きな島がある。そこにまた埋
立地をつくる。人口がふえる、廃棄物が出てく
る。産業が肥大化してくる、廃棄物が出てくる。
そういう大きな島に遮断をされた中で一体外洋と
の海水の交流があるのだろうかどうだろうか。と
すると、非常に大阪湾というのは汚れてくるの
ではないだろうかという感じがするわけです。

ここに一つの資料がありますけれども、東京湾
というのは四十八年をピークに一番汚れたとい
うふうに思います。東京湾、千葉湾、横浜港は四
十九年が一番汚染された、ピーク時というのは四
十九年です。それからだんだんときれいになつて
きたけれども、どうも最近見ると、千葉港あたり
もまた五十四年、それから横浜港についても五十
四年ごろはだんだんとまた汚染が始まつてきてい
るのではないだろうか、こういう数字があるわけ
です。とすると、そこへもつてきてそういうもの
をつくっていくということになれば、ちょうどいま
申し上げたように、ハゼもシロギスもフエニツ
クスに食われてしまふのではないかと、つまり海が
泣いている、こういうことになりはしないかとほ
くは思ふのです。

そこで、お伺いしたいのは、法案の趣旨説明
から何から読ましていただきました。大変意外だ
つたことは、提案理由の説明の中に環境保全とい
うことを一言も書いていない。こんなふざけたこ
とがありますか。残土の処理と港湾の整備とだけ
はあなた方は書いています。保全ということ
が書いてあります。

厚生大臣、運輸大臣、時間がありませんから簡
単に答えてください。

○塩川国務大臣 法律案の第二十条、基本計画と
いうところがございまして、このセンターは事業
をするにつぎまして基本計画と実施計画を提出を
しなければならぬのでございまして、その基本計
画、法案で申しますと第二十条でございまして、
その第二項のところに第五という号がございまし
て、そこに環境保全に格段の配慮をするように明
記いたしております、これを確実に実施いたし
たいと思つております。

○山本(政)委員 法案のことについては後でお伺
いたします。私が申し上げているのは、提案理
由の説明の中に環境保全ということが一言も
入っていないのかということ。法案の前身に
ついては後の質問で私は付言いたします。だけ
れども、提案理由の説明の中に環境保全が一言も
入っていないということが実はこの法案の性格を
はつきりと示しているのではないかと私は言いた
いのです。二十条、一条、このことについては後
から時間があれば私は質問をいたします。しか
し、提案理由の説明の中に一言もなぞ入ってない
のです。つまり、それは捨てればよい、港湾をた
だただ整備すればいいという観念が働いておるの
じゃないかということを私は申し上げたいのです
よ。

こんなふざけた提案理由の説明がありますか。
厚生大臣、どう思いますか。

○國田国務大臣 第一条の目的の中に「環境の保
全に留意しつつ」という言葉が使つてありますの
で、それでいいと考えたわけでありまして、環境
の保全にはこの上にも注意する必要があると思ひ
ます。

○山本(政)委員 法案はなるほど書いてあるけれ
ども、提案理由の説明の中にそれが書いてないとい
うことは決定的じゃありませんかと私は言つて
いるのです。法案をつくる過程については後で
お話しいたします。
どなたかいらつしやいましたらお答えいただき

たいのですが、廃棄物の排出抑制、中間処理の徹
底、それから再生利用の保証のために使われた、
要するに減量化、これに使われた予算が幾らか、
国の予算全体で、それから、廃棄物の処理のため
の技術開発の予算は幾らか、施設設備の予算
は幾らか、これだけちよつと聞かしてくださ
い。どちらでも結構です。

○山村政府委員 五十六年度の予算におきまして
は、一般廃棄物の整備のために約六百三十五億で
ございまして、また、調査研究関係で厚生省関係分
といたしまして、五十六年度では二億七千三百万円
でございまして、

○山本(政)委員 このセンター法案では大変な金
を使うのですよ、七千億。廃棄物処理、中間処理
の徹底、再生処理促進のための費用というのがそ
の割に満たないのです。政府全体といった方が
いいかも知れませんが、運輸省も厚生省も、つ
まり資源の再生とか中間処理の徹底とか、廃棄物
をどうやって抑制するかということには目を向け
ないで、そして、ただただ埋立地をつくらばいい
という安易な方向をたどっているのではないだろ
うか。もし本気になつて、フエニツクスに使うだ
けの半額でもいい、それだけのものをいま申し上
げたような項目のものに使う気があつたら、私は
よほど違つていふと思うのですよ。

この点について、将来一体どういふふうにお考
えになつていふのか、廃棄物の方が主であるとお
答へになつた厚生大臣からお伺いいたします。

○山村政府委員 廃棄物の中間処理施設等の整備
につきましては、五十六年度計画をつくりまして計
画的に整備をしていきたいというふうに考えており
ますが、五十六年度から六十六年度の第五次廃棄物
処理施設整備五カ年計画におきましては、総事業
費一兆七千六百億円ということで、先般閣議の了
解を得、現在緊急措置法の改正をお願いをいたし
ておる段階でございまして、その中で特段の配慮
をしてまいりたいというふうに考えております。
○山本(政)委員 私の質問が間違つておつたら指
摘してください。

運輸省も厚生省も五十一年から、このセンター
法案が恐らく頭にあつたんだろうと思ふのですけ
れども、調査をなさつていますね。それから、五
十五年までに八億円という膨大な金を使つてい
る。なぜ調査結果の概要というのが公表されない
のでしょうか。これだけの金を使つて、そして、
これだけ合同審査まで開く。私は恐らく沿岸の住
民の人たちも大変な関心をお持ちになつてきてい
るだろう、こう思ふのですが、そういうことであ
るならば、やはりこれは地域住民を含めて、私ど
も納得の得られる説明というものが欲しい。そ
れに対してなぜ調査というものをあつしにならな
いのですか。調査がなければ、ただただあなた方
は整備をいたしますというだけのこと、一体ど
んな影響があるのか、そういうことがはつきりわ
からないじゃありませんか。たとえば海流一つと
つたつて、そういうことが一体漁民にどんな影響
を与えるだろうか、そういうことはいかにもわか
らない。わからぬままに事業を推し進めようとし
ているのだろうか。五十六年には大阪の方はもう
事業主体を何とかしようと言つていられるわけでし
ょう。この法案が通れば、五十七年には東京も同じ
ように追隨をするということになるんじゃないで
すか。事業主体だけが先行して、そして環境とい
うことに対して何も公表されない、そういうこと
が一体あるべき姿なのかどうだろうか、そのこと
をお聞かせください。

○吉村(眞)政府委員 御指摘のとおり、総額約八
億円の調査を五十五年度までに実施をいたしてお
ります。それで、この調査の結果といひますか、
成果は、昨年来この構想を立案しますような際
の、廃棄物の量でございましてとかあるいは関係の
海域がそういう埋め立ての余地があるかどうか
とか、そういうことを判断する際に使用してお
るわけでございまして、今後、センターができた
したらこのセンターにこの調査は引き継ぎまし
て、十分に利用していただくということにならう
かと思ひます。
さらに、その個々の調査の公表の問題でござい

ますが、その必要が生じた場合、たとえば御指摘ありましたように、漁業者等から漁業関係の調査結果について公表を求められたような場合にはこれは公表をする場合もあるだろうと思っておりますが、ただ現在までやりました調査自身は公表を前提につくっておりませんので、中身の整理の仕方とかあるいは文章の表現の仕方とかに必ずしも公表に適切でないような点もあらうかと思っておりますので、必要がありました場合には公表をさせていただきますように準備をしたいと思っております。

○山本(政)委員 「厚生省における五十六年度の廃棄物処理基本施策」の中に「昭和五十六年度廃棄物処理施設整備事業関係予算の概要」というものがある。そこにコメントが出ています。「廃棄物処理施設設計にかかるとアセスメント手法の策定に関する調査、施設の建設に当たって、事業効果の向上を図るとともに、その実施に際して地域住民のコンセンサスを得る」、いいですか、「地域住民のコンセンサスを得ることが必要となるので、計画段階において事業効果に関するアセスメントおよび環境影響に関するアセスメントを行うことが肝要であり、そのための手法を開発し、策定するものである。」こう書いてある。

地域住民の合意を得ることが前提になっておるじやありませんか。なっておるのだしたら、何で個々のために、漁民は漁民、漁民の問題が出たらそのつど出すということは、それじゃ分断じやありませんか。ある地域で内陸部において何か問題があればそこに対しては何かを出す、漁民に対しては何かを出す、また片一方に対してはその部分だけ出していく、そんなふざけたことがありませんか。そして、われわれは東京湾全体の環境影響の評価というものができないで、そういうことを知らないでこの審議をやれというのですか。そんなことができません。出さないよ、出さなかったら審議できないじやありませんか。

○吉村(政)政府委員 さしあたり大阪湾、将来にわたりましては東京湾につきましてもこのセンタ

ーの事業に関しましての環境アセスメントの実施は、センタが主体となってこれを行う必要があると思っております。その内容につきましては、先ほど来御指摘ございます潮流でございますとか、あるいは水質でございますとか、底質あるいは生物相、大気の状態、そういった万般の調査をそれぞれいたしまして、環境変化の予測とか影響の予測、そして対策といったようなものを総括した環境アセスメントというものを実施する必要があるかと思っております。これはセンタが法律に定められております基本計画を策定いたしますときに当然行わなければならないことかと思っております。

それで、これを公開するかどうかという点につきましては、法律上の手続とは別に、このアセスメントの結果につきまして適宜説明して地域住民等の理解を求める努力をしなければならぬというところは当然であろうと考えております。

○山本(政)委員 だから、いままでの調査をお出しになるのかならないのかということをお聞きしたいのです。

五十五年十一月に生活環境審議会が「大都市圏域における廃棄物の広域的処理に関する基本方針について」という報告書を出しているでしょう、出していませんか。

○山村政府委員 生活環境審議会の答申として受け取っております。

○山本(政)委員 そのときに、廃棄物の運搬から跡地利用に至る事業の各段階に対応した環境影響の事前評価を行うことが必要である、そして、それは地方公共団体並びに地域住民の理解を得てもらいたいとちゃんと出ているじやありませんか。

なぜそれを出さないのです。出さなければ審議になりませんよ。「これからだ」と呼ぶ者あり。これからはいいんだ。いままでやっていっているものがあるんですよ。いいですか。そして、五十六年には大阪ができていっているのですよ。何もしないで、つまらぬこと言わぬでくださいよ。五十七年には東京が発足しようとしているでしょう。そ

れならそれで、いま出さなければどうなりますか。出さなければ審議になりませんよ。出すのか出さないのか、それを答えてください。出せなかつたらこれは議論にならぬじやありませんか。――委員長、運輸大臣に聞かしてくださいよ。そんなことじゃ審議にならぬじやありませんか。

○山村政府委員 ちょっとその前に。

このセンタ法は初歩のそういう組織をつくるという法律でございますが、アセスメントその他もろもろの調査の実施はセンタが基本計画をつくる段階までにすべて手続を終える、もちろん住民の同意も含めてアセスメントも行い、相応の手続をとって進めるということでございますので、今後二年間かかって地方公共団体の廃棄物はどうこの町はどれぐらいという契約もおおむね定まらして、個々に具体化した結果、具体的な絵になってくるということございまして、現在はまだ漠然とした姿が出ておるという状況でございます。御理解をいただきたいと思っております。

○山本(政)委員 それでは、並行して出せませんか。事業主体というものが進行していくのだったから、それに応じて国民に対して地域住民に対しても、あなた方が納得させる必要があるでしょう。その時点になってきたことが起こる、それ以前に時間をかけて理解をさせることが必要じやないですか。その段階になってしまつてきたことが起きてもやることが権力を使うことじやありませんか。出してくださいよ、それだけだ。それがなければ話が進まぬ。

○吉村(政)政府委員 先ほど申し上げましたように、現在までにいたしました調査の結果について公表をいたしますこともあるというふうに申し上げました。そして、たとえばとして漁業者からの要求があった場合と申し上げたわけで、全体的な調査の結果を公表する必要があるまいりましたらこれを公表できる形に整理をいたす必要があるというふうに申し上げたわけでございまして。

○山本(政)委員 五十二年、五十二年、五十二年、五十四年、五十五年と五年間かかっているのですよ、ばくに言わせたら。五年間の調査なんですよ。五年間調査したらある程度の中間報告が出たつていいはずじやありませんか。そんなふざけたことはありませんよ。出してくださるのか出さないのか、それだけははっきりしてください。

○吉村(政)政府委員 先ほど申し上げましたように、現在の資料と申しますのは公表できるような形にまとまっておりますので、これを整理いたしました後で提出したいと思っております。

○山本(政)委員 まともでないというのなら、それにお任せする、センタができたからそれにお任せする、センタができたからそれにお任せする、後の紛争処理についてはそのセンタにお任せをして私どもは知らぬということになったら大変なことになるじやありませんか。国が進めてきた問題です。厚生省と運輸省が進めてきた問題に対して、トラブルが起きそうになってきたら今度はセンタにお任せをして、後は環境影響の評価はそこでおやりくださいということになりはしないか。そんな無責任なことはばくは許されなと思うのです。だから、あえて言っているのです。

それでは、いつ出していただけなのか、そのとだけきちんとしてください。

○塩川閣下大臣 先ほど来局長が答弁いたしておられますように、これはいわば基本調査でございます。埋め立てをするということになれば潮流がどうなるか、あるいは海底の土質はどうであるか、ヘドロの状態はどうか、そういう基本調査をやつてきたのです。したがって、こういう地点であれば候補地としてできるであらうというところが決まっております。

それで、山本さんの御質問の趣旨は私はよくわかるのです。それは実施をしていこうとするならば、そのときには当然住民の合意を得るためにきちつとした調査報告を出さなければいかぬ。ところが、いまやっておりますのはそういう基礎調査

をやっておる段階でございまして、センターができましたらその基礎調査を申し送って、そこで地点を決めるのです。その地点を決めたら、その地点に伴う本格的なアセスメントをやらなければならぬ。こういうことで、このセンターがアセスメントと同時に地元住民の協力を得るということもあわせてやっていかねばいかぬ。それはやはり阿主務大臣の責任でもあると思います。しかし、いまの段階で、いわば基本調査というものを完全に整理しておらないので出しにくい、こう言うておるのでございしますが、そのセンターが設立されるまでは必ずこの基本調査の整理をいたしまして提出するようにいたします。

○山本(政委員) 基本調査をして、海流とか水質とか、その他いろいろデータが出てくる中で、どこに決めるかということについて、それこそ委員会が審議していかないのですか。

○堀川(国務大臣) 可能な候補地だけを検討しておるといふことであります。

○山本(政委員) 持ち時間が終了したそうですから私はやめますけれども、午後からまた御質問させていただきますけれども、それでは私は納得できません。そんなふざけたことないです。潮流が変化をするのは、あなた方は、どこにそういう埋立地をつくったら潮流がどのように変化をするというところを、仮に大臣の意見を聞くとしても、このケースの場合にはこのケースがあるということがあったはずでしょう。そうじゃありませんか。それをお出しなさい、こう私は言っているんですよ。出したらいけないことになるから、こういうことじゃないんでしょか、勘ぐれば。(「まだ資料がまとまっていないんだ」と呼ぶ者あり) 資料がまとまっていないのは怠慢ですよ。環境部長みたいな妙なことを言う人がおるからですよ。自民党の環境部長、何を言ったんだ。責任者でありながら、環境片は必要だなんて言っておる人がおるからですよ。つまらぬことを言わぬでください。(「だれが言ったのだ」と呼ぶ者あり) あなたのと

ころの人だよ。

○関谷(委員長代理) 次に、五十嵐広三君。

○五十嵐(委員) いまお聞きしておったのですけれども、どうもおかしいですね。

局長さん、公表を前提として調査してないから公表できないのだというんですね。御調査になるときには、初めに公表すること公表しない場合と分けて調査をするのですか。どうなんですか。

○吉村(政委員) 私どもが調査をいたしますときは、一般的には公表ということは前提にいたしておりません。私どもの行政上の指針といいますが、そういうことで調査をいたしております。しかし、事の性格上、調査の性格上、これの公表が必要になる、あるいは公表することを求められる場合はございしますので、そのときは、その資料が公表できるかどうかという検討をいたしまして、公表できる場合はそのまま公表いたしますし、それから、先ほど申し上げましたようなことで資料の整理が十分でないとか、あるいは表現が誤解を招くような場合はこういうものを整理した上で公表する。また、先ほどちょっと触れませんでしたけれども、調査の資料は、本当にコンピュータから出てきた計算の紙だけというふうなものもございまして、事ほどさように、すべて公表する前には相応の整理が必要だということでございます。

○五十嵐(委員) このごろは情報公開とかいろいろなことを言われているように、行政は公開を前提というか、原則にしてやっていると聞いているわけでしょう、いまは。非公開を前提というよりはやはり公開を前提にしている。ことに、こういうような廃棄物とか清掃だとかというものは国民の協力をいいただきながらやっていかねばいけないわけですから、原則は公開です。しかし、その中で公開できないものも一部あるでしょう。そのときには理由を述べて非公開にするということであって、先ほどのお話はおかしいと思いますよ。大臣、基本調査だからというお話がございしましたけれども、基本調査ならなお出していいんじゃないで

すか。しかも、半年前から調査を始めたというなら、まだ整っていないとか、そういうこともあるかもしれないけれども、四年間もやってきてまだと整理できてないなんて言ったって、だれが聞いたって納得がいけないんじゃないですか。山本さんも納得してやめたわけではない、時間がなくてやめたわけですが、これはだれが考えたって納得がいけないので、ぜひひとつ公表してほしい、こういうぐあいに申し上げておきたいと思ひます。

私は地方行政の立場ですから、その面でもっととまずお聞きしたい。

今度のセンターというものは、組織の上からいくと一種の化け物みたいなものですね。いままでの概念には全然ないわけです。何十も何百もの市町村自治体、それから複数の府県、これに港湾管理者、三つのものが一緒になって、これに主管大臣が監督をしながらやっていると、まさに怪物みたいなものです。これは自治法上でも全然こんなことは予期してない団体だろと思うのです。これは自治省の方でどうお考えになっていらっしゃる。何か一部事務組合の突然変異のようなものか。何かならぬ気がするのです。そこで心配なのは、また今度何かやるときにこんなようなやり方をやるのじゃないか、これでは行政の事務の基本的な秩序というものが混乱してしまうのではないかと。これは固有事務ですからね。

この辺についてちょっと見解をお伺い申し上げたいと思ひます。

○大嶋(政府委員) 御案内のように、廃棄物の処理につきましては、現行法制上、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務であります。産業廃棄物の処理につきましては事業者がそれぞれ責任を負うというところになっておるわけですが、産業廃棄物の処理について主として広域的に処理することが適当であるというふうなものにつきましては都道府県が行うことができるというふうにされておるわけでございます。特に近年大都市地域を

中心といたしまして最終処分地の確保が実際上きわめて困難になってきておることは御承知のとおりでございます。このような廃棄物の最終処分地の確保を図りますために、都道府県あるいは市町村の立場を踏まえまして、地方団体が広域的に協力する一つの方式として今回のセンター法案が提案されておるということで、それなりに意義があるものだと考えております。しかし、そう言いましても、地方自治の本旨は質かなければならないと思っておりますので、その点につきましても十分配慮した法案になっておる、こういうふうに理解いたしております。

○五十嵐(委員) 余り時間がなから地方行政で改めて少しやらせてもらいたいと思ひますけれども、どうも印象から言うと、道州制のはりみない感じがしますね。このごろそういう論者が少い出てきた感じがいたしますけれども、どうもそういう感じがしないわけでもない、懸念があるという気がいたします。これを申し上げておきたいと思ひます。

私どもは地方行政ですから、どうしても地方自治体の立場や自治省のひいき筋になるから思うのかも知れませんが、今度の法案をずっと見てみまして、どうも自治省の影が薄いですね。法のどこを見ても自治大臣の名前なんか出てくるどころが一方所ありましたけれども、あとはありません。厚生大臣や運輸大臣はどかんと座っておりますけれども、自治大臣はドアの外からちょっとのぞいているような感じの程度であります。

第五条の二項に出るわけですが、いわゆる「センター」に出資しようとする関係地方公共団体又は関係港湾管理者は、自治大臣の承認を受けなければならぬ。こうなっているわけです。承認を受けなければならぬ、こう言っているけれども、しかし、これはその前後の状況から言うと承認しないなんというケースはないでしょう。額だつてわずかだし、しかも主要な自治体だけ持つわけでしょう。財政上問題があるなんというふうな程度のものでは全くないのです。しかし、かつ

こうだけつけて、ここで自治大臣の名前を出して
おいたということなんですよ。が、本来固有の事
務だということから言うと、ぼくはちよつと情け
ないなという感じがするのです。たとえば第二
条第四項、このところに協議の相手がつつとあ
ります。この相手としてどうして自治大臣が出
てこないのですか。これはどう考えたつておかし
いのです。入るのが自然です。

どうですか、厚生大臣、運輸大臣、入れてやっ
てくれませんか。

○塩川国務大臣 五十嵐さんも市長をやつておら
れて、こういう行政事務は十分御存じだと思ひの
ですが、これは主務大臣を決めましたのは行政の所
掌事務を中心に決めておるのです。自治大臣は港
湾が所掌事務でもございませぬし、また、ごみ処
理ということも所掌事務じゃない。確かに地方自
治体は固有事務でございまして、自治省はその自
治体を所掌しておるのでございまして、でござい
ますから、所掌事務を中心として考えてまいりま
す。主務大臣はやはり厚生、運輸ということにな
る。しかし、やはり投棄されるのは自治体のこ
とでございまして、自治省あるいは建設省なり
あるいは農林水産省、環境庁はもちろんでござい
ますが、こういうところと十分協議はしていか
なければならぬ。これはもう私たちはその精神は十
分持つておりますが、主務大臣ということになり
ますと、先ほど申しましたように相なるわ
けであります。

○五十嵐委員 しかし、第二項四項というのは区
域を決めるわけですよ。そうすね。これは運輸
大臣とそれから厚生大臣が協議しながら、区域内
の地方自治体とまた協議をして決める、こうなっ
てゐるわけですよ。このところ、協議の相手に
自治大臣が出てこないというのはおかしいですよ。
主務大臣という意味ではなくて、全く無視して
いるじゃないですか。これだけの広域の地域を指定
する、これはどう考えてもおかしいですね。まあ
時間がないから次に進みます。

が少しあったと思ひますが、廃棄物の受け入れの
基準の問題ですが、この基準の内容というものを
具体的にお知らせをいただきたい、こういううぐあ
いに思ひます。それから、同じ二十条の二項の
四ですか、廃棄物の減量化等の施策の推進に寄与
する基準にする、こういうことも言っているの
であります。そんな点も含めながらこの点について
の御説明をいただきたい。それで、具体的に、
たとえば基準に照らしてこういうようなものを受
け入れないんだ、こういうものはセンターとして
は受けませんというものは何々なのかと思
ひます。いろいろなことを簡明にひとつ知らしてほしと思
ひます。

○山村政府委員 広域処理場に受け入れる廃棄物
につきましては、跡地利用も考えながら考えてい
くわけでありまして、その前に地域の事情によつて
センターが決めるということもございまして、大
体具体的に申し上げますと、生ごみなど分解性の
高いものは焼却等の処理を行った後の残渣、それ
から汚泥等水分を多量に含んだものは含水率を一
定以下に下げる。それから粗大ごみ、建設廃材等
の大型廃棄物は一定の形状、寸法以下に切断、破
砕したものとする。当然に有害物は排除するとい
うような考えでございまして。

○五十嵐委員 どうもさういふ大ざっぱな答え
であれども、しかし実際に決めるのはもっと細
かくきちつと決めるんですよ。それで、し
ね。そこそこをお聞きしたいところですが、
とにかくきちつと決めていく。ことに有害廃棄物
等については厳しい内容になるんだらうというふ
うに感ずるのであります。

しかし、どうですか、どんなセンターに来る
というものは、恐らくは車で何秒に一台でし
ょう。二秒に一台という説もあるし、五秒に一台とい
う説もあるが、つまりそのくらいのスピードで来る
わけでしょう。これは基準に照らして実際に受け
入れるところでチェックできますか、現実の問題
として、これはもうトラックに山積みで次から次
に来るわけですね。そのまま船に入れて、船は持
つていくわけですが、どの時点でどうやって具体
的に点検しますか。いまやっているのなんか聞き
ますと、来るやつはシートをちよつとはいで上
面を見るだけですよ。書いてきた書類をそのま
まのみ込んでいくだけですね。それがばつがばつ
とあけられていく。あけられたら、もうどこからど
んなものか、わかりはしないですよ。それです
ね。ちよつと待たなう言つていたら、何十
台、何百台の車がたちどころにそこに山になつち
やう。渋滞ですよ。

現実にはどうやってそれを点検できますか。仮に
ちよつとおかしいと思ひやつてどうやって拾いま
すか。どうなんですか。

○山村政府委員 できるだけ車が集中しないよう
な搬入基地の分散とか、時間的な配分調整とか、
情報管理によつてそういうこともやりたいと思
ひますが、いづれにしても、搬入の頻度
は数分に一回ということもございまして、長々
と搬入口でチェックしているわけにはいかないと
いうことは実態的に起きていると思ひます。したが
って、それ以前のチェックということも考えざるを
得ないかと思ひますが、その一つとい
たしまして、それぞれの排出事業者と、あるいは
業者に委託する場合に委託業者とセンターがそれ
ぞれ契約をし、個々に相手を確認した上で捨てさ
せる。それで、チェックカードを持って、この業者
はこういう物を持つてくることになるという物の
内容もあらかじめ契約段階で確認をしてやるとい
うことがまず一つあるかと思ひます。

基本的には、先ほど来御指摘ございましてよう
に、有害廃棄物がいづれに廃棄物の中に混入して
くるという問題がございまして、これは別の廃
棄物処理法の施行そのものとして、厳正に処理基
準あるいは運搬基準等が守られるように指導する
必要があるかと考えております。

○五十嵐委員 つまり、実際問題としては受け入
れるところでそんなにチェックできるものではあ
りませんと、簡単に言へばね。

そこで、そういうことになったら、とにかく巨
大な集積をするわけですから、それは有害物質の
複合的な汚染なんというのは大変なことになるん
じゃないですか。しかし、いまだつてこういう問
題は確かにあるでし。有害な産業、特に問題
のある産業物のチェック等については、結局は発
生源でチェックするほかはないのじゃないかと
思ひます。恐らく皆さんもそういふお考え
方が多いんじゃないかと思ひます。最近の産業
物処理法違反で検挙された件数は年間四千五百九
十一件、こんなのは検挙されたやつですから、氷
山の一角もいところ、ほんのわずかなもので
しょう。それでも四千五百九十一件、四十九年以
降毎年急増しているわけですね。大変なものです
ね。検挙対象となつた産業物の不法処分量は約四
十万吨に及んでいる。これは前の年の四割増ぐ
らいになつてゐるわけですね。

産業廃棄物というのは、いただいた資料なんか
で見ると、東京湾あるいは大阪湾の圏域におい
て、推定最終処分量は、東京の場合が六億七千五
百万立米、大阪が二億九千八百萬立米、まあす
いもので、産業は全体の産業物のうちの八五%な
いし八六%を占めている。物すごい量になるわけ
です。

こういうような産業物を発生している東京圏ある
いは大阪圏の事業所の数はどのぐらいになります
か。それから、その中で有害な産業物を出してい
る事業所の数はどのぐらいになりますか。

○山村政府委員 ちよつと首都圏、近畿圏とい
うような整理はいたしておりますが、東京都を例
にとりますと、約七十四万三千事業所、このう
ち有害物質を含む産業廃棄物を排出しているのは
千七百事業所でございます。また、大阪府につ
いて見ますと、約四十九万事業所、このうち有害
物質を含む産業廃棄物を排出しているのは約八百
事業所でございます。

○五十嵐委員 次に東京の場合に、産業廃棄物
の前処理、中間処理施設の充足率というのはまだ
知れたものでしょう。三割ぐらいですか。

○山村政府委員 東京都でどうこうという数字は

○五十嵐委員 どうもありがとうございました

○関谷委員長代理 次に、平石磨作太郎君。

○平石委員 先ほどの論議をお聞きいたしておりましたが、今回のこのフェニックス計画、ま

ことに膨大な計画である。しかも、ごみ戦争と言われるぐらい、特に地方団体にとってはこのごみ処理ということで大変な悩ましさを感ずる。しかも、用地確保については非常に困難が伴っているわけですが、そういう段階において今回のフェニックス計画が両省によって計画をされた。これは時期的には私は確かに当を得たものではあるが、このように感ずるわけではありますけれども、余りにも問題点が多い。そして、この資料によりまして、五十一年来調査費をとって調査が行われておるわけですが、だが、先ほどの論議にもありましたが、まさに架空の論議です。仮定の論議になっておるわけですね。私は、五十一年来約八億円という調査をしておられるわけですから、当然ここで論議になるものについてはやはり調査がなされておるはずだ。われわれ素人のものが考えてすら大変な問題を抱えておるわけなんです。

したがって、このごみ処理についての、あるいは産業についてのごみ処理といったようなことも理解できるわけですが、現在どのくらい発生量があるのか、全国的な数字と、さらに、いわゆる近畿圏、東京圏、これに分けて発生量をお聞かせいただきたい。

○山村政府委員 一般廃棄物につきましてはちょっと記憶が定かではありませんが、年間四、五千万トン、産業廃棄物につきましては二億四千万トンが排出されておると記憶いたしております。そのうち首都圏につきましては、一般廃棄物につきましては千二百萬トン、近畿圏では七百萬トンが排出されております。

○平石委員 これだけ調査をかけて記憶の程度ですか。もう一回。

○山村政府委員 失礼をいたしました。一般廃棄物につきましては、五十三年度調査で四千万九百万トン、産業廃棄物につきましては二億三千六百万トンでございます。

○平石委員 それで、このようにいわゆる排出量

が出てくるわけですが、これの処理に当たっては、先ほどからいろいろ問題が出ました。この調査に当たってどんな問題が出ておったか、その問題点を示したいでございます。

○山村政府委員 一番大きい課題はやはり最終処分場の不足ということが数字として出てまいりまして、たとえば一般廃棄物で見ますと、大体六十年代前半には総体として処分地が足りなくなる。それで自分の地域で処理できなくなる市町村数が増え、将来的に全く見通しが立たない市町村もどんどんふえてくるというような事情が最も大きな点でございます。

○平石委員 これだけの調査がなされておいて、発表せられないのかもわかりませんが、明確な発表がありません。

そこで、具体的にお聞きをしていきます。これだけの発生量があるわけですが、もちろんこのフェニックス計画についての緊急性は理解できるのですが、大体このフェニックス計画が立てられないというところに仮定して、現状での処理ではどのくらい余裕があるかを見ておられますか。

○山村政府委員 首都圏、近畿圏における状況で見ますと、首都圏では内陸処分については処分実績から見て二、六年、近畿圏では五、九年、三年、六年の状況でございます。なお、海面埋め立てに依存しておる割合がわりあい多いわけでありまして、海面につきましまして、首都圏、近畿圏とも約八年、総体といたしまして、首都圏につきましまして約五年、近畿圏につきましまして約六年の余裕があるというふうに考えております。

○平石委員 いまお話がありましたように、首都圏においては二、六年、近畿圏においては五、九年、こういうお話でございます。

ところで、これらのものを処理するに当たって、今回いわゆる第三セクター方式によるところのセンターができるわけですが、これは考えてみますと、非常に地方自治法にもいろいろ関係が出てくる。しかも、これは一体どういう法人になるの

か、この性格をまず明らかにしていかなければならぬと思うのですが、地方公社方式とおっしゃっておるわけですが、広域的な地方公社方式ということになれば、それはどういう性格のものであるのか、これをひとつ明らかにしていただきたい。

○山村政府委員 お答え申し上げます。この法人の性格でございますが、センターの主たる業務は、地方の事務の委託を受けて行うものでございます。そういう意味からいまして、その性格とかセンターに対します監督の態様を見てまいりますと、いわゆる地方公社の方式を参考にしておるといふふうに考えるものでござい

ます。しかし、その関係します地方公共団体の数が非常に多いわけでございます。かつ事業を行う、設立団体によって設立する方式をとりますと、大変事務が複雑になるといふ問題がございますので、発起人を設けてまして発起人による設立という方式をとったわけでございます。

こういうことで、地方公社に似た方式であるといふふうに御説明をした場合もございしますが、若干特殊な姿をとっておりまして、広域でありますために関係する地方公共団体がたくさんありますので、単独の地方公社と違いました仕組みが必要だといふことから、管理委員会という組織を設けて、それぞれの親であります地方公共団体あるいは港湾管理者との間の意思疎通を図るといったような特色を設けたわけでございます。

○平石委員 広域的になれば一部事務組合といったような形式があるわけですね。一部事務組合にできないのか。これはいままでの現行法の中では、一般ごみについては市町村長の権限事項、責任事項ですね。それから、産業についてはもちろん都道府県知事が関与いたしておりますが、そういうように権限がそれぞれの地方団体にあるわけですね。それで、地方団体がみずから処理するというのがいままでの方式です。そして、ここに第三セクターをつくるというところについては、一部事務組合といったような、そういう権限に基づいて一

つのものができるということが本来の姿じゃないかという気が私はするわけですが、それができなかった理由をおしやうてくださいますか。

○山村政府委員 このセンターが考えております業務は、廃棄物の最終処理場の建設及びその管理運営といった仕事と、それから、この問題を一方港湾のサイドから見ますと、港湾の必要用地の埋立造成、こういうふうな業務を両面から持っております。

それで、こういった両面の業務を現行の地方自治法上の一部事務組合で実施をするといいたしますと、いわゆる複合事務組合というところになるかと思っております。これを構成する者が市町村だけというところで、都府県を含めた複合事務組合というのが現行制度上なじまないということがございまして、別の考え方を導入したわけでございます。そして、ただいま申し上げましたようなセンターというものを別につくりまして、これにそれぞれの責任を持つ公共団体が業務を委託してやらせる、こういう考え方をとったわけでございます。

○平石委員 そこで、いまおっしゃったような形式をとっていただくわけですが、地方自治体の権限事項を委託をする、そして一つの法人をつくる、そしてその法人がやはり委託を受けて業務を行う、こういう形になっておるわけですね。私は、いままでの体制から申しますと、そういう新たなものがここに一つ、いろいろな多目的な関係で生まれてくる、こうなりますと、地方団体に出資金は出させてあるが政府はただ指導監督するだけだ、こういういわば逃げと言っては語弊がありますが、これも消極的である。地方団体の方も、そういう形でセンターに頼むというふうな形になりますと、私はいわゆる委託に基づくものでございしますが、一つの処理するところの行政体のようになつてしましておそれがある。しかも、これに対しては、もちろん認可の権限もありますから監督はいくと思ひますけれども、政府自身がこれに地方団体と

同じように出資をして責任分野を明らかに持つような方式がなぜとれないのか、どうして全部地方にそういうような形にしたのか、このことをひとつお聞かせいただきたい。

○吉村(真)政府委員 お答え申し上げます。

地方公共団体及び港湾管理者の事務というものが、今回センターが考えております業務の内容そのものでございまして、この地方公共団体の固有の事務を行わせる組織でございまして、地方公共団体が出資をしてその運営に当たっていただくというのが一番適当な方法だというふうに考えました。

それで、国の関与と申しますか、全く国が関与しなくてもよければこれはまたそういうやり方もあるわけですが、広域的な問題でございまして、国の関与しなければならぬ部分もあるということから、法律上一番最小と申しますか、緩やかな意味で、後見的な意味での監督といえますか、認可等の業務を国が分担をする、そして責任はできるだけ地方公共団体に負っていただくという形が最もこの業務を実施するのに適当だというふうに判断したわけでございします。

○平石委員 私がなぜこれを聞くかと言いましたら、非常に問題を抱えております。だから、これが発足を始めましたら必ずいろいろな問題が出てくる。当然そこには基本計画ができ、実施計画がセンターにおいて行われるわけですが、それども、大変な問題が出てくるわけですね。そうすると、いわゆる責任団体としての地方団体はばらばらです。政府もそれから手を引いております。指導監督だけです。事業を行うことに伴う問題がいろいろ出たときに、指導監督という立場でしか関与しないという形になりますと、いわゆる監督権限というが、論議をするに当たって、現実にはセンターが業務を行っておりますので、地方団体はこれはセンターがやっておりますから、こうなる。果へいってもセンターでやっておりますので、事実上はこういう形になってしまうということです。それでは、住民のいろいろな問題が守られることが

非常に危惧されるということから申し上げておるわけです。

次に進ましていただきますが、この計画は、もと基本的な考え方は一応埋立地をつくって、それを将来は売却をし、処分をしてペイする、こういう形になっておるわけですね。たかさんの費用がかかるけれども、これが埋立完了後においては埋立地の処分を行い、売却を行って一応それまでの経費をペイするんだ、こういう基本的考え方ですか、どうですか。

○吉村(真)政府委員 埋立地を処分いたしました金額、そこから委託をいたします管理者からの委託料あるいは事業者から取ります処理料、そういうものを総合いたしましてペイするという考え方でございします。

○平石委員 そういたしますと、非常に良質な埋め立てにならぬとペイできぬということですね。これを売却し、処分するということになれば、良質な埋め立て、公害物質を、あるいは有害物質を埋め立てたようなそんな埋立地をつくったのでは全くペイはできません。買手がおりません。処分ができない。したがって、この事業を進めるに当たっては、先ほどから論議のありましたように、この業務を遂行するセンターは、あるいは地方団体がやるのか知りませんが、一般ごみについては市町村長の責任、産廃については企業責任が課せられておるわけですが、ここでそういった物質をどのようにチェックするか。このチェック機能が果たされなかったら不良な埋め立てになるのではないかと。ここが一番の問題になるんじゃないですか。これに対する体制の問題、どのようにチェック機能を發揮していくか、どういう体制でやるかということ、調査の段階で八億円もかけておるのですから明らかにしておると思はると思うのですが、お聞かせをいただきたい。

○山村政府委員 広域処分場の廃棄物の適正化によりまして跡地が有効に利用されるように配慮することは当然でございまして、調査の過程で、従来、各地方公共団体単独のいわゆる廃棄物埋立

護岸工事等で廃棄物の埋立処分が行われておる実績が幾つかございします。大阪、東京等にもそれぞれ例があるわけございまして、それらの管理体制、チェック体制というもののについていろいろ調査をいたしております。それを参考にしながら、入り口でのチェックのほか、搬入する者、いわゆる事業者あるいは業者、そういった者と、どういうものを入れるかということと事前に契約をしまして、ゲートでのチェックがやりやすいように、あるいは適確にできるように配慮することとも必要でありますし、何よりもそういうものが混入しないような事業者責任による適正な有害廃棄物の処理、あるいは一般廃棄物につきましては市町村がそういうものを混入しないような措置、そういうものについて徹底していく必要があるうかと考えております。

○平石委員 口ではそのように簡単におっしゃるのですが、現実にはいまの状況を考えたときにそれができておりますか。私は相当な人員も要するだろうと思う。だから、この産廃については一応企業責任にお任せ、しかも、それには処理基準があり、あるいは処理業者が委託する場合にはいかにその委託基準がありましても、これが本当にそのように行われておるのだろうかどうだろうか。私は、企業の方々はやはり努力はしていらっしゃると思っておりますけれども、これには、いまも質問の中で出ておりましたが、相当公害物質の不法投棄の問題もあります。そういった検査された人たちが大体五千件もあるという話の中からは、企業が本当に責任を持ってやってくれるかどうか、これは私たちがしっかりと心配な点です。ここは企業にお任せということに、チェック機能を別に持つてチェックしていく、こういう体制が必要でないか。しかも、東京湾に埋め立てるものは一応二億五千万立方、近畿では一億四千万立方、こういう計画がなされておるわけですが、これを全部搬出し、運搬をしていくについて強化せねばなりませんというお言葉では、どのように強化するのか、ひとつお聞かせをいただきたい。

○山村政府委員 繰り返しになるかもしれませんが、未然にそういうものが入らないように措置することがまずやるべきことであらうかと思ひます。現在、有害な産業廃棄物を排出する事業場の事業者は、その処理の業務をその責任において行いわけですが、そのために産業廃棄物処理責任者というものを置くことになっております。また、他人に委託する場合でも、これは有害な産業廃棄物である旨を明らかにし、有害物質ごとに区分してその種類、量を文書でその業者なら業者に、受託者に対して渡してそれが適確に処理されているかどうかを確認する、さらに不法投棄した場合に他の廃棄物と違ってさらに厳しい罰則がかけられる等々の規定がございまして、そういった現在の仕組みが厳正に守られるよう指導するというところに相なるわけでございします。不法投棄の中に経済的な理由で不法投棄をするという理由もある者に対してどう対処するか、これは企業の中に入つて、地方の通産局あるいは監視側であります環境衛生指導員と協力しながら適宜立ち入り等を行うことによつてチェックしていくことが必要であらう、それをさらに徹底していく必要があるかと考えておるわけでございします。

○平石委員 有害物質等については明示の義務がある、いわゆる明らかにするということですね。明示しておこう、ただこれを表示すれば、企業の方はそれを明示して処理業者をお願いする、こういう中で、私は、できるかどうかという危惧を持つわけですね。やはり一つ一つ点検しなければならぬ。ただ、点検するということになると、現在大阪市が行つておるようなこともちらっと聞かせていただきましたが、大阪は現在一日当たり四百五十台、これを八時間割つたら一分に一台です。これは交通の問題も一つ出てきますけれども、これをチェックするといつても不可能ですという話なのです。これは物理的にできません。だから、今回この大きな計画に基づいて一億トンも二億トンもの容量を搬出しようというのですから、

大阪市がやっておるようなことで一応計算してしましても何千台という車です。しかも、処理業者が一方の排出者からもらったものの上へBという排出者からもらう、一カ所、二カ所というふうに集めて持つてくるということもあり得ることです。

こういうときにどうしてそこがチェックできるかという問題が出てきます。強化をいたしまして、徹底をいたしましてというのはわかるのですけれども、事実上これは不可能である。そういたしますと、ペイしようとするいわゆる良質な埋め立てということができません。これでは、この計画によるところの将来埋め立てが完了したときにペイするような方法で云々とおっしゃってもそれはなかなかむずかしいのじゃないかという気はしてならぬわけです。

このことについては嚴重に、政府の方は一つのチェック体制を、人員その他どのような方法でやるかということ、これはセンターにお任せでございますと言われてもセンターに対してわれわれはどうのこうのですね。だから、政府自身がこうやりなさい、こういう体制を整えます、市町村なら市町村に整えますという形にしてあげないと全部これが地方団体にかかってくるという懸念が出ておるわけです。この点についてもう一回、くどいようにすけれども、お答えをいただきたい。

○山村政府委員 諸外国の処理体制等についてもいろいろ情報収集をいたしまして、たとえばマニフェスト方式というようにも考えられます。といいますのは、ある事業者が業者に委託をする際にちゃんとその内容を示した伝票を渡しまして、それが完全に処理場あるいは最終処分場に持ち込まれた段階で同じものが入ったという判こをもらって事業者を持ち帰って初めて金が払われるとか、そういった細かい工夫をしながらやっていく必要があるかと思っております。現在、生活環境審議会の中に廃棄物処理部会というのがございますが、その中でもそういった基本的な問題について議論をしていただくことになってお

りますので、そういった面も含めて今後十分検討してまいりたいと思っております。

○平石委員 時間がなくて途中しり切れトンプボになります。また午後やらせていただくことになるわけですが、これを搬出する自動車はどのくらい必要と勘定していますか、一言。

○山村政府委員 まだ正確にはいってございませうが、かなり大きな数になると考えております。

○平石委員 そういうことが調査になるのじゃないですか。基本的な調査だと先ほど運輸大臣はおっしゃったのですが、まさにこういうことが基本的な調査ですよ。海流の関係もありましよう。大阪湾なら大阪湾、東京湾なら東京湾、船腹は非常に過密です。その中に埋め立ての島をつくっていく。果たしてこの港湾の船の運航の安全が保たれるのかどうか、あるいは自動車で搬出する場合にどれだけの量の自動車が必要で、どこをどう通って、交通公害が起らないようにするといったようなことは調査項目にないのですか、あるのですか。

○山村政府委員 一応想定されます搬出基地、処分場からいいますと搬入基地をどういうふうに見て定するかということが基本的にありますが、私もやりましたのは、八つばかりの地域から一つの島状になった処分場に運ばれるという想定をいたしまして、一つの搬入基地にはこれの市町村が入る、これをある市町村から向こうの、たとえばAという市から第一の搬入口へ持っていくばどうなるかと、コンピュータを使ったシミュレーションはいろいろとやっておりますが、まだ具体的にどこをどういう経路で運ぶかというところまで調査をいたしております。

○平石委員 後に譲りますけれども、私はこういう絵をいただいております。調査費が八億かかっておるのです。そういうものがただこういう絵だけでは話にならぬと私は思う。少なくとも何台の自動車が必要でどうなるか、経路は別としまして、これでどのような影響が出てくるか、あるいは大阪湾、東京湾における船にどのような

影響が出てくるのか、これは基本的事項ですよ。こういうものがわからないから非常に審議がやりにくい。しかも、仮定の話にしかならぬ。問題点を指摘することしかわれわれの審議はできないというところ。私はもう時間が来たしたので次へ譲らせていただきますが、政府はそういう面のもっと基本的な資料を出すべきだ、このことを強く要求して、午前中の質問を終わります。

○小此木委員長 米沢隆君。

○米沢委員 今回提案をされております広域臨海環境整備センターの設置につきましては、大都市圏における膨大な廃棄物の発生に備えて海面埋め立てによる廃棄物の最終処分場を確保し、あわせてそれを港湾機能の一層の拡充、臨海部における再開発に役立てようというものであります。まず最初に、海面埋め立ての処分場を確保しなければならぬ大都市圏の廃棄物処理の緊急性とセンター設置の必要性、二つ目に、大都市圏における港湾機能を拡充しなければならぬことの緊急性とその必要性、三番目に、将来このセンターが各圏域内にどのような事業をどのようなタイムスケジュールで行おうとおるのか。第一の問題はほぼわかりましたので、後半の二と三の問題について簡単に説明をいただきたいと思っております。

○吉村(員)政府委員 お答え申し上げます。現在、センターの事業が予想されております海城は、東京湾あるいは大阪湾でございますが、この両海域におきましては現在相当程度の港湾の整備が進んでおりますけれども、なお将来にわたって整備をしなければならぬ問題が多々ございします。現在の五カ年計画あるいは新たに定めます五カ年計画、さらにその後十年あるいは十五年に及びます各港の港湾計画におきまして相当量の緊急性のある港湾整備の必要が起っております。

それから、次の御質問でございますが、今後のセンターにおきまして実施いたします予定の事業でございますが、私どもが現在までに調査をいたしました結果から、昭和六十年から七十年に至ります十年間に大阪湾の圏域で排出をされます廃棄

物の量からほかの方法で処理をできません可能性を引きますと、ほかの方法では最終的に処理のできない、本センターの事業によって稼働しなければならぬ廃棄物量が出てまいります。この量が先ほども話題に出ておりました一億四千万立米という量でございますが、この量を大阪湾の中で埋め立てによる最終処分を実施する、そのための事業をこのセンターで行うということでございします。これを土地の面積に一応換算をいたしまして、これも基本的な調査の結果は可能な予定水域を想定して、その水深等から計算をしたものでございします。そういったしますと約八百ヘクタールほどの規模の事業をする必要があるということになっております。

この規模の事業をどの海域でどういう順序で実施するかを具体的に申し上げますと、それを一つでやるのか、まとめてやるのか、二つあるいは三つに分けてやるのか、そして分けた場合にはそれを一度に三カ所で行うのか、何回かに分けてやるのかといったような問題は、今後センターが基本計画あるいは実施計画の段階で十分検討の上決めていかれる問題であらうと思っております。

○米沢委員 厚生大臣、膨大な廃棄物の排出に備えるというこの問題は、その緊急の度合いの差はありましようけれども、ひとり大都市圏だけの問題ではありませぬ。近い将来全国各地で問題化するであらうと思われるわけでありましようけれども、この点厚生省はどのように対応されるおつもりか。もう局地的にはすでに大きな問題となつているところがございします。全国各地の実態等もあわせて御答弁いただければ幸いであります。

○山村政府委員 最終処分場の確保の問題は、人口稠密なわが国におきましては一般的に非常に難渋をいたしております。全国的な課題でございます。それで、五十一年以降国庫補助制度を設けまして、あるいは五カ年計画に基づきまして計画的に整備をいたしておりますところでございます。平均的に見ますと、大体五年ないし六年分ぐらいの余裕は、ならして見ますとあるようでございます。

す。五十六年から六十年度の第五次五カ年計画におきましても、大体五年ぐらいの先行きは少なくとも確保したいということで事業費を予定いたしておるところでございます。国庫補助等によって計画的に整備してまいりたいと思っております。

なお、広域的な処理を考えたのは首都圏、近畿圏の二つの圏域と、現在可能性と申しますか、必要性的調査を行っております中部圏が考えられるわけでありまして、その他につきましてはなお地域の努力によって市町村独自の行政区域の中あるいは数市町村が共同して一部事務組合の形で処分場を確保するとかいうような形で対応できる状況にあるというふうに判断をいたしております。

○米沢委員 いわゆるごみの発生量はその国の文化程度に比例する、こう言われるわけでありまして、現在の廃棄物の発生状態あるいは処理のあり方を追認すると思つと、近い将来日本全体が夢の島になる可能性なしとしない。そこで大事なことは、言うまでもなく、廃棄物処理施設の整備充実と同時にこの廃棄物発生抑制の努力、減量化技術の推進、その再生利用の普及徹底ということに急がねばならないと思つておりますが、この点政府の方針をこの際伺つておきたいと思つてます。

○山村政府委員 御指摘のとおり、廃棄物を極力減量化し、そのためには各家庭からの排出を抑制し、資源化によって物質回収をしていくという努力を続けていかなければならないというふうに考えております。今回のセンターによる広域処理場の有効かつ長期的な利用という点からも当然に基本的な前提条件としての施策であるべきであらうという認識をいたしております。

具体的には、一つは資源となるべき物質回収の体制整備の問題でございますが、現在、住民の自治活動によりまして集団回収が行われておる、あるいは再生資源業者による巡回回収、あるいは市町村が計画的に分別収集をいたしまして、資源ごみと廃棄ごみに分けるといったようなことで資源

物質の回収を図つておるところでございます。現在なお努力すべき余地が残っておりますので、これらについてはあらゆる機会をとらえて、たとえば環境衛生週間等PRの時期もございまして、あらゆる機会をとらえて資源化あるいは減量化の思想の普及徹底を図つてまいりたいというふうに考えるわけでございます。

なお、市町村は分別収集をやっている体制がまだ弱体なような印象を持っておりますので、なおその徹底を図るよう処理形態といひますか、回収形態の変更についても指導してまいりたいというふうに思つております。

問題は、再生資源市場が不安定であるという制約もございまして、果たして回収されたものが順調に資源化されていくのどうかというような問題もございまして、あるいはそのためのストックヤードもどうかというような問題もございまして、なほその点については研究を要する余地が残つておるようによろしく思つております。

また、一応廃棄物として出てまいりまして、市町村の処理場の中で機械的に選別をする、あるいはそのうちの有機物を堆肥化処理施設といったもので肥料化して農家に還元するとか、さらにエネルギー利用の立場から焼却熱をばいまして発電をし、あるいは余熱を周辺地域の地域暖房でありますとか老人福祉施設とかといったものに供給するといった余熱利用施設の促進も図つていかなければならない。これら市町村の行います選別、コンポスト、発電施設等につきましては国庫補助対象として鋭意整備をいたしておるところでございます。

また、実験事業といたしまして、豊橋市におきまして、農村、都市の廃棄物を処理し、肥料をつくり、エネルギーを取りまして、それを温室等に熱として供給し、老人ホームに供給し、あるいは肥料として畑に還元するといったようないわゆる循環システムにつきましても、工場等によりまして行いまして、現在評価をしておる段階でございます。こういったモデル事業を通じて、各市

町村においてそういう循環計画を立てるような端緒といたしたいというふうに考えておるわけでございまして。

そのほか、産業廃棄物につきましては、事業所管庁であります通産省においてかなり広範に研究が進められておまして、逐次実用化されておるようによろしく思つております。

○米沢委員 いろいろ御説明をいただきましたが、私は、この廃棄物処理法の第三条の事業者の責務、これが余りにも抽象的で精神的なものであると思つておる。特にいま申し上げました排出抑制、減量化、有効利用等の徹底という問題につきましては、今回のように広域的な廃棄物の埋立処分等の方針が決定をされますと、やはり心理的には地方自治体あるいは産業界、こういうしななければならぬ課題の促進について動きが安易な方向に流れるのではないかと、これは心配されると思つておる。現にいま東京都におきまして、本来焼却処分すべき可燃ごみが清掃工場に持ち込まれず、に不燃ごみと一緒に埋立処分されている傾向がどんどん強くなつておる。そして、工場全体の燃焼能力に、約二〇％ぐらいそれが遊ぶ。これはごみの分別収集なんて言われましても、これはごみの分別収集なんて言われましても、実際分別収集なんてコストがかかるし、めんどくさいし、やらないのです。だから、可燃性のものを集めてそれを焼却場に運ぶというよりも、ちよつとまじつておつたら、みんなこれは一、二の三で捨て場に持つていけ、こういう議論になるわけでありまして、特にこういう広域的な受けざらがつくられますと、幾ら地方自治団体、産業界に分別収集をやらなう指令を出されましても、目の前に積みまけたら、そんなことをせずに、こちらの方にお世話になるという傾向が私はまた顕著になるのではないかと。

そのあたり従来と何か違った施策なり工夫なり、皆さんの行政指導がない限り、これを頼り過ぎて、減量化するよりもこつち、再生利用するよりも、めんどくさいからこつち、特にコストが

合わないからこつちの方がいいという形になる可能性が十分ある。その点どういうような配慮をなされているのか、聞いてみたい。

○山村政府委員 資源回収につきましては、住民の協力あるいは市町村の努力、多面にわたるわけでありまして、今日まで過去四、五年研究費も積んでいろいろな実態調査もしてまいりました。かなりの蓄積もできております。したがって、それらの成果を集積いたしまして、各方面の知恵もかりながら、具体的な方法についてマニュアルなどをつくつて具体的に指導を展開してみたいというふうに考えております。

〔小此木委員長退席、宮崎委員長代理着席〕

なお、東京都の例が出ましたが、東京都の場合、都当局が直接収集しております廃棄物の一般廃棄物の可燃物については一〇〇％焼却をいたしておる状況にございます。ただし、また、大口の事業者が持ち込みます廃棄物、一般廃棄物の中には、紙とか燃えるものも入つておりますし、不燃物も入つておりますが、これについては現在なおそのまま埋めておるという実態がございまして、それで、東京都に聞きますと、これらにつきましても完全焼却の方で考えるという方向にございまして、処理施設の適正な配置整備によりまして対処していくということと聞いておりますので、そういう体制を進めていきたいと思つております。なお、そういうものがほとんど安易に入ってくる仕組みでは困るではないかというところでございまして、東京都の場合について見ますと、比較的外観チェックで制御できるのではなからうかというふうな感じもいたしております。なお研究してみたいと思つております。

○米沢委員 そこで、細かな問題になりますけれども、これは先ほどから議論しております廃棄物の搬入あるいはチェックの問題でございます。この法律におきましても、廃棄物の搬入と周辺地域の生活環境保全につき配慮規定がつくられておることは存じておりますが、問題は、実際上セ

ンター周辺はよほどの注意が向けられない限り、先ほどから問題になっておりますように、広域的な処理対策が集中型の事業とならざるを得ないことから、周辺の地元住民の納得というものが非常に得られない状況が出てくることを危惧するわけでございます。

そこで、先ほどから問題になっております内陸輸送の分散化の検討、それから搬入される廃棄物のたえば臭気などの環境保全対策、これはどのような姿で最終的には受け入れるのか、受け入れるとするならば、やはりごみの最終形態のある程度の制限をしない限り、この環境保全対策というものはそう簡単になくならない。そのあたりをどういうふうに考えていらっしゃるのか。

三番目には、搬入される廃棄物のチェック体制、受け入れるときのチェック体制も先ほどから問題になっておりますが、焼却炉から出てくる、あるいは搬出、発生源あるいは焼却場の出口ですね、そういうところのチェック体制、現状と、これから先センターができた場合のセンターの入り口でのチェック体制、特に有害物質を除去しなければならぬというところはもう大前提でありますけれども、実際は現在でも有害物質というものが後になんか環境調査等によれば出てきておるといふ現状を見ましたときに、決して有害物質そのものが現実の段階で完全に除去されておるといふ姿はないわけですね。

ところが、そういうものが入ってきて、チェック体制も不備のためにどんどん入ってくる、結果的にはセンターそのものの造成したところが第二次公害という将来にわたる可能性が出てくるなんというところになりますと、何したかわからぬ、こういうことになるわけでして、この三点について、内陸運送の分散化の御検討はどう進んでおるか、搬入される廃棄物の環境保全対策はどう考えていらっしゃるのか、特に最終形態、ごみの最終形態のある程度の制限は強化されねばならぬと思いますが、その点どうか。三番目に、搬入される廃棄物のチェック体制、同時に、出てくる

焼却場、発生源のチェック体制、現状と今後の取り組みについて御説明いたしたいと思います。

○山村政府委員 内陸部の輸送問題でございますが、今回の事業の最大の課題の一つと認識をいたしております。それは御指摘のとおり、車両集中に伴う周辺住民への影響の問題でございます。搬入基地の分散を具体的にどうするかという御指摘でございますが、これにつきましてはまだ具体的な詰めができておりませんで、大体現在の港湾を使ったりあるいは河川の河口部は使えないかどうか、そういったことをこれから具体的に基本計画決定までの二年余の間に決めていくということになりますので、先ほど来御指摘のように、車の集中という問題もありますので、慎重に検討させていただきます。

なお、搬入につきまして、港はあるけれどもどうしても車が走れないというような事態も考えられますので、パイプラインでありますとか、ベルトコンベヤーでありますとか、そういったいわゆる車の走らない姿での方法についても含めて考えていく必要があるかと思っております。

それから、入り口での、搬入施設周辺の環境問題でございますが、現在ごみ処理場等悪臭問題に対応する方法としては、できるだけ臭気を一カ所にエアコンディショニング等によって集約しまして、それを焼却炉に導いて燃やそうというわけですが、これをおおきくした状態で排出するということもありませんので、そういった面については具体的な段階で詰めさせていただきます。

それから、持ち込まれる姿でございますが、一つには、生ごみは絶対に入れない、可燃物はすべて焼却炉で焼却した上でその残渣のみを受け入れる。それから、泥状の水を含んだ性状のものにつきましましては、含水率をある一定率以下に下げた状態で受け入れる。それから、粗大ごみ、大きなごみにつきましては、ある寸法に破碎し、圧縮をした姿で受け入れる等のことを予定しております。したがって、一般の生ごみの焼却場と違いまして、先ほどの環境問題もそれほど、いわゆる

悪臭に伴う問題は比較的少ないのではなからうかというようにことを想像いたしております。

○米沢委員 五十四年度の環境庁が行いました土壌汚染防止対策調査というのがある、こういう報告書なんかを読んでおられますと、依然として土壌汚染は拡大をしておりますと、PCBにかえた化学物質が新たに検出されたとか、そういう調査が新聞なんかにも報道されるわけですね。

このことを見ておきますと、やはり産業廃棄物というのは処分の方には問題があるのかもしれない、あるいは不法投棄という形で土壌の汚染につながっているのかもしれない、あるいはまた処理したつもりが本当は処理されていないのかもしれないという意味で、特に今回は廃棄物という中身にいろいろな建設残土とかあるいはしゅんせつ土砂とか、そういうものを入れる、あるいは産業廃棄物まで入れるような形になっておりますから、このあたり、特に有害物質の除去という観点からは、やはり幾ら搬入体制をチェックをされても、依然として一般の土壌が汚損されると同じようなところで、この広域のセンターがやる埋立地も汚染される可能性は逆に強くなっているのじゃないかという気がしてならないわけでございます。

その点は厚生大臣、どういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○山村政府委員 有害な産業廃棄物につきましては、本来事業者がその責任において処理をしていくという体系のもとで進められておりました。それぞれ事業所は産業廃棄物処理責任者を置いて責任ある体制をとりなさいとか、あるいは人に委託する場合には明快な形で文書を添付した形で委託するということ等によって適正な処理を期待しておるわけでございますが、具体的には通産局の指導あるいは衛生サイドの監視指導、そういった面でチェックをいたしておるところでございます。そういった未だの体制、先ほど御指摘のような土壌汚染のような問題が起きてはいかぬわけでありまして、そういうことのないよう、法

の定めるところに従って徹底的に実施されるよう指導していく必要があるかと考えております。

○米沢委員 にもかかわらず、有害物質はいろんなところで検出される。やはり有害物質が除去されないという事実は認めてもらわなければいかぬわけですね。

一体どういうことでいつまでたっても有害物質みえないのは除去されないのですか。

○山村政府委員 五十年に六価クロム触媒事件が出まして、そこで廃棄物処理法が大改正されたわけでありまして、そこでは事業者と処理業者それぞれの責任分担が非常に明確であったという点が最大のポイントでございます。その段階からかなり、少なくとも体制、制度としては整備されたというふうに承知をいたしております。なお、その以降数年ということでなお不十分な面があるうかと思っております。

また、六価クロム事件は廃棄物処理法施行前の古い状態でございまして、まだまだ制度ができていない、まさに不法投棄、状態としては不法投棄された姿としてそういう現象が起きたと思っております。過去においてそういう法律規制のない状態で処分されたものがなお残存しておるといふこともあろうかと考えるものでございます。

○米沢委員 時間もありませんから午後の分に譲りたいと思うのですが、私はやはり処理技術にも問題があると思っております。あるいはまたコンクリートに固めさえすればいいという議論にも私は問題があると思っております。その点、たとえば四十六年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令なんか読みますと、埋め立てる場合あるいは海洋投棄する場合にコンクリートで固めるということになっておるわけですね。しかし、たとえば五十四年に出された総理府令第七号、放射能なんの廃棄物等については「コンクリートその他の固化材料により容器に固化して保管廃棄設備において保管廃棄すること」というふうになっており、普通の産業廃棄物の有害物質はコンクリートで固めるといふだけ、それしか認めてない

のですね。現に市町村がその他のやつを企業と組んでやろうとしても補助金が出ないのだ、コンクリートしか書いてありませんと言うて。そういう意味では、新しい技術をそこでとめてしまってお

るのです。これは私は大変問題だと思うのです。そういう反省からかどうか知りませんが、放射性物質の廃棄物等についてはコンクリートで固める、その他の方法によってもというふうに、新しい技術を受け入れましょうという、まあ法令における受け入れ準備みたいなものを書いてあるのです。だから、放射性にはコンクリートプラスその他の方法があつて、普通の産業廃棄物の有害物質についてはコンクリートしかないという、このところに、新しい技術を育てたり、あるいは再生利用だとか、あるいは有害物質を絶対に出さなないという固型化の方法とか、そういう新しい技術を適応させる意味においてどうも阻害要件になつておるような気がするのです。現にそういうコンクリート固型という時間もかかりますしコストもいろいろある。こんなのは方式もいろいろあると思いますが、そういう別の固型化方式でどうだというていろいろ調査してデータをそろえて持つていってでは市町村と話をしましょうか、こ言ううても、その方式ではどうも自治省が認めてくれない。したがって、やはりコンクリートしかできませんわと言うて、そこで新しい技術をみんなストツプさせてしまふという、いまこういう妙な政令になつてゐるわけですね。

できねば私はこの政令を改正していただきたい。コンクリート、固型化及びその他の方法という部分を放射性物質と同じように入れていただいて、その他については皆さんの方で嚴重にチェックしていただく、そういう形になることが本当は新技術を展開させていく呼び水にもなり得る、そう思うのでございますけれども、ぜひその点は御検討いただきたいのですが、大臣に答えてもらいたい。

○園田国務大臣　時代が変わつてまいりまして、できた政令、制度等が阻害要因になつてゐる、これは御指摘のとおりであります。さらに、それは

阻害ばかりでなくて将来の開発を促進するものでなければなりませんから、いまの御発言の趣旨に従つて改正する方向で検討いたします。

○米沢委員　ありがとうございます。

C宮崎委員長代理 浦井洋君

○浦井委員　運輸大臣にお尋ねしたいのですが、いま連合審査をやっておりますセンチア法案、この目的、もちろん法律に書いてありますが、運輸大臣としてどう心得ておられるのか、ひとつ最初に簡単に聞いておきたいと思ひます。

○**塩川国務大臣** 港湾の秩序ある発展と開発、それから、それに伴ひましてごみの最終処理場として活用するということと併用して実を上げたいと思っております。

○浦井委員 いみじくも運輸大臣は港灣の秩序ある發展、こういうふうに言われたわけなんです。が、厚生大臣、生活環境審議會の答申を受けて、厚生省としては法案作成にいろいろ努力をされたたわけです。その中で、私、改めてこの答申を読んでみましても、港灣というような文字は一言も出てきておらぬわけなんです。そして跡地利用というような項目のところを見ればこう書いてあるわけなんです。「また、跡地の利用については、地元地方公共団体等の意見を尊重し、周辺住民の生活環境等の整備に資する方向で、その利用計画をできるだけ早期に策定すべきである。」これは厚生大臣、大臣としてはこの法律案について一体どう考えておられるのか。

○園田国務大臣 答申の趣旨も踏まえまして、特に大都市圏では土地が非常に濃密に利用されておりまして、廃棄物の量はふえるし、これを処理する場所はない。こういうことから、量がふえる廃棄物の処理、これはどうしても内陸には求めることができませんから、海面、こういうところで法律案を考えたわけでございます。

○浦井委員　だから、両大臣の御意見がやはり、先ほどの答弁では厚生大臣は運輸大臣の答えと別に矛盾しておらないというふうに言われたわけですが、いまのお二人の話は食い違うわけであり

生活環境審議会の答申をもう一つの側面から見ますと、こういう表現があるんですね。廃棄物の適正な処理を促進をし、環境の保全を図ることを目的とし、その実施には、最優先で場所の建設は国は

目的とし、その実施では最終処分場の建設に国が行い、最終処分場を自治体に貸し付け、運営は自治体が行う、こういうことなんですよね。だから、金は出すけれども国は余り口を出さないというような趣旨の答申であるのに、実際出てきたものは、国は金を出さないけれども口は出すという

ような形になって、しかも、いまいみじくも運輸大臣が言われたように、そのトップに港湾の秩序ある発展ということになってまいりますと、これはもう計画全体が、どういいますか、港湾整備が先行してしまつて、ごみ処理がそれに続く、主とか従とかいう論議が先ほどありましたけれども、

そういふものに驚嘆させられてしまつておるのではないか、こういうふうには私は思わざるを得ないわけでありますが、とにかくにも生活環境審議会の答申をめぐくに無視しておるのじやないですか。厚生大臣どうですか。

○國田國務大臣　どちらが主、どちらが従という

わけてはありまじけんけれども、廃棄物の最終処理については私の方が非常に大きな責任と目的があるわけでありまして、その廃棄物の処理という一つの手段として埋め立てができれば、その後は運輸大臣の方がと縦につなげば私は問題ないんで、横に肩を並べてどうこうという問題じゃない、こ

う考えておられますから、答申の趣旨を踏まえてやっております。やっております。

○浦井委員 私はやはり生活環境審議会の答申がみごとに無視されておるといふふうに思うわけであります。

そこで、少し先ほどからの議論とダブるかも知れ

○山村政府委員 首都圏、近畿圏ともに六十年前のころ、大体いっごころ満杯になるのですか。

半、首都圏がならして五年ぐらいたったと記憶いたしております。それから、近畿圏については約六年ぐらいで限界に来るといふふうに考えておるわけでございます。

○古村(眞)政府委員 八百ヘクタールを予定して
 体いつごろ満杯になる予定なんですか。

ごみの排出量に見合うと考えております。ただ、これは調査の段階で、現在やっております現状に基づくりサイクルとか、そういう方法を前提にしておりますので、今後そういう方面の努力がさらに進みますとか、あるいは残土の有効利用の方策

とも、もう少し延びる方向になる可能性はあると思っております。

○清井委員 これはいま局長言われたように、リサイクルの問題であるとかあるいは残土の処理、もともと有効活用になるということを見込んで言われているのです。しかし、これはもう二、三年過ぎれば、

いたしましてそういうことを聞いておりませんけれども、中に極端なことを言う人があつて言うたのかもわかりませんが、私は大阪で生まれましたし、大阪湾というものがやはり自分らの海だと思つておりますから、そんな無謀なことは成り得ない、そんなことはしてはならぬと思つております。また、先ほど局長が答弁しておられます大阪湾に埋め立てを今度やるわけでございますが、それも面積から言いましたら八百ヘクタールのごとでございますし、埋め立てが終わるまでの間に、さらに技術の革新をして、廃棄物処理の対策を別途講じなければならぬのではないかと思ふのであります。文明が進んでおりますのに、一方廃棄物に対する技術革新が進んでおらないというところに根本の問題があるように思ふます。私たちは並行して進めていかなければならぬと思つておる次第です。

○浦井委員 大臣は大阪で生まれて育つた、私は神戸で生まれて育つたわけなんです、そういう点で、大阪湾というのにはふささとの海である。だから、これがなくなつてしまふというふうなことはゆめゆめあつてはならぬというふうに私も思ふわけですが、しかし、いまの施策の方向を延長していけば、技術革新で廃棄物はどんどん出てくるのにその処理方法は出てこない、おくられておるといふことになれば、これはもう大阪湾はなくなつてしまふのと違ひますか。私はそれを非常に危惧するわけでありませう。

そこで、八億円もかけて四年間一生懸命調査をされて、何を調査されたのかさっぱりわからぬわけなんですけれども、こういう点は調査されたわけですか。たとえば一般廃棄物について、先ほどから言われておる減量計画を具体的にどうするか。あるいは、リサイクルといふますか、再利用の問題をどうするか。こういう、どういふ計画でどういふことをやればどれだけ効果があるのか、また、どこまで減量できるのかという具体的な問題について調査をされて、ある程度の結論をお持ちなんですか、どうですか。

○山村政府委員 現在の計画は、現状の再利用資源化のペースをそのまま延長した形でございませう。ただし、焼却等の中間処理施設の整備の要素は考慮してございませう。

いままで八億円の調査の中で具体的な調査をしたかというところでございませうが、それは直接的にはやつておりませう。別の調査費等で実態調査等を進めてきております。

○浦井委員 だから、減量計画、再利用問題、それによつてどれだけ効果があつて、どれだけ廃棄物を減量することができるとか、どこまで再利用できるのかというふうな点について、大臣は、将来はそちらの方の技術革新も期待できるので減るだろうというふうな一生懸命言われておられるけれども、具体的な見通しはないわけですか。そういうふうな考へていいですね。

○山村政府委員 減量は当然考へていかなければならぬというところで、過去四、五年いろいろデータ収集に努めてまいりまして、そういう実績も出てきておりますので、それらを踏まえて、計画の段階でそういう要素も含めて見直してみたいというふうな考へております。

○浦井委員 見直してみたいという、これからの問題であつて、いまはそういう見直しは持つておられないし、調査もやつておられないといふことなので、具体的に聞きたいと思ふのですけれども、通産省来ておられますか。産業廃棄物についてちょっと聞きたいのですけれども、現在どういふ業種からどういふ種類の産業がどういふような形態で出てくるものですか。

○角南説明員 産業廃棄物のうち、通産省が所管しております産業に限りませんが、これによりましてところの年々の排出量、いまわれわれが持つております一番新しいデータは五十二年度についてでございますが、全部で約二億四千万トン、こういうぐあいなものにならうかと推定しております。そのうち業種別には、たとえば鉄鋼業とかそういうものが多い、こういうことでございませう。そのうち二億四千万トンの排出のうち再資源化

に回つております率は、五十二年度は約四九％というところでございまして、これは毎年少しづつ上がつてきておる、こういうふうなことになるております。

○浦井委員 もう一つ通産省に聞きたいのですけれども、これは五十二年度の調査で、悉皆調査ではないわけですね。聞き取り調査でやられた。しかも、地域別のものはないわけでしょう。全国的なものであるわけでしょう。

○角南説明員 府県別の数字は持ち合わせてございませう。(浦井委員「聞き取り調査であるといふことですね」と呼ぶ) はい、聞き取り調査でございます。

○浦井委員 それで、もう一つ、五十二年が最終の調査であつて、五十四年度は現在同じようなやり方でやられて集約中であるわけなんですか。

○角南説明員 お話しのとおり、五十四年度のデータにつきましては現在集計中でございませう。もう間もなくできるものと思つております。

○浦井委員 厚生省の環境衛生局の出された「大都市圏における廃棄物最終処分場について」という、この十一ページの表の表なんですけれども、これによると、大阪湾圏の産業廃棄物の量は、六十一年度から七十年で三千万五百万立米、こういうふうになつておるわけですね。

そうすると、いま通産省は五十二年に調べたのが最後であつて、しかも地方別には調べておらない、悉皆調査ではない、聞き取り調査であるといふことになると、一体三千万五百万立米というのは何を根拠にして数字を出されたわけですか。

○山村政府委員 抽出調査をいたしまして、それを全体にトレンドしまして、それで将来推計をいたしております。

○浦井委員 このごろはコンピュータの時代ですから、適当に少数の数字を出してそれをコンピュータに入れば、いかにものもつともらしい数字が出てくると思ふのですが、しかし通産省のいままでの作業からいって、これは余り根拠がないですやね。それでしよう。

それから、建設省来ておられますか。建設省に尋ねたいのですけれども、同じこの十一ページの大阪湾圏の表の中に、陸上残土については十年間に七千万立米ですか、それなら建設省は近畿圏でこういうことを調査されたことあるんですか。

○藤井説明員 建設省におきましては、東京湾の圏域につきまして、東京湾圏域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都三県でございませうが、この圏域につきまして五十年の建設残土の発生量、これは五十一年度に調査しましたけれども、五十年の発生量は合計四千二百萬立米に上つております。

大阪湾圏域につきましては、現在のところ調査は実施してありません。

○浦井委員 運輸大臣聞かれたと思ふのですが、厚生大臣はちやうどいふ入つてこられたのですが、聞いておつていただきたいのですけれども、先ほど申し上げた産業の量の量にいたしまして、あるいは陸上残土についても、ここに出ておる数字というものは、これははっきりした調査に基づいたものではない。そして、先ほど港務局長も、それから厚生省の部長も言われたように、これからの産業物の減量計画についても、余り大した調査も具体的な進展もないといふことになると、これは一体どういふことになるのですかね。

○塩川国務大臣 しかし、産業の中でも相当固まつたものの活用、たとえば最近鉾津なんか道路敷に敷くといふような活用の方法も考へておりますし、再生技術も相当進んでまいりました。それは確かに出る量が膨大なものでございませうから、その絶対値から見ましたら依然としてふえておる。これは私も非常に残念でございませうし、氣に病んでおるところでございませうが、しかし技術革新が進むにつれて、それを活用する技術もこれもまた非常な進歩をしてきておると思ふに思ふに思ふ。大体それを制限してでも減らすといふことになりまして、これはやはり国民一人一人の生活の水準を落とすといふこと以外にないと思ふし、そ

ういうことは実際は言い得てできないことでございますから、できるだけ出てくる廃棄物を少なくする。たとえば包装を少なくするとか簡単にするとか、あるいはまた代替物で間に合うものは何回でも使うようにするとか、そういうことをやはりあわせてやっていかなければならぬのでございまして、ごみが出るからけしからぬということだけでは解決していかないように思っております。

○浦井委員 ごみが出るからけしからぬ、ごみを出すからけしからぬというように私は私に言っているわけではなしに、これは少々技術革新が進んでも、ごみがふえてくることは間違いないわけなんです。それに対して行政がきちんとした対応をして、将来見通しを持っていなければならぬ。ところが、厚生省にしても運輸省にしても、そういうのはっきりとした数字的な見通しを持っておらぬではないか。八億もかけたんだから、だから、それによってかなりな数字が推計数字にして出てくるはずなのに、その調査結果は出さないう。それ以外にはないんだということでは、実際にこの法案、具体的な数字に基づいて審議のしようがないじゃないですか、どうですか。

○吉村(眞)政府委員 先ほど申し上げました土量の問題でございますが、これは私どもの方で調査をいたした結果でございます。そして、可能な残土の有効利用等はこれの中に含まれておると申し上げましたので、出し方といたしましては、原則として、地方公共団体あるいは港湾管理者が公共事業等に基いて排出する残土を原則として考えておりますが、こういう残土を考えて、その残土の総量からそれを有効に利用できる場所にてできるだけ有効にそれを入れるということを前提として差し引きします。そして、その残った分が先ほど申し上げました数字になっておるわけでございます。

○浦井委員 いろいろ調べているわけなんだから、手持ちの数字なり見通しなりを全部出して、それで国会で論議をせにやいかぬわけですよ。私

はもう時間がないから、たとえばいますつと朝から問題になっておりますこの産廃の処理の方法、チェックの方法、あるいは産廃の料金の決め方、こういうようなことはもう省略いたしますけれども、結局いま局長言われたように、大阪湾圏域でいきますと、この表でいくと、これは確かに一般廃棄物千五百万立米、それといま言われた公共系の廃棄物、これがたとえば上下水道の汚泥であるとかあるいは公共事業の建設残土、こういうものも指されるわけでしょう。こういうものがはば二千万立米ということになって、合計三千万五百万立米、これはもしできればこの最終処分場やらざるを得ないと思うのです。しかし、もう純粋な民間の産廃であるとか、あるいは民間の建設事業の残土であるとか、こういうようなものは私はこへ入れるべきではないと思う。大臣も大阪湾がなくなってしまうというふうな言われておるわけですから、この八百ヘクタールで、まあ一カ所でないかもわかりませんが、こういう処分場というふうなものでもしできれば、できるだけ長もちするように使わなければならぬというふうに思うわけなんです。だから、私いま申し上げたような一般廃棄物が千五百万立米、それから公共系の廃棄物が二千万立米ということになれば、この範囲でやるならば、十年間に全体で一億四千万立米入るわけでしょう。そうですね。だから、大体処分場は四十年間使える、こういうことになるわけですよ。そうですね。この十一ページの表でいきますと、だから、民間の建設事業の残土であるとかあるいは民間の産廃というふうなものはこれはもう原因者負担の原則もこれあり、これは私の提言なんです、大臣どうですか。

○塩川国務大臣 産廃を完全にシャットアウトしてしまつて入れないということになりましたら、それじゃ出てまいります産廃はまたどこかにうろうろしておつて、どこかへ行かなければいかぬ。それは結局のところ国民生活全体から見たら迷惑をこうむることでございます。でございますか。

ら、それらはやはり償うべきコストをちゃんと償わして処理さすところを用意するというところも行政だと思つて。でございますから、行政上出てくるところの汚泥とかあるいは残土、こういうようなものは吸収するが産廃は一切やらないということは、これはいかにがなものか。産廃には産廃のやつぱりPPPの原則に基づいてそれだけの負担をしてもらうということが、私はこれを解決する道だと思つております。

○浦井委員 時間がないので私がちよつと質問を抜かしたのですが、厚生省や運輸省の方へ聞いてみますと、この産廃の費用も、実費に少々プラスするぐらいだというふうな話なんです。それでほとんど産廃が入つてきてしまつて、かえつてそこで処理しなければならぬ第一のものがはみ出てしまふ、そういうことを危惧するので私はそういう提案を申し上げたわけなんです。これはよく心得ておつていただきたいというふうに思つておるわけなんです。

最後に、私は神戸ですから、いまポートピアが開かれて、ポートアイランドあるいは六甲アイランドがあります。これは数字を申し上げますと、ポートアイランドの場合に面積が四百三十六ヘクタール、それで土砂量が八千万立米で、そして十五年間かかつておるわけですよ。いたいたいような資料から推計をしますと、このフェニックス計画案といひますか、センター法案、これ八百ヘクタールで一億四千万立米でしょう、大阪湾。それで十年に、初めにテトラポッドなんか入れる期間も入れると十二、三年、こういうことになつて、これはポートアイランドというのは埋め立てを目的にしてつくつたわけですね。跡地利用、跡地利用といひますか、とにかく土地をつくらうというこで。それと同じようなスピードとやり方でつくらうというのが今度のセンター法案の考え方ではないか、これではいかぬのだ。やはり処分場として長く使おうという配慮が初めからなかったらいかぬ。だから、私は、最初に戻りますけれども、そういうやり方をやる運輸省の考え方、ま

あ厚生省もそうかもわからぬけれども、まさに港湾整備計画そのものではないか、そういうふうに私は批判をしておるわけなんです。

だから、そういう点で最後に要求をしておきたいんですけれども、いま十分な答弁がなかったわけですが、この廃棄物の減量計画というものを自治体にきちんと義務づけさせるといふことがぜひ必要だし、このセンター法案の適用範囲というものは、首都圏もまだはつきりした構想が出てないようですから、もしできたとしても近畿圏と首都圏、大阪湾と東京湾に私は限定すべきだと思つて。そういう意味では、この法律案というものはもつと修正もしなければならぬし、同時にこれは十年少々ぐらゐの時限立法にすべきではないかというふうに私は思つておるわけなんです。これに対する御意見を聞いて、問題がなければ私の質問を終わりたいと思つております。

○塩川国務大臣 まず第一点、十年ということですが、私たちは十年が十五年でもたしたい、これは当然のことなんです。けれども、一応計算してみるとこういうことかなというこで出しておるので、これはもうできるだけ長くもたすようにいたします。

二番目は、減量化でございますが、これは基本計画のときに私たちは十分に関係省庁並びに関係者と打ち合わせをいたしまして、投げ込むごみの基準というものは厳格にいたしたい。これはただ単に長もちだけではなくして公害の問題がございまして、これは十分にいたします。

〔宮崎委員長代理退席、小此木委員長着席〕

それから、ポートピアの用地が十五年かかつた。それはやはり山を崩してパイプ一つで埋めていけるのですから。トラックで入れておるでしょ。こちらは百何町村。道は一本なんです。海に行くの一本で、いわば神戸市の一つの事業として一本道でやつておられると聞いておるのです。ところが、今度のこのセンターは、百何ぼという町村が一斉にごみをほうりに来るのですか

ら、その量たるや、範囲たるや、またこれは違ふ
と思ひますし、そういうこと等いろいろございま
して、私もできるだけこれを深く埋め込んでい
きたい。いろいろなこと考へておりまして、仰
せのことは私たちが非常に賛成なんです。言っ
ておられることは、別に間違つたことを言つてお
られることでは全然ない。私はそれは十分
守つていく、こう言うてゐるのです。ですから、
その趣旨に合うようにわれわれもやつてい
きます。(浦井委員「東京、大阪に限定すること
について」と呼ぶ)これはそんなことを言つた
つて、やはり名古屋とか人口の多いところがあり
ますから、こゝらの将来の問題です。私、いま
考へてゐるのは東京と大阪だけです。しかし、将
来二十年、三十年たつていつて、人口の増加とそ
れに伴うごみの排出ということを考へましたら、
東京と大阪だけであつてあかんねんということは
ちよつと言へないのじやないか。しかし、現在の
ところは東京と大阪だけ考へておらない、こ
れはもうはつきり言へることでございます。

○浦井委員 厚生大臣、どうですか。
○田島委員 運輸大臣と同じ意見でございま
す。
○田島委員 短時間でありまされども、厚生
大臣にお伺いをいたします。

このセンター法案について、厚生省が検討し、
結論を出すまでにはどのくらいの期間があつて、
どのような必要にして十分な準備、検討の機会、
方法を持たれたのか、もしお答えいただけるなら
ば。

○山村政府委員 五十一年度から準備をしたわけ
ですが、五十二年から調査に入りまして、地方
公共団体とよく連絡をとりながらいろいろな諸調
査を進めてまいりました。それで、昨午予算要求
する段階以前に、たとえば、正確ではないかもし
れませんが、近畿圏廃棄物処理対策促進協議会と
いったような名称のものとの協議会をつくりまし

て、連絡をとりながら調査を進めてまいりまし
た。
○田島委員 そういつて検討の結果、厚生省として
このセンターで期待し得る行政効果、厚生省とし
ての行政効果、具体的にはどのように考へられて
おるか。

○山村政府委員 御案内のとおり、廃棄物の処理
体系といふのは、収集、運搬、中間処理、最
終処分という一連の流れになつてまいりますが、
今日、廃棄物処理行政の中にはいろいろな問題
を抱えております。資源化の問題もこれに関連して
そうでございまして、不法投棄等の問題のあるこ
とも実態でございまして、したがって、本来的
な廃棄物処理行政の体系の中の充実ということに
ついては十分施策を講じていく必要があると思
つておりますが、先ほど来説明がございまして、
に、大都市圏におきましては個々の市町村ではも
はや対応できない。一般廃棄物の責任は個々の市
町村にあるわけでありまされども、その責任
がもう果たせないような実態があるということで
ございまして、それを救済する手段として、必要
な市町村の分をこの広域処理場で処理しようとい
うことでございまして。

○田島委員 短時間でお聞きするのは無理なの
かもしれませんが、これだけの一つの新しい
センター構想を持つては、当然にそれな
りの厚生省としても喜んで一緒に乗つてがらばつ
てやつていくべきだと思つて、行政効果に対する確
信があつてしかるべきだと思つて、いままでの
お答えでは本当に月並みで、そんな程度のこと
でやろうと思つてゐるのかなというまことに心細
い話なんですけれども、これなくしては困るのだ
も、このセンターといふものができなかつたら
うなるであらう、できることによつてこのう
果が上がるという、もっと万人をして納得させる
ような行政効果についての見解はありませんか。
○山村政府委員 端的に申しまして、各自自治体
たとえば中間処理をし、資源化をし、減量化しま
しても最後の残渣は残るわけではございまして、

当該行政区域内において処分というか、保管した
ような状態が各所に出てまいる、それに伴う環境
の悪化ということで住民が非常に困るという状態
が発生するわけではございまして、そういうこと
を排除するといふ効果が第一、最も大きいもので
ございまして。

○田島委員 ちよつと角度を変えて、運輸省とし
ては港湾行政としてのいろいろ別な立場での考
え方があるのではありませんか、当然厚生省は厚生
省としてこの問題に持たなければならぬ強い関心
があつてしかるべきだと思つてゐる。その中で、
すでにほかの委員さんからも質問が出たことでも
あると思ひますが、廃棄物の中にはいろいろな廃
棄物がある。有害性のものもあり、有害性のもの
もあつて、そういうものに対して、有害性のものにつ
いてはどのような施設でどのような処理をする、
有害なものについてはどうだといふ、具体的な計
画をすでにちゃんと固めておられるのか、これか
ら固めようといふことなのか、どうなんですか。

○山村政府委員 有害廃棄物につきましては、そ
れを排出する事業者の責任において処理をする
という原則でございまして、地方公共団体等で計画
を立てて進めるべきものではございまして、
廃棄物処理法の規制の中で事業者が適正に処理を
していくといふものであらうかと存じます。

○田島委員 要するに事業者任せ、こういうこと
ですか。たとえば、その事業者に任せる、それは
結構です。しかし、任せた結果うまくいくかい
ぬか、うまくいくという確信はどこにあるのです
か。

○山村政府委員 事業者の意識の問題が根底にあ
つて非常にむづかしい問題でございまして、実態
を見ましてもなお不十分な面があることは承知を
いたしておりますが、制度といたしましては、有
害廃棄物を排出する事業者は処理責任者をきち
と置いて、たとえば廃棄物を出す場合には、その
廃棄物がどう動いたかとかいつたようなことがた
確実に把握して責任をとっていくということがた
てまえでございまして、それに対応して、それを補

完するといひますか、監視するといふ立場から、
環境衛生指導員を中心とした県の衛生当局が監視
に当たり、かつ違法な行為については警察当局が
監視をいたしておるところでございまして、基本
は事業者が責任を持つてやつていくといふこと
でございまして、それらのモラルの向上とかそう
いったこともあわせて、また事業所管省庁の御指
導も仰ぎながら適正な処理に万全を期するよう措
置していく必要があるかと考へております。

○田島委員 厚生省の考え方としては何か少し甘
いんじゃないか。港湾行政の立場とは別に、も
と厳しい態度でこの問題については検討しなけれ
ばいけない。本来ならば、一体厚生省が中心にな
るのか運輸省が中心になるのか疑問だと思つた
のです。だけれども、その疑問について質疑応答を
してゐる時間がだんだんなくなつてしまつた。最後
に、どのくらいの時間があるかわかりませんけれ
ども、この法案の中の各定義について、たとえば
広域処理対象区域、それは一つの都府県の区域を
越えた廃棄物の広域的な処理を適当とするとい
ふこと、処理のために海面埋め立てを必要とする
ところ、この一と二について厚生大臣が指定する
とありますけれども、処理のために海面埋め立て
を必要とするといふことについて厚生大臣が指定
するといふことは、海面がそばにある場合です
か、なかつたらどうするのですか。それから、広
域処理場整備対象港湾についての定義は、その必
要な条件を満たすものとして運輸大臣が指定する
もの、こういう。厚生大臣は、このごみは広域処
理すべきだ、それで海面埋め立てすることが適当
だ。だけれども、運輸大臣の方でその港湾は適当
でないと云ふことはあり得ないのか、あり得た場
合どうするのですか。

○山村政府委員 このセンターが動き出す最初の
段階で広域処理対象区域を厚生大臣が指定するこ
とになるわけでありまして、御指摘の点は、その
地域の問題として解決できない、二府県以上にま
たがった範囲で運ばざるを得ないという条件がま
ず第一点でございまして、その際、内陸埋立処分

第一類第十号(附属の一) 運輸委員会地方行政委員会社会労働委員会環境委員会連合審査会議録第一号 昭和五十六年四月十五日

一

九

の可能性が少ない、内陸では処分できないという状況があつて海面に埋め立てをせざるを得ないというところが前提でございまして、そういった観点から特に必要であるという、安易に内陸のごみを海に持ち込まないということについて厳密性を要求しておるというふうに理解をいたしております。

○田島委員 これが最後ですけれども、本来海面埋め立てをするのがいいのか、そうでない方がいいのか。もちろん処理場を確保するという点で陸上と海面とでいろいろ問題、制約があるでしょうけれども、陸上にもそのような場所が求められるとすればその方がいいと考えるのか、何でもかんでもむしろ陸上よりも海面へ持っていく方がいいと考えられるのか、その点は厚生省どうですか。

○山村政府委員 これは地域の問題として考える場合あるいは都市の問題として考える場合、廃棄物による埋め立てを行うということは一つの土地ができるということでもございまして。したがって、廃棄物処理行政と港湾あるいは都市の再開発といった都市行政とをドッキングさせたような観点から総合的に判断すべきものだろうというふうに考えます。

○田島委員 委員長、もう時間がないでしょう。また後でお目にかかります。

○小此木委員長 菅直人君。

○菅委員 このセンター法案については環境に与える影響の問題ですとか機構の問題などかなり問題が多いわけですから、私は非常に限られた七分という時間ですので、問題をしばつてリサイクル、つまりごみの再利用の問題と陸上残土の問題についてお聞きをしたいと思います。

まず厚生大臣に、さきの社会労働委員会の席でもリサイクルの必要性といいますが、重要性について私の意見を申し上げたのですが、このリサイクルというものについての大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○園田国務大臣 リサイクルは廃棄物を最後のぎ

りぎりまで有効に利用するという点、量を圧縮という点、どこから見てもきわめて重要な問題でありまして、技術的その他のことも十分これに投入をしながらリサイクルに全力を尽くすべきものだと考えております。

○菅委員 そこで、今回のセンター法案の前提となるフェニックス計画について関係者の方から詳細にいろいろと話を伺っているんですが、まず一般廃棄物、いわゆる家庭ごみ等を含めたものについて厚生省の見解では五十二年度が一人一日九百六十八グラム排出している。これは東京圏です。それが六十五年度には千二百四十二グラム排出するであろう、年平均大体一・九割ずつ伸びるであろうということを前提に最終的な処分量を計算されているわけですね。しかし、この十年ぐらいのごみの一人当たりの排出量は、これは厚生省の出さ

れている「日本の廃棄物処理」という一九八〇年度の資料ですが、それを見ても大体石油ショックのとき以来ごみの排出量の伸びがとまって、景気の変動で多少前後しているわけですね。つまり大体のところは八百グラムから九百グラムを前後している。しかし、今回の計画ではそれがますます伸びるであろうということを前提に計画されている。

この点でフェニックス計画におけるごみの推測が非常におかしいのじゃないかと私は思うのですが、その点いかがでしょうか。

○山村政府委員 御指摘のとおり、全国的に見ても一般廃棄物の一人当たりの原単位はオイルショックの段階で八五%くらいに低下しまして、現在、経済の波を経ながら九〇%くらいまでに少しふえている状況にあるかと承知をいたしております。

この計画における算出につきましても、先ほど御指摘のございました数字のとおりでございまして、原単位の経年的な傾向をそれなりに将来推計を行ったものでございまして、いろいろ御指摘もございまして、今後、計画を具体化するに当たりますして、最近の原単位の動向、さらに経済指標の

変動、そういった要素を考慮しまして見直してみたいと考えております。なお、御関心のリサイクルによる減量化が図れるのではないかとということにつきましても、可能な限り具体的に算出過程に入れてまいりたいというふうに考えております。

○菅委員 お手元に、今回のフェニックス計画の前提となったごみの流れと、私の住んでおります東京の武蔵野市を例にとった現在の廃棄物の処理状況、これは一般廃棄物ですが、この流れを同じように比較をしてみました。この上の方は一〇〇の発生量に対して焼却等によるいわゆる燃えるごみが六四あつて、これを燃やしてしまつと九の重さになる。そして、燃えないごみが三六ある中で一だけが再利用になる。三五がそのまま埋め立てていくという形なわけですね。つまり再利用の率というのは発生量に対しては一割、最終処分

で言えば、この四割が埋め立てに回っているわけですが、一だけが再利用されているということですが、一だけが再利用されているというところで言えば約二%ほどが再利用によって埋立処分を免れているということですね。

武蔵野市の例を見ますと、燃えるごみが七一・六%、そして燃えないごみと再利用を合わせると、一九・〇と九・四ですから二八・四が燃えないごみで、そのうち九・四が再利用に回されているわけですね。そうしますと、最終的に最終処分に戻る量が言えれば約二四%が減量化されていると言

うことができるわけですね。そういう点で、今回のフェニックス計画においてのリサイクルの考え方というのは事実上盛り込まれていないわけですので、ぜひこの点は参考にさせていただいて大いに重視していただきたいと思

うわけです。短い時間ですので指摘にとどめておいて、あと残土の問題について一言お聞きしたいのですが、今回のセンター法案第一条に「廃棄物」という言葉が入っているわけですが、この「廃棄物」という言葉は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条の「廃棄物」と同じ定義であると理解しているわけですが、また厚生省の関係の方に聞き

ましたらそうだという事前のレクチュアを受けたのですけれども、そうしますと陸上残土は廃棄物になるのか、また、しゅんせつ土砂は廃棄物と言えるのか、この点についての見解をお聞きしたいと思います。

○山村政府委員 陸上残土は、従来廃棄物処理法上、埋立用材等の有価物として扱われてきた実態がございまして、最近に至りまして様子が変わってきたわけでありまして、従来そういう有価物として扱われてきました経緯から、特定の汚泥、含水率の非常に高いものとかいうものに限って産業廃棄物として規制を行ってきたところでありまして、それ以外のものにつきましては、廃棄物の定義に概念的に入るわけではございますが、廃棄物処理法上の諸規制は適用していないという扱いをいたしてきております。

センターの場合には、大都市においては残土の処分が実態的に困難になってきたということから環境保全上考慮することとしたしまして、取り扱うこととしたものでございます。

○菅委員 このセンター法案第一条で言えば、廃棄物の広域的処理が必要な場合に、廃棄物の適正な海面埋め立てによる処理及び等を目的とするとしてあるわけですね。つまり、いまの厚生省の返事でもわかりますように、本来は陸上残土もしゅんせつ土砂も廃棄物という用語の概念には入っていないわけですね。しかし、今回の計画を見ますと、東京圏の場合、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせると四四%、廃棄物の概念に入らないものが五六%埋立用材に入っているわけですね。ましてこの近畿圏では、大阪湾関係では七一%が廃棄物でないもので埋め立てられているわけですね。

先ほど、ほかの委員の方からも何度かありましたように、果たしてこの法案が廃棄物の処理を目的としたものなのか、それとも埋め立てること自体を大きな目的にしたものかという点の疑問が多く出されておりましたけれども、この法案の厳密な解釈からいえば、明らかに廃棄物だと書いてありながら廃棄物以外のものが五割以上を占めて

おる、この点について非常に矛盾を感じておるわけですが、お伺いしたいと思います。

○山村政府委員 ちよつと説明が足りませんので補足させていただきますが、廃棄物というのは不要なものを一般的概念としてとらえておりまして、この場合同じ土でも有価物として埋立用材として使われるものと不要なものとして捨てられるもの、この二つに分けることができると思います。不要なものとして捨てられるものにつきましては明らかに廃棄物処理の概念に入りまして、このセンターで扱いますのは、不要とされ、かつ、その処分が困難なものについて廃棄物として扱うものでございます。

○菅委員 時間がないので、最後にもう一度指摘にとどめますが、厚生省が四十六年に、土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるものは廃棄物としては扱わないという通達を出しているわけですが、そして、私が建設省等に伺って、この計画に出てくる約四億立米のものから約一億立米のものを、たとえば東京圏で埋立てに使うというときにどういふものが出てくるのかといえ、いわゆる公共事業によって下水を掘り起こしたり地下鉄を掘り起こしたりしたときの土砂だ。従来はこれは埋立用材として十分使われていたものです。ですから、そういう意味ではこれまでの定義から言えば明らかにこれは埋立用材といえますが、廃棄物という概念には入らなかったものを、もし入れるならそういう法案にすべきであって、従来の同じ用語を使った廃棄物とのみ書いてあれば入らないはずで。

そういう点で、私は、今回のこの計画が、先ほど申し上げましたように、用語の問題というだけではなくて、本当にこれをごみ処理のために使うことを主目的としているのか、それ以外の跡地利用等を含めた問題が主目的となっているのかが疑問な点も実は法案上こういう形であらわれているというところを指摘して、最後にもう一度、できれば両大臣のこの点についての御見解を伺わしていただいて、質問を終わりにしたいと思います。

○塩川国務大臣 残土は全部そのまま廃棄物として捨て込むというのではございませんで、それは絶対いたさない。埋め立てで使うものあるいは再生して使えるものはそれで使われた後、どうにも捨て場がない、そういう残土のみしか扱わない、こういうことでございます。

○菅委員 最後にもう一度、先ほど時間がなくてお聞きできなかったリサイクルの問題、そして、いまの運輸大臣の答へにもありました再利用の問題、あわせて計画そのものをもう少し見直していただけないかということについて御見解を伺わしていただきたいと思います。

○園田国務大臣 この法案は莫大な事業を考えているわけでありまして、いろいろ問題等もここにあるわけでございまして、そういうことは御審議の間に十分御検討いたしまして、そういうことも踏まえて計画あるいは実施、運営をいたすように努力をいたします。

○菅委員 それじゃ終わります。

○小此木委員長 午後二時三十分より連合審査会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時三十分再開

○小此木委員長 休憩前に引き続き連合審査会を開きます。

質疑を続行いたします。田口一男君。

○田口委員 質問に入る前にちよつとお尋ねをしたいと思います。

昭和五十三年から三年間かけて厚生省、運輸省、それぞれ四億四、合計八億の調査費で調査をずっと続けた。昨年の三月に、昭和五十四年度広域最終処分計画調査、事業方式等の調査報告書というものを提出されておると聞いておりますけれども、この報告とたまたま議題になっておりますこのセンター法案とは密接な関係があるのは当然ですね。

私の漏れ承るところによりまして、この調査報告というものが関係自治体なり港湾管理者に対してすでに印刷物として配付をされておると聞いておりますけれども、こういう法案を審議する国会にそれらしきものを私は見たことがない。いますぐ出せとは私は言いませんけれども、この審議をスムーズに進めていくために出す気持ちがあるのかどうか、これをまず。

○吉村(眞)政府委員 運輸省でやりました調査の中で、外へ配付をいたしましたそういった名前の資料はないと思いますが、ただ先生がその資料について出せというふうな資料がございましたら、御指摘をいただきますれば出せるものについては差し上げたいと思います。

○田口委員 そんなら委員長の方で取り計らってほしいのですけれども、相当多額の国費を使って調査をしたその結果、それらに基づいてこのセンター法案というものが立案をされたのですから、当然に資料として私は出してもらわなきゃならぬと思うのです。それをひとつお願いいたします。

○小此木委員長 田口委員にお聞きしますけれども、どの資料かはつきりさせていたいただきたいということがあります。

○田口委員 いや、昭和五十三年から調査してあることは事実なんです。その結果なんです、中間であれ、最終であれ。

○吉村(眞)政府委員 調査の項目あるいは調査報告としてまとまっておりますものの数が非常にたくさんございまして、おっしゃる通りに、一本にまとめて一つの本になっているというふうなものではございませんで、あるものについては計算機から出たデータ、パンチした結果だけ出ているようなものもございまして、そういうものが恐らく五十から六十の数の数になっていると思います。ですから、先生の方でいま御指摘になったようなものでまとめたもので私の方から一般に配付したというものはないのですから、ちよつとどの資料かなというのをいま相談をしております。

○田口委員 では、そういう中で具体的に四点は

ど申し上げますけれども、この法案にも書いてありますように、厚生大臣と運輸大臣とが協議をして海域を指定しますね、東京湾であるとか大阪湾であるとか。そういう海域指定が行われて、その中でごみの最終処分場というものが選定をされる。そうなるべくと、当然にそこまで持つていく輸送ルートというものが第一に出てくる。もう私は、てにをは抜きに言いますが、輸送ルートがまず第一。それから、岸壁まで持つてくる、積み出し基地というものが当然に決まってくる。積み出し基地まで積み出す。それから三つ目は、その積み出し基地までごみを持つてくる、遠距離であれば当然中継基地もなければならぬだろう。それから、何で運ぶのか、こういった輸送方法などについて、当然にこれはいまでも申し上げたように、海域指定なり処分場の場所が選定されれば決まってくるはずだと思うのです。

「小此木委員長退席、橋本委員長代理着席」

決まってきた場合に、当然厚生省でも運輸省の方でも検討されてしかるべきだと思うのですけれども、こういった土地の高地に、たとえば積み出し基地をつくる用地の確保、それからA市というところからその積み出し基地まで持つてくる輸送道路をどうするか。最近のような交通渋滞の場合に、スムーズにいくのかどうか。冬場ならいけれども、夏場暑いものを積んで来たときにどうするか、沿道の住民への影響。そして、積み出し基地で車から持つて来たものをすぐにばいっと船に積みわけじやないだろう、しばらくはおかの上に積んでおかなければならぬ。そうすると、悪臭、異臭といったものでその周辺住民に対する影響、こういったものまである程度、昭和五十三年、足かけ五年調査をしたのならば、そこまでの検討結果というのか、こういった問題が起きますよというぐらゐのことはおたくの方でもつかないないければならぬ。そういったものをわれわれに審議の一つの材料として出すことが、親切というよりもこれは常識じやないかと私は思うのです。

二

二

二

二

二

二

二

二

ういったものを出してくれと言っているのです。
○山村政府委員 御指摘の輸送問題についての調査でございますが、廃棄物広域処分場がどこにできるかはともかくとしまして、港から船で運ぶという仮定に立ちますと、処分場の位置の問題はそれほど問題にならないわけでございます。独自の立場で現在の港の所在地等を推定いたしました。そこに予想される区域からのものがどういふふうに移れるかということについては、たとえ中継基地のある地点につくってそれを汽車で運んだらどうなるだろうかというふうないわゆるシミュレーションといいますが、そういうことについてはいろいろ調査をやっております。しかし、どの場所につくるかということにつきましては、国で一方的に決められるものでもございまして、それを表に出すことによつてかえつて混乱を招くという事態も考えられますので、個々の、どこをどう考えたかということについては申し上げられませんが、たとえば大阪湾について言いますと、八カ所ぐらいの積み出し基地を予想して、いろいろな輸送を想定しながらいろいろな調査研究をしたということだけは申し上げられます。

○田口委員 ですから、これは私もわからぬじゃないですよ。たとえば積み出し基地を、大阪湾に例をとれば、神戸港の大体何番地といいますが、そういうところだと言えは、これはいまでもこういうごみ焼却場の立地について紛争の起こることは常々ですから、どこどこそこそこにつくるといふふうなことが抵抗が起こるだろう、住民運動といったものが起こるから伏せておきたいという気持ちは大変わかります。ところが、いやみを言うんじゃないですけれども、参議院の運輸委員会問題になったそうなんです、四月八日の朝日新聞に「関西空港、機密撤去」土取り地はや高騰、というところが書いてあるのです。住民には秘密にしておきながら大企業に筒抜けになるという仕組みが問題。こういふことはどういふルートで流れたか知りませんが、これもこれは先に知らせれば住民がわいわい言つて話に

ならぬだろうということは、ごみというものは臭いものですから臭いものにふたをするという、これはだじやれではないのですが、ちよつといかがなものかと思う。

ですから、私は、トラブルが起こることを事前におもひながら伏せておくのだという言い方はわからぬでもありませんけれども、大阪湾を例にとつたら、たとえばいま八カ所と言いましたが、八カ所のうちで堺には何カ所ぐらい、西宮には何カ所ぐらい、神戸、大阪には何カ所というぐらゐのことは審議のときに出していいのじやないですか。いまの四月八日の朝日新聞を私は言うのじやありませんけれども、一目瞭然、ああこの山だ、そんなことまで私は言いませんが、そういうことがこのセンター法案の審議をスムーズにしていけるに必要ではないか。そういうこともやらざるにばんと入つてきたつて、私はちよつと不親切にやないかと思うのですが、何カ所、そこまで言えませんか。東京湾でどこそこは何か所ぐらゐ、ここは何か所ぐらゐというところを予定しております。そして交通公害についてはこういふことを考えておりますというふうなことは事前にならざるにばないかと思うのですが、どうでしょうか。

○山村政府委員 御案内のとおり、この事業計画は国の直轄でやるような事業でございまして、もし国がやるとすれば責任あるものとしてあるいはお示しできるかもしれません、今後センターがセンターの業務として地方の意思で決定していくという性格のものでございまして、先ほど、混乱する、ちよつと妙な表現を使いましたが、本来のたてまえとして、そういうものは地元で了解なしに出すべきものではないかというふうな判断しておるわけでございます。

○田口委員 この問題だけで時間がかかると思ふのですけれども、いまのお話ですと、この法案が成立する、そして法律に基づいてセンターができる、できたセンターがいま言った積み出し基地の選定なりそこに至る道路の問題なり何なりを決めるのですから、そちらの領域ということでしょう。ところが、これは後で私ちよつと言おうと思つたのですけれども、そうすると、部長も十分知つてみえるように、うちの在所に焼却場をつくるのは絶対反対といつてむしろ旗を立てますね。そういうたむしる旗が立つて、このやりとりをするのは全部センターでしよう。対応するところはセンターになるわけですね。ところが、決めておいた厚生省、運輸省は、おれは知らぬということ冷ややかに見ておるといふことになるのじやないですか。

ですから、私はこの法案全体を見て、後でも言おうと思つたのですけれども、今日の大都市及び大都市周辺の都市の廃棄物処理についてもういづれちもさつちもいかなくなつておる、最終処分場をどこかに求めなければならぬ、こういうことが発想になつたことは私は理解ができません、やはりスムーズにやつていかなければならぬ。スムーズにやつていかなければならぬと思ふほど、どうでしょうか、法律をつくつた後、でさう上がつた後をちよつと描いてほしいのです。大阪湾の真ん中に島をつくらうと困つた、ところが、ごみが来なければ何にもならぬでしよう、積み出し基地ができぬのですから。わしのところは反対だ、わしのところは反対だといふのは、いかにりつぱな島の囲みができたにしても入れるものがない。これは一番問題じゃないですか、積み出し基地がスムーズに確保できること。

そうすると、何百何十何番地というふうな具体的なことではなくて、おまえさんの市には二カ所くらいつくつたい、ここには三カ所つくつたいというところで事前にいろいろ積み上げていつたらセンターができる、積み出し基地も確保ができ、すぐに仕事ができる、こういうものじやないでしようか。私はそこを一番心配をするわけですね。

そこで、時間がありませんからそれについての答えは後でまたありますが、大臣お見えですか、いまから申し上げることをよく聞いておいて

いただきたいのですが、いま廃棄物、一般にごみといいますが、このごみの処理体系は、厚生省で御存じのように、まず集めてくる。集めたものを輸送をする。輸送してきたそのごみを焼くか砕くかして処理をするわけですね。そして、処理をした残りの最後の処分というところで廃棄物処理は一応終わる。ところが、さつきも申し上げたように、これは市町村の固有事務といふことになつていまして、私の地元なんかでも、ごみ山を登るという形容で、埋め立てるところがない。そこで、どんな山になつておる。これは大都市周辺は大変なものだと思つたのです。そういう状況の中で、一体ごみ処理がどのように行われておるか、このところが問題なんです。

一つの例として、お答えをいただきたいのですが、この間の十日の運輸委員会、同僚議員の質問に対して、生ごみはこのセンターがやる埋立地には入れないというお答えがあつたそうだけれども、あそこは御存じですか、東京の中央防波堤の外にある埋立地、行つてみたことあります。暗たんたるものでしょう。カラス、ハエ、あいう状態が、大なり小なり全国の都市で起こつておる。

この状況をずっと見ると、直営でやつておるところは、市町村固有の事務ですから、本来は市町村直営でやるべきなんですけれども、あえて直営と言わなければならぬ。その直営でやつておるところは完全に焼却をしておる。ところが、大半は委託業者に下請といいますが、そういう形でごみを処理しておる。となりますと、前処理、自己処理といふことをやつておるといふことなんですけれども、この下請業者が自分で処理をして、焼いて生ごみを完全なものにするのは三〇%くらい、あとの七〇%は生ごみそのまま、それがあの東京の中防外です、あの処理場を現出しておる。こういう状態を監督官庁の厚生省としては一体どうつかんでおるか。一般廃棄物にしろ産業廃棄物にしろ、どういふふうな処理されておるのか

ということを一遍簡単に答えをいたしたいと思ふのです。

○山村政府委員 全国的に見ますと、可燃ごみのうち八五%が焼却されておるといふ状況にございます。今後五カ年で九一%まで上げたたい、施設整備を進めたいというふうに考えております。

東京の場合の例示がございましたが、東京の場合は、可燃性のごみと先ほどおっしゃいました直営で当局が収集している分については一〇〇%の焼却が行われておる。ただし、大口の事業者等で直接搬入するごみ等につきましては、御指摘のとおり三〇%程度しか焼かれていない。あとの七〇%はそのまま生で埋められておるといふ実態があるようにございます。都の意向といたしましては、直接搬入される残りの部分につきましては今後計画的に全量焼却を目指して進めたいという意向でございますので、早急に施設整備が行われるよう指導したいと思ひます。

○田口委員 ちよつと急いで言いますが、一般廃棄物もそういう状況、特に産業廃棄物ということになります。これは警察庁の調べた資料によれば、昭和五十四年一月から十月までの間に約五千件摘発、検挙されたのですね、不法投棄ということと。

これは時間もないのに変な話をするようです。私の地元三重県では、廃油、それを暴力団の輸送業者といひますか、処理業者が伊賀の山まで持っていくまして、夜陰に乗じてほうり込む。それが見つかるまで暴力団五名がつかまされた。これは暴力団ですから大々的に報道されておりますけれども、大なり小なりこういう不法投棄ということが起こつておる。そういう実態がある。

実は各業者、それから産業廃棄物を出す排出企業が県内に報告をしなければならぬということになっておるようですが、一体これを扱つておる業者のそういう実態をどこまで厚生省としてつかんでおるのか。全国で約二万五千ぐらいあると聞いておるのですけれども、それをどこまでつかんでおるのか。そういうった検挙された業者、私はい

ま三重県の例だけ申し上げましたけれども、方々であるわけですね。そういうたことに対してどういう措置をとつてきておるのか、ひとつ伺いた

○山村政府委員 御指摘のとおり、処理業者による処理において不法投棄等の廃棄物処理法違反事件が非常に多うございまして、あらゆる公害事犯の中でもかなり多い部分を占めておるわけにございまして。これは現物をその場に残留するという、証拠物件が残るという点で検挙しやすいという要素もあるようにございまして、五十四年で五千件に及ぶ違反でございまして。そういう実態のあることは承知をいたしております。

後の始末という問題でございまして、検察当局の手にゆだねて裁かれておるといふことでございまして、今後とも衛生部局と警察とよく協力をして、できるだけ取り締まりを厳重にするよう指導いたしたいというふうに考えております。

○田口委員 そういう例を数え上げれば枚挙にいとまがないのですが、そういうたものがこのセンタをつくることによつてすべて一件落着というふうになっておるんじゃないかと思ふですね。たとえば不法投棄に至らなくても、そういう委託業者は、中小じやなしに小零細業者ですから、一匹オオカミで自分でトラックを運転して運ぶ。そうしますと、混載混せて載せる、産業廃棄物も載せれば一般廃棄物も載せる。そういうた物を載せてその積み出し基地、どこか知りませんけれども、そういうところへ持つていく。生ごみは入れないよということならば、どうチェックするか、チェックする方法ありますか。

○山村政府委員 零細業者の場合にかかわらず、排出者、排出の事業者とその業者が契約をして廃棄をしていこうという流れになっておるわけにございまして、その事業者が廃棄物業者に委託するときにその委託を明確にしまして、それで、その委託基準に違反したような場合には当然事業者にまでその責任が及ぶというふうな体系をつくりまして、いろいろ制度上は工夫をいたしておるわけ

でございまして、残念ながらまだ不法投棄等の違反行為が多いということでございまして、基本的にはその事業者及びその委託を受けた処理業者のモラルの問題でございまして、今後とも厳重に監視し、指導してまいりたいというふうに思つております。

○田口委員 厳重に監視をしてもわななくちゃならぬですけれども、実際問題として、そういうた荷物をどんどんと持つてくる。その積み出し基地で一々チェックする、これは事実問題として不可能なんですね。ひよつと見たら上はシートをかけてある。それでも、いや埋立地まで行つたて検査できますよという。ダンブでばんと捨てれば今度は底が見えるだけですね。上と底はわかるけれども、中に何が入つておるのか、わからない。

さらに、こういう問題は、今度は埋立地という面から見ても出てくると思うのです。いまの廃棄物処理法の体系からいくと、家庭から出るものは一般廃棄物だ、事業活動をやって出てくるものは産業廃棄物だ。ところが、一般廃棄物、産業廃棄物、そんな名前はどうでもいいけれども、受け取るごみはテレビのくず、映らぬようになったテレビ、それから冷蔵庫、自転車、モーターバイク。この間私、見に行つたらドラムかんまでほうりつてある。本当はそれを粉々に砕くなりべしやんにすることにしてやれば問題はないんですけども、十分チェックもせずに埋立地にほうり込んだ。そうすると、まあドラムかんなんというのはいくらもありません、冷蔵庫なんかも、これは中は空です。ドラムかんと一緒にすよ、何年かたつうちに外壁が腐つてべしやんとくんと空洞ができてくる。これは埋立地としては用をなさぬでしょう。

そういうたものを、これはけしからぬじゃないかといつて仮に埋立地でチェックをするとする。あとからどんどんとごみを運んでくるトラックに、おまえさん帰らなさいなとというのを言つておればその出先の職員とトラブルが起りますね。そうすると、当然に目をつぶつて、まあほうりつておれ、こういうことになっていくのではないかと。

ういう心配が多分にある。確かに規則の上からいって、テレビの中にはPCBが入つておりますから、それを抜き取つた上で処理をしないといふことを通達したはずなんですけれども、見る限りでは、PCBを含んだものを抜き取りましたという証明書を張つたようなものはない。こういう有象無象というのか、ごみですからいろいろのが混載をされてチェックが十分できないまま埋め立てられた土地の高度利用、それこそフェニックスといふことになるのかどうか、私は疑問に思つておる。ですから、ひよつととした完全無欠なごみと言つてはおかしいのですけれども、完全無欠なものにして埋立地に持つてこれらるような状態にいまなつておるのかという、残念ながら私はなつていないと思ふ。

こうなると私は、この法案そのものを見た場合に、いまの都市問題、どんどんごみがふえる。それで、ほうり場所困つたから海へ捨てようかといふふうな単純なものじゃないかと思ふのです。一石二鳥じゃないか、要らぬものを埋め立てて土地をつくつて、その土地を高価で売ればいいじゃないかというが、そんなものじゃないかと思ふのです。そこそここの廃棄物の処理ということについてまだまだ不完全ではないかと思ふのです。

いま一般廃棄物、産業廃棄物と分けたときに、出す人によつて一般になり産業になりということ、私は、私はちよつと法体系としてはおかしいのじゃないかと思ふのです。将来ピアノなんかごみとしてほうられるかも知れませんが、ピアノをつくつておる会社から出せば産業廃棄物だけれども、もうピアノもいよいよ音がでないようになつたから買い取りますよといつてばなんとかなつたら、これは一般廃棄物なんですよ。この一般廃棄物の方は市町村で処理しなければならぬ。その辺はどういう問題として受けとめていきますか。

○山村政府委員 あくまで廃棄物の処理の責任を明らかにするといふ観点から整理をいたしております。

○田口委員 私がいまのような具体例を挙げて申し上げたということは、そういった問題で毎日毎日出先の市町村の担当職員、それから委託業者も実のところは困っておるのじゃないかと思うからですね。そういう困っておることを何とかしなければならぬ、とりわけ最終処分場を確保しなければならぬ、こういう点でこのセンター法案というものが生まれた。これは一面、そういった関係自治体、関係業者から見ればうれいことだと私は思っている。ところが、この法案の審議の仕方なりなんなりを見ても、これは廃棄物最終処分場の確保という目的のための法律案なのか、または埋め立てをした土地を利用する、そして港湾の整備をするということが目的なのか、これは一体どちらの目的なんですか。

○山村政府委員 今回の事業は、御案内のとおり、大都市圏における廃棄物と最終処分場の問題解決のためということでございます。それで……

○塩川国務大臣 これは廃棄物を処理する目的とそれから港湾の開発ということと併用した、いわば単純に廃棄物処理だけとか港湾の整備とかいう、そういう割り切ったものじゃございませんで、複合した行政の一つの手法で解決していくというものでございまして、これは新しい時代を迎えました現在の行政の中に新しい様子を切り開いていくものだと思うしております。

○田口委員 いま申し上げた二つの目的のどちらかという端的な言い方もこれはどうかと思うのですが、いま複合とおっしゃったところが、私は複合という意味は十分わかりますけれども、実際これからセンターが中心になって事業をやっていく場合に、事業計画を立てなければならぬでしょう。それに幾らか金がかかるかという資金計画も立てなければならぬ。東京湾の夢の島なんというのは跡地利用、不可能とは言いませんが、できぬ、十分じゃないですね。家を建てたらこうなっちゃう。そういうようなことで、この跡地利用をするならばやはり一〇〇%完全なものにしたい。完全

なものにしようと思つたら、そういう生活ごみであるとか冷蔵庫であるとか自転車であるとか、ピアノは入らぬにいたしまして、そんなものでは困る。

そうすると、大阪湾圏域の計画を見ますと、一般廃棄物と産業廃棄物、陸上残土、しゅんせつ土砂合計一億四千万立方メートルのうちで一般廃棄物は千五百万立方メートルで十分の一、あとは産業廃棄物、陸上土砂ということとで、埋め立てに可能なもの、後々問題のないものを入れていこう、早く仕上げようというところになりがちですね。そうでしょう、常識で考えれば、早いところ埋立地を完成しようじゃないか、それには石ころか建設の後の残土を埋め込め、ごみはちよつと、そうすると、いつまでたっても都市における廃棄物処理場ということには進歩がない。せつかくいま大臣はこれは複合した新しい時代に適合するものだと言つても、現実入ってくるごみの方についてこういう状態ではどうしたって手ばかりが出るのではないか。そのところをどうするか。後々廃棄物についてどういったことをやっていくかということとをここで聞かしてもらわないと、このセンター法案は単に埋立地をつくって港湾整備をするのだということに固まってしまうきらいがあるのではないのか、ごみの方はいつまでたつてもごみだ、ごみだということの後回しにされる危険が多分にあるのじゃないか、私はそういう心配がしてならぬのです。それをひとつお答えをいただいて、私は終わりたいと思います。

○塩川国務大臣 田口さんはごみということを家庭から出るごみを中心にお考えになっておりますけれども、現在私たちの環境を汚染し、生活環境を不愉快な状態にしておるのは、家庭のごみだけではなくして、いわば産業廃棄物もございまして、それから下水処理場の汚泥の処理というところもございまして、生活が多様化し、繁栄してまいりますと、いろいろな面でいわゆるごみと言いましようか、廃棄物と言いましようか、そういうようなものが非常に種類もふえてまいります。

した。

そこで、行政区分からいまして、地方自治体の中でもうて行政的に処理できないものが廃棄物処理の中に出てまいりました。それを無差別にそれぞれの最終処理を自治体が行うということになってまいりました。これはまた違った公害を起こしておるのも事実でございます。先ほど質問の中に、ごみを捨てないで、残土だとか何かで埋めてしまふのだらうとおっしゃるかも知れません。そういう質問がございました。けれども、あなた自身が三重県出身で、たとえば鈴鹿のころへ行つてごらんない。こういうきれいな山の中になぜこんなプラスチックのかすを捨て、そして建築がらがらと捨てに來ているのかという、捨てるところがないのだから仕方なしに夜陰に乗じてああいふような山の中のかきれいなところへ捨てに行かざるを得なくなつてきているのが現状なんです。そこで、家庭に出てくる一般ごみあるいは産業廃棄物というものを中心にして埋め立てをしていきますけれども、しかし行政上から出てくる残土だとか、あるいは汚泥とか、しゅんせつのかすとかいうものもあわせて処理するところをつくらなければならぬというのが今回の目的の中に入つておるのだ、こう御理解を願ひいただきたいと思つております。

それと同時に、こうして貴重な港湾の水域を一定の場所を区切って埋め立てするのであります。これは港湾行政の面からいっても、ごみを捨てたために港湾の一部を使わなければならぬということとは、これはわれわれの立場からいまして決して望ましいことではないのです。けれども、今日のごみの処理というものはそれでどこへ持つていくか。陸地の中で穴を掘つてそこへ埋めるのか。これは行政経費からいってもとても賄えるものじゃない。また、そういうことをいたしましたらまた違った汚染が出てまいります。そうすると、いろいろ考えました結果は、一定の水域を限つてそこへごみを捨てさすという、いわば海面埋め立てと兼用したごみの処理をせざるを得なくな

つてきたということでございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○田口委員 それじゃ終わります。

○橋本委員長代理 小川省吾君。

○小川(省)委員 時間が制約をされておりますので、初めに主として大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

この広域臨海環境整備センター法案は運輸省と厚生省の共管の法案でございます。しかし、考えてみると、清掃事業というか、一般廃棄物の最終処分場に関する法案でもございします。数十、数百という自治体が関与してくるものでございします。すぐれて地方自治に関係する法律でございします。この法案の検討の経過において自治省がなぜ共管にならなかつたのかという疑問があるわけでありまして、自治省との検討の経過がいかがであつたのか、御説明を承りたいと思ひます。

○塩川国務大臣 自治省とも意見の交換はいたしております。しかし、現在、国政のレベルにおきます行政の所管事項から申しますと、ごみは厚生省、港湾関係は運輸省、こうなつてまいります。地方自治体を所管するのは自治省でございします。しかし、感覚からいまして小川さんの感覚、私もそうでございしますが、自治省は自治体、これはわかるんだが、自治体のごみをやっているんではないか、こういうことでございします。けれども、自治省はごみが所管事務ではございしません。しかし、そう権限だけで割り切つてしまふべきではないと思ひます。権限のたてまえからいいますと所管事務が主務大臣となる、けれども、この運営をするのには、自治省初め環境庁なり建設省なりあるいは通産省、こういうところと十分協議しながら運営はいたします。

○小川(省)委員 また、聞くところによれば、一般廃棄物が約一割余で他の大部分は産業廃棄物や建設残土などのようであるが、企業のために最終処分場を自治体の出資金によつてつくつてやるようなものだというふうに思ふわけでありまして、この建設に当たつて、自治体が当然廃棄物の

処分をやるわけでありまして、自治体の発言権や主張が保障されることになるのかどうか、お伺いをいたします。

○吉村(廣)府政委員 ごみのうちの10%が一般廃棄物でそのほかは建設残土が非常に多いわけでごさいます。先ほども話に出ておりましたように、建設残土と申しましてはゆるゆるの民間の住宅とか建築の残土とかそういったものは考えておりませんので、地方公共団体が公共事業として行います事業の結果出てきた残土をここへ入れる。つまり地方自治体のための捨て場でございます。ですから、そういう意味で、これを産業、企業のためにやる部分というのはまずほとんどないというふうに私も考えておるわけでございます。

前段の御質問はそういうお答えになるわけでございますが、地方自治体は廃棄物の処理の責任を持ってやらせるわけで、セクターにはこれを委託をしてやらせるというたてまえになっておりまして、したがって、セクターに対しての委託契約の中でも、もちろん自治体のそういうごみ処理に対するいろいろな意味の主張は当然入り得ますし、それから基本計画を定めます場合、あるいはその後の実施計画を定めます場合、各段階におきまして、関係の地方公共団体あるいは港湾管理者の意向が聞かれる形が法案の中で保障されておりますので、そういうことで発言権が確保されるというふうにお考えでおる次第でございます。

○小川(省)委員 先ほど田口一男委員からも出ておりましたけれども、五十三年から、この建設に当たって、運輸省や厚生省は八億という多額な国費を使って調査をいたしたようでございます。しかし、法案が審議をされているこの段階で、いまだに調査結果は発表をされてはおらないわけでございます。私も十日の運輸委員会を傍聴したのでありますけれども、運輸省と厚生省の答弁によれば、調査はセクターに引き継ぐということと答弁をしておたわけでありまして、これは引き継いだことだけでは足りないだろうと思うのであります。多額な国費を使った調査なんですから、当然

公表をしていただきたいというふうに思っております。関東地区や近畿地区の清掃関係者や港湾関係者は、この調査の結果を実は首を長くして待つておるわけでございますから、この調査結果をいつ発表してくれるのか、明らかにしていただきたいというふうに思っております。

○吉村(廣)府政委員 先ほど御答弁申し上げましたが、現在やっております調査の成果は、そのままで公表できる形の資料とか冊子とか、そういう形に取りまとめたものは余りないわけでございます。それで、本当の生の資料のままで出ているものもありませんし、それからレポートというものが生になっておりまして、学者がその生のものを生言葉で書いておるといふようなものが大半でございます。ですから、公表をする必要があるということになりますれば、これを公表をできる形に取りまとめる必要がございます。

そういうことでございまして、いつの時点までというお約束をここで申し上げることはちょっとむずかしいかと思いますが、先ほど来御審議の過程での問題がございまして、こういう事項を調査いたしましたという内容でございまして、この一覧表といいますが、これはもういつまでも差上げまして、その中から、先生の方から、この調査についてはどうか、よこすことができないのかというふうに御指摘いただければ、現在出せるような状態になっているものは当然差上げなければいけないと思っておりますし、出せないものでも、そういう整理を早急にできますれば、提出、公表をいたしたい、こういうふうに思っています。

○小川(省)委員 わかりましたけれども、法案が審議をされている段階で、八億という多額な巨費を使って調査をしたものが公表されないというのは不親切きわまりないというふうに思っております。まあいいでしょう。

いずれにしても、この法案は十七日には採決に回るのでございまして、参議院が審議をされている段階では、ぜひひとつ公表をされるようにお

願いをいたしたい。それから、いま言われるように、調査一覧表を下さることでありますから、これはぜひいただきたい。そして、この項目、この項目というように明らかにしていただきたいと思っておりますが、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

二百を超える自治体あるいは企業からの廃棄物の輸送による交通公害とか、積み出し基地周辺における騒音公害でありますとかあるいはまた悪臭公害とか、有害な毒物質、重金属等の検査のチェック体制をどう立てるかという問題ですが、あるいはまた漁業権の補償の問題であるとか海洋汚染の対策であるとか、こういう点についてのチェック体制の点についてはどのようにするわけですか。

○山村府政委員 広域処理場の整備に当たりましての問題点の一つは、内陸輸送、とりわけ搬入施設周辺の輸送経路における車の集中の問題かと存じます。この点につきましては、搬入施設への車のくつくて分散をしまして、また搬入施設への車の不規則な集中を避けるために、調整のための管理体制を十分としまして、また輸送方法を車に限らずパイプライン、ベルトコンベヤー、その他の方法についても十分研究していかなければならぬというふうにお考えをしております。セクターの計画策定に当たりましてそういう方法を検討するとともに、関係者とも十分話し合いをして、問題が生じないよう、万全の措置をとるよう指導してまいりたいと考えております。

また、受け入れ廃棄物のチェック体制の問題でございますが、セクターが直接受け入れる際に、まず搬入申請時のチェックをする必要があるかと思っております。廃棄物の処理を委託する者とセクターとが、一定期間にわたる受け入れ契約を締結することになります。その際セクターは、廃棄物の性状あるいはどういう生産工程、どういう原料から出てくるかというように十分確かめまして、書類を携行させるようなことを考えるわけでございます。その際、監督に当たっております

都道府県の意見も聞くというふうなことにしても指導してまいりたいというふうに考えております。

その後、搬入ゲートに参りまして、契約された廃棄物かどうかをチェックすることが大事でございまして、所定の契約カード等を携行したものを確認するとともに、持ち込まれた物の外観を検査し、さらに抜き取り検査をする等によってチェックする必要があります。考えております。また、何よりも未然に防止することが必要でございまして、有害廃棄物処理が適正に行われますよう、都道府県を通して十分指導してまいりたいというふうに考えております。

○小川(省)委員 一応終了というが、埋立完成が十年くらいと見ているようでありまして、他の地方、いわば中国地方であるとか中部圏であるとか、あるいは九州等についてはどうしようと考えているのか、この点について伺います。

○山村府政委員 対象区域の指定の問題でございますが、当面大阪湾圏域及び東京湾圏域を想定いたしております。大阪湾圏域につきましては、この法律が通りました後に、五十六年度に予算措置も講じられておりますので、早速にも指定をし、準備に入りたいというふうに考えております。

また、東京湾圏域につきましては首都圏サミット、つまり六都府県市首脳会議を通じて、その必要性について議論が行われている段階でございまして、関係地方公共団体の合意が得られれば、対象区域及び対象港の指定を図るべきであるというふうに考えております。

なお、私もいいたしましては、中部圏につきましても広域処分が必要であるかどうかという調査に入っております。その成果を見ながら今後検討していくことといたしております。

○小川(省)委員 この法案をざっとながめてみますと、どうしても運輸省は海面埋め立てに重点を置いておいて、地方自治体の本来の業務である清掃とか廃棄物の処理はどうも二の次のように思えるのですが、そういうことはありませんか。

○吉村(眞)政府委員 先ほど来の御議論でございますように、この法律は廃棄物の最終処分場の整備と、それから港湾の秩序ある開発整備というものを両立させるという観点で考えられたものでございまして、そのどちらが重点ということでもないというところでございます。

運輸省といたしましては、この法案に対して港湾の整備を行うというサイドから関与をいたしてまいりますわけで、運輸省の考えてまいります事柄の重点が港湾にあるということは、これはそのとおりかと存するわけでございますが、法律の運用とか法律の成立の基本は、両方のねらいが複合されて両方でそれぞれ相まって効果を発揮するようにというふうにつくられておるように考えております。

○小川(省)委員 素人考えでございますが、海面を埋め立てていくだけなら、こんな地方自治法を超えるような法律案をつくらなくても、現有の公有水面埋立法で、これに手を加えるだけでもよかったのではないかとこのように思いますが、現行法のどこに不備があつてこういうような動きになったのか、公有水面埋立法だけでは何ともならなかったのかどうか、伺いたいと思います。

○吉村(眞)政府委員 従来運輸省におきまして、公有水面埋立法というよりは港湾法に基づきます廃棄物埋立法という制度がございまして、この制度によって各港湾管理者が廃棄物埋立法をそれぞれに港湾において建設をいたしております。そして、その廃棄物埋立法に港湾管理者の、一般的に自治体でございますが、その自治体から出る廃棄物処理をしておたというものが現在までの状況でございます。公有水面埋立法はそういう場合の埋め立ての手続の具備すべきいろいろな問題を規定した手続法でございますので、御指摘は多分いまの港湾法でやっている廃棄物埋立法の制度ではできなかったのかという御趣旨かと思つて御答弁を申し上げておるわけですが、それでですと、現在のそれぞれの港湾の自治体が自分のものしか処理をしております。それで、この法案の

提案理由にあるいは目的のところにもございまして、現在非常にそういつた個々の自治体だけの処理では問題が解決できなくなつておる、大都市圏の非常に土地利用の稠密なところ、あるいは港湾の水面利用がきわめて錯綜しておるようなところでは対応できなくなつたということで、この制度を考えたいわけでございます。

つまり、従来の港湾法によります制度は、一般的にいいますと、内陸部のどこかで非常に困つてい自治体がありまして、それをある港湾管理者が行つた廃棄物埋立法の制度の中に受け入れるというところは制度的には担保されておりました。あるいは港湾管理者が隣の港湾管理者と互いに埋め立ての施設を融通し合うというふうなことも制度としては担保されておりました。

○小川(省)委員 想定をされる廃棄物の広域指定区域であるとか、予定の埋立港湾区域であるとか、積み出し港などの場所をいまの段階に明らかにしてもええないかどうかという問題であります。先ほどの調査の一覧表を出していただいて、要求されれば資料を出しますということですから、要求すればそういう点を明らかにしていただけますか。

○吉村(眞)政府委員 港湾の方で申しますと、それぞれ港湾において、どの海域が現在どういう利用をされておつて、その結果埋め立てをする余地があるのかどうかと、あるいはどの海域に船がどういふふうに通つておつて、そこに島ができたかどうかという影響があるのかとか、そういう調査をいたしております。そういう調査をいたした結果、候補海面としてある海面が利用できるかどうかというふうな調査は、現在、結果として持つておるわけでございますが、このセンターが実施いたします埋立処分場をどの位置に選定するかというの、調査結果としてはまだできておりません。しかし、現在できております調査の内容につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

あるいは公共機関関与のあり方、あるいは処理業者に対する指導対策等を明らかにしていただきたかと思ひます。

○山村政府委員 産業廃棄物の処理の責任は、原則的には排出者の責任においてあるべきものでございまして、処理法上その旨の規定が明らかにされておるところでございます。しかし、産業廃棄物の中には、その性状とか発生形態、たとえば中小企業から出てくるような産業廃棄物につきましては、一般廃棄物とあわせて処理することが適当なもの、あるいは広域的な見地から処理することが望ましいといったものがございまして、廃棄物処理法におきまして、これら廃棄物につきまして地方公共団体の関与による処理が認められておるところでございます。このため、現在三十一カ所の処理公社ができておまして、排出者から一定の費用負担のもとに、公共関与による処理を行っているところでありまして、

業者等の指導につきましては、廃棄物処理法の規定に基づいて厳正に指導してまいりたいというふうな考えております。

○小川(省)委員 運輸省としての管理委員会に対する指導のあり方あるいは関与のあり方などについてお尋ねをしたいわけでありまして、管理委員会ができて自治体の意思が十分に反映できるように指導をしていただけるのかどうか、お伺いをいたします。

○吉村(眞)政府委員 管理委員会の委員は、地方公共団体の長と港湾管理者の長がそれぞれ互選をいたしまして、それぞれが選出した委員が構成をするということになっております。

それで、港湾管理者の長から選出されました管理委員は、港湾の整備という面からこのセンターの業務にかかわっていくというふうに考えております。

その面での私どもの関与といひますのは、特にこの点について監督するというような関与はする考えでございますが、一般的に港湾の管理者と私どもの関係がございまして、いろいろな意味

で気がついたようなことはお話し申し上げるということになるかと思ひます。

○小川(省)委員 お尋ねをしますが、運輸省として、あくまで地方自治を保障をし、地方自治体の意思を尊重をしていられると思うのですが、尊重していくことを約束をしていただけるかどうか確認をしたいと思ひますので、御答弁をお願いいたします。

○吉村(眞)政府委員 お約束申し上げます。

○小川(省)委員 今回この法案が成立をするということになりますと、自治体の意思というものは国の強い権限で妨げられたり、あるいは関係自治体も安易に国の施策に便乗をし、清掃事業における自治体の行政責任が弱まってきて後退を引き起こすことになりかねない懸念するものでありますけれども、住民のための清掃事業を積極的に推進する姿勢をとっていくことを保証をしてくださるかどうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○山村政府委員 センターは地方の委託を受けて仕事をしていくわけでございまして、現行の廃棄物処理法の責任体制のもとに、地方自治のもとに推進するべきものだと考えております。

○小川(省)委員 いろいろ御質問を申し上げてまいりましたわけでございまして、何といたしても私はすぐれて地方自治の問題であるというふうに考えますので、ぜひひとつ地方自治を尊重をし、自治体の意思を尊重する、こういう姿勢でやっていただきたい、このことを強く要請をいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○橋本委員長代理 山本政弘君。

○山本(政)委員 厚生省の方、いらつしやいますね。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがあります。その中で第十九条、立入検査があります。これはもう申し上げる必要はないと思ひますけれども、廃棄物に対する運搬、処分、そういうことに対して検査をするということだと思ひますが、二十条に環境衛生指導員というのがあります。この二十条の環境衛生指導員というの

「第十九条第一項の規定による立入検査及び廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため、都道府県及び保健所を設置する市に、環境衛生指導員を置く。」二項は「環境衛生指導員は、都道府県又は保健所を設置する市の職員であつて、厚生省令で定める資格を有するものうちから、都道府県知事又は市長が任命する。」とあるのです。そこで、廃棄物というものを処理する場合に、輸送体制というものが確立しなかならぬということも申すまでもないことであると思います。中間処理施設からの直接輸送あるいは中継地を経てから積み出し基地に行くという方法があるけれども、その場合に、恐らく立入検査などを、あるいは処理に関する指導というものをやりになるのだ、こう思うのです。

そこで、お伺いしたいのは、この指導員というのは一定の資格が必要だと思つていますが、どんな資格が必要なんですか。

○山村政府委員 施行規則十六条に詳細に書いてあるわけですが、非常に長いので一部御紹介いたします。「医師、薬剤師又は獣医師」また「学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者」等と、さらに「六年以上廃棄物の処理その他環境衛生に関する実務に従事した経験を有する者」というような体系になっております。

○山本(政)委員 つまり学歴と経験というものが、必要だ、こう言っているのですが、お伺いいたします。

東京に環境衛生指導員を置いてますでしょうか、そして大阪に置いてるのでしょうか。

○山村政府委員 ちよつといま資料ができていませんが、東京に六十六名ぐらゐの数字が出ておったかと思ひます。それから、大阪府は百五、六十名の数字だったかというふうに記憶しております。

○山本(政)委員 六十六名と百五、六十名というお話がありましたけれども、私は午前中の質問が終つてから調べてみたのですが、東京都は環境衛生指導員は一人もおられません。そういう資格を持つておられる人は一人もおられないのです。大阪は形だけあります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律十九条の規定による証明書、所屬庁が書いてあり、大阪市長の判が押してありますけれども、こういうものがあるだけ。しかも、こういう人たちについても学歴とか経験者とかいうものがないのです。

あなた方は一体そういうことでちゃんと監督行政がやれる、やっているとおっしゃるのですか。ぼくはなぜこのことを聞くかというと、環境衛生指導員なんというものを置いて、要するに海面埋め立てではちゃんと廃棄物の処理についてチェックしてると言うけれども、チェックされていないのです。現実に学歴と経験者はそんなに六十人もおりません。東京都に置いてないのです。どうします、それは。

○山村政府委員 先ほど申し上げた数字は、私どもの方で毎年行つております調査に基づくものでございまして、もし、そういう先生のおっしゃるような実態があるとすれば、十分指導してまいりたいというふうに考えます。

○山本(政)委員 つまり、それは恐らくぼくはレポートだけだと思つておるのです。紙によつて報告しているだけなんです、実態は何もない。私が直接調べた。どうするのですか。そんなことで、チェックというのはいままでやれているのでしょうか。それから、これから質問を申し上げるけれども、いろいろな問題が出てくるに、チェックができるのだからどうだろうか。そんな体制の中で一体あなた方は、先ほどから私は何回も申し上げたけれども、アセスも何もおやりにならないで、そして主体というものをづくりながら計画を実施されようとなさるのですか。大臣を呼んでください。質問できませんよ、そんなことだつたら、もし調査をしてそういう事実がはっきり

したときにどうされますか。それはあなたでいいです、大臣でなくたって。

○山村政府委員 実態をよく調査いたしまして、そういう指導員の補充等につき指導をいたしたいと存じます。

○山本(政)委員 要するに、私が申し上げたいことは、東京も大阪も環境衛生指導員というのはいないのです。大阪は形だけ存在しているというのがこれなんです。そういう中で、一体いまままで廃棄物に対するどういうチェックが行われてきたかというところなんです。それから、いまから皆さん方がチェック体制を整えるのだ、こうおっしゃっているけれども、それが完璧にできますか。そういうやり方というのは大変おかしいと私は思うんです。そのことをまず問題にしたいのです。二十六分だといいますが、大変残念ですけれども話を進めます。

そういうチェック体制がない中で昭和五十四年度の産業廃棄物の処理業者の立入検査の実績は、これは何千台もあるんですね、その中で百七十二台抜き打ち検査をやつて、そのうちで百七十三台抜き打ち検査をやつて、要するに違反をしてるものが六十五あるのです。抜き打ち検査をしたら三分の一強が違反をやつて、つまり環境衛生指導員というものの存在はないということをこのことが証明しているのだらうと私は思うのです。そういうばかなことはないだらうと思つておるのです。

その中で、これはどなたかが御質問されたかも知れませんが、要するに廃棄物について二つに分けて考えていいだらうと思つて、つまり陸上の輸送があるだらう。それから、海洋の輸送があるでしょう。センターができることによって、直接輸送の場合と、それから中継地のところまで輸送し、それからまた積み出し基地まで輸送する、二つの道があるだらうと思つて、その場合、二つの道があるだらうと思つて、その場合、焼却して受けることがあるだらうと思つて、そういうことがありますね。つまり中間処理施設によつて焼却することとありますね。そうすると、一体焼却率はいま

まで一〇〇％行われていますか。そのことをちよつと聞かせてください。

○山村政府委員 一般廃棄物の焼却率は全国で現在八五％という状況にございまして。首都圏は大体平均をやや上回つた程度だったように記憶をいたします。近畿圏はたしか可燃物の九七％は焼却されておると記憶をいたしております。

○山本(政)委員 私の資料が間違つておつたら御訂正ください。一番、一番という言い方はなんです、焼却率のいいところで八〇％を超えているくらい、ちよつと悪くなると七〇％くらいになるのです。九十何％というのはレアケースだらうと思つておるのです。そうしたら二〇％なり三〇％というものを焼却する場所が必要になってくるのではないのでしょうか。その点、もしそういうことによつて公害が起こり得るとするのなら、それに対してどういうふうな対処をなさるのでしょうか。そのことをまずお伺いしたいと思つておるのです。

○山村政府委員 焼却率のとりえ方の問題でございまして、一般に排出されるごみの中身を見ますと、可燃物が八〇％、不燃物が二〇％というところでございまして、可燃物について見ますと、先ほど私が申し上げたような数字になります。全体を見ますと、全国的に見まして六十数％と下がつてまいりますので、その辺の数字の違いではないかと理解いたします。

それから、いずれにしましてもまだ未焼却分がございまして、これにつきましては原則的にはそれぞれの地方公共団体、あるいは一部事務組合等で対応できるということでございまして、センターがあつてそこで集約的に焼くという予定は今のところございません。

○山本(政)委員 広島のように分別処理をする、五分類をやるわけじゃないでしょうか、いまの東京なり首都圏においてやつておることは、とすると、要するに可燃物はいいかもわからぬけれども、あなたのおっしゃる通りに、あなたの意見を取り入れるとして、不燃物も一緒になつて入つておるわけですね。そうすると、そういうことについての

処理はどうかさるのですか。

○山村政府委員 御指摘のように、分別収集がまだ完全な体制になっておらないことは事実でございますが、少なくとも焼却炉に入れられないような不燃物は当然に抜かれてまいります。したがって、若干分別収集が不完全であるという要素を考慮いたしますれば、焼却する割合が今後ふえてまいるといってございまして、当該地域につきましてはできるだけ優先的に焼却施設の整備について指導してまいりたいと考えております。

○山本(政)委員 ちよっとお伺いしますけれども、東京の場合にセンターはいつづくる予定なんですか。厚生省と運輸省の間でそれは大体決まっているでしょう。

○山村政府委員 東京圏の場合は、事務的にいつづくるというようなことはできる情勢にはございませんで、いわゆる首都圏サミットという高度な判断で基本的にやる方向については確認されておるようでございますが、やるという意思決定はまだされてないという段階でございまして、いつになるか、いまのところわれわれとしても予測できない状況でございします。

○山本(政)委員 ちよっと確認します。やるという意思決定はまだされてないわけですね。港務局長、そういうふうに理解していいですね。

○吉村(農)政府委員 厚生省のいまの御答弁は、このセンターをもし設立するとすれば、その設立にかかわる都府県的首脳部がいままで集まっていける話しておられるようだけれども、意思決定をされておられないようだと申し上げたのだと思えます。

○山本(政)委員 もう一遍言ってください。よくわかりません。

○吉村(農)政府委員 関係の地方公共団体、東京圏を囲む地方公共団体がございしますが、その公共団体のそれぞれの意向がセンターをつくるというふうな方向で一致して固まっておられないように聞いているという意味でございします。

○山本(政)委員 そうすると、私はよくわからない

くなるのですが、ちよっとお伺いいたします。御答弁はどちらでもいいです。

この法案が成立した場合には、附則第一条によれば、「この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」というのはいくつもの点でございします。これは由に深くわけですか。附則にそう書いてあります。間違っていないか教えてください。

○吉村(農)政府委員 法律の附則はこのとおりでございしますが、先ほど申し上げましたのは東京圏の実情を申し上げたわけでございます。当面大阪湾につきましても、この法律に従ってセンターを発足させるような運びがすぐにとられるようになるかと思いますが、東京湾につきましてもいつになるかわかりません、こう申し上げたわけでございます。

○山本(政)委員 大変制り切れないというか、大変おかしいのです。大阪湾についてはいろいろな推進の母体があつてそれを進めているようだからやりましょう、東京湾の方はまだよく決まっていなから、それはいつになるかわかりませんというのだったら、こんなところで法案に東京湾のこのなかにつけ加える必要はないとばかりは思うのです。皮肉じやありません。

そこで、いま申し上げたように、直接の輸送にしろ中継基地を経るにしろ、沿道被害というものが恐らく出てくると思うのです。首都圏それから近畿圏の両方とも、広域的に運ばれてくる廃棄物というものは沿岸の積み出し基地で船に移されるわけでしょうから、これは素人考えかも知れませんが、積みかえの作業に手間がかかるだろうし、積み出し基地への車の搬入台数は、地続きの埋め立てよりもかなり制限をされてくるということも事実だろうと思うのです。東京の中央防波堤の外側に処分場がありますけれども、ここは一日四千五百台。船に積みかえている唯一の例である大阪北港処分場では一日四百五十台しかない。それでも朝のピーク時には大変な混雑がある。そうすると、その十倍もある東京の場合には大変な交通

渋滞が起こるだろうと思うのです。沿岸の各都府県に二カ所で基地が予定されておるようでありまして、仮に十トン車で行っても、いまそんな大きなものは行っていないで、四トン車かせいぜい六トン車を中心であろうと思いますが、一日五千台で、かなり短い時間間隔の搬入が見込まれるだろうと思うのです。振動とか騒音とか交通渋滞とかいうものは大変だと思ふのですが、そういうものについてどういふふうな対処をなさっているのだろうか。

それからもう一つは、さっき申し上げたように、有害な産業廃棄物をチェックするということになっておりますけれども、思い出したださい、環境衛生指導員などがきちんと整備されていない。恐らく覆いをめぐってチェックするのが精いっぱいだろうと思うのですけれども、計画では、中継基地でも搬入物のチェック、計量検査をやるとなっている。それから、積み出しの基地でも搬入物のチェック、計量検査をやるとなっている。これは本当にやればそれでも私は救われる気持ちがあるのですけれども、それでは実際にそういうことがやれるかどうかということですね。聞いてみますと、事業所とか処理業者からの申請書を信用するしかないというのが実態だというふうに言っておるのです。

第三番目には、海洋の汚染です。二枚の矢板を打ち込んで二重鋼管矢板形式だというのですけれども、一体それでにじみ出る汚水なり何なりを防ぐことができるのだろうか。率直に言いますと、東京湾という海面の中にゴミ箱をつくるようなものだと私は思ふのです。決して誇張した言い方じゃありません。そういうことに對して一体どういふふうなチェックをしていくのでしょうか。そういうチェック体制というものは完璧を期せられるのでしょうか、どうでしょうか。五分しかありませんから。

交通公害問題は、搬入施設周辺住民にとって重要な課題でございまして、この計画を進めるに当たっても最大の課題の一つというふうに認識をいたしておきます。これについては、先ほど御指摘のように、搬入施設を分散化するというところでございまして、大阪湾の場合にはざっと見て八つぐらい考えられるかなというふうなことでいろいろ計算をした経緯もございまして、いづれにしても、島をつくらせてそこで船で運ぶ、陸上輸送はできるだけ海に出る段階で分散をするという手当てが一つは必要であらうというふうに考えております。

また、個々の搬入施設に入る車の調整ということも必要であらうということで、付帯業務としてそういう輸送管理といった面についても配慮してまいりたいと考えております。

また、輸送の方法として、十トンクラスの車になるかと思いますが、そういう車だけでなしに、中継基地からパイプラインで送るとかいうような方法についてもあわせて検討したいと思っております。

いづれにしても、これからセンターの計画に当たって地元関係者と個々に詰めていくべき課題でございまして、問題が生じないよう指導したいと考えております。

受け入れ廃棄物のチェック体制の問題でございしますが、行政検査に当たる環境衛生指導員は御指摘のような実態であるとすれば問題でございまして、それなりに別途手当てをする必要があるかと存じますが、その前に、センターの職員がセンターの業務としてみずからの責任を果たせるよう、チェック体制をセンターみずからがしくというところをございまして、県の指導員等と相談をするというふうなこともこれまでの答弁で申し上げましたが、それが弱いといはしまして、センターの職員の資質の向上によりましてチェック体制がとれるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○山本(政)委員 チェック体制のことについては

ひとつ要望を申し上げておきます。東京と大阪を調べて、私に報告してください。これはきちんと下さい。

もう一つは、言葉を返すようですけれども、あなたの方話を聞いていたら、要するに委員会が済めばもういいんだという感じがなんですよ。これはあなたの方の報告書にありませんか。パイプラインを考へるなと言われれば、ここにこう書いておけるのですよ。「将来的にはパイプラインの敷設、ベルトコンベヤーも可能として考へられるが、これらは長距離輸送という点では実現性に乏しい」みずから「乏しい」と書いておいて、そんなことが考へられるなんて言えますか。こんなふざけたことはありせんよ。

それから、環境庁の方いらつしやいますか。もう最後の質問ですから。これは私は本人に確認いたしました。四月二日の一時、企画調整局長、水質保全局長のお二人に自治労の方々が交渉したと思ひます。そのときに参議院の山崎さんが同席をしている。何とおつしやっているかといふんです。センター法に対する環境庁の態度について、法案の目的、基本計画の中身にも明文化させるなど成果を上げている、こうおつしやっておる。そして、その後の事前チェックの体制について一体どう考へるのだという質問に対して答へがあるのです。主體的には、アセスメント法案、国会審議となるか、の審議を得た上でのこととなる。基本計画の策定、変更において協議にあずかるので、その段階でチェックしたい、これはいいでしょう。また、港湾審議会でも港湾計画の問題として審議され、本庁も入るの十分環境問題を浸透させていきたい、こうおつしやっておる。問題は第一番目です。アセスメント法案は今度は出ないでしょう。出ないにもかかわらず、こういう答弁をなすつておるのです。それはもちろん調整官庁としての苦勞があるかも知れぬと思ひます。

しかし、そんなことで、とにかく多くの人たちが知りたいというように全部ここではないか、げんに、この場限りでいいでいって何とかな

るという感じに皆さん考へになつておる。そんなばかなことはありせんよ。

何回も時間が終了したなんて来るから私はやめますけれども、もう一度機会があったら丹念に一週質問させていただきたいと思ひます。

○橋樑委員長代理 平石磨作太郎君。

○平石委員 午前の質問に引き続き御質問をいたしたいと思ひます。

チェンクの話を午前中に申し上げておつたわけですが、だんだんの答弁を聞いておると、チェンクについては全く計画を持っていらつしやらない、こういうことが理解されるわけですが、いまのような状況で果たしてりつぱな埋め立てができるかどうか、非常な疑念を持つものです。それと同時に、いま部長の答弁の中で、中継基地のところで云々という答弁がなされておりました。先ほどの午前中のときにも大阪の例を出しましたように、一分に一台の割合で来る。まして今回のこの計画では相当、数千台の車が入ってくるはずですが、それを中継基地でチェンクができるかどうか、おおよそセンセスじゃないかと思ひます。

午前中の答弁の中では、企業が契約の段階において云々という話もあった。その契約のところでだけチェンクが不可能とするのならやはり行政機関の中でチェンク機能を持つべきである、そして、その体制を組むべきである、こういう指摘を午前中申し上げておいたわけですが、そして、中継基地までは少なくとも地方団体の責任において搬入していただくわけですから、そこから先が、埋め立てへ持つていくこと、これがセンターの方の仕事、業務になってくる、こういう説明を受けておるわけですが、センターの職員が、機能、資質を高めてチェンクいたします、そこで間に合いますか、もう一回御答弁願ひたい。

○山村政府委員 有害な産業廃棄物の処理問題は、あくまで未然に混入しないような手段をとることが基本かと思ひわけございまして、現在、有害産業廃棄物の処理体系につきましては、事業者の責任においてやるという体系があるわけござい

ますので、それについて厳重に指導してまいりたいというわけでありまして、その辺のまず未然防止という点に一つの力点を置いてまいりたいと思ひわけございまして。

なお、センターにおいてもそれぞれ契約のもとに確認をしながらやっていく体制をとるわけございまして、確かにおつしやるとおり、個々の搬入のたびにチェンクすることだけでは不十分である、いろんな補完的な手段によって万全を期していく必要があるというふうな考へております。

○平石委員 そこで、午前中の質問の中でお聞きをしていただいたのですが、一体今度の計画で、あの埋め立ての容量からいったときに近畿圏で何千台の自動車が必要なのか、このことをお聞きしてありましたが、お答えいただきたい。

○山村政府委員 内陸部のトラック輸送、車のトン数によって当然に計算が違つてまいりますが、一つの試算としていたしまして、一年二百四十日稼働というところで七千五百二十台という一つの試算をいたしております。

〔橋樑委員長代理退席、小此木委員長着席〕

○平石委員 これだけの数の車が毎日運行されるということになるわけですが。当然そこには、チェンクについては非常に困難な問題も出てまいります。と同時に、交通公害、その搬入、そして大阪市内にしろ東京都内にしろ交通事情は御案内のとおりもちろん過密の状態です。そういう中でこの運行がなされるわけですが、もちろんこの中継基地の問題あるいは埋め立てをどのようにするかという問題、こういう基本的な問題の解決がつかなければならせんけれども、これは一点集中で運行するように考へておられるのかどうか、お伺ひをしたい。

○山村政府委員 搬入基地、搬入施設の数は一カ所とは考へておりませんで、湾域の幾つかの港等の施設から分散をして島状の広域処分場に入ってくるという形態を考へておりまして、したがいま

して、内陸輸送も当然に分散をされてくるべきものというふうな予想をいたしております。

○平石委員 こういうことについては、警察庁その他と連携をとりながらそういう計画を組んでおるわけですか、どうです。

○山村政府委員 現段階ではまだごく予備的な調査の段階でございまして、今後二年余かかって策定いたします基本計画の段階までに警察庁当局ともよく相談をしてまいりたいというように考へております。

○平石委員 私、けさも申し上げたように、こういう大事なことは、運輸大臣がおつしやった基本計画の中で、事前調査として当然研究しておかなければならぬことですよ。センターができて、センターの業務としてそういったことを基本計画の中ですという形式ですから、そうすると、このもろもろの問題をここで論議しても、本当にただの仮定の問題だけで論議することになるのです。だから、やはり調査の段階でそういったものについておつまびらかにしておく、そして周辺地域に及ぼす影響はどうか、住民の足を確保するためにはどういふようにするか、あるいは生活環境にどのような影響が出てくるかといったようなことをつづさに基本調査の段階で明らかにしておかねばならぬじゃないかというように私は思ひます。いまの七千台ということ、ちょっと算術的に考へてみましても、一分間に五・二台くらい出てくるということになる。一分間に五・二台もどんだん動き出すということになりますと、チェンクの問題やら公害の問題が大変なことになってくる。したがって、中継基地の設置の箇所、こういったことが分散方式でやられるとするなら、おおよそそこあたりに埋め立てをします、大体そこあたりに中継基地になるのですというふうな一つの絵があつてもいいのじゃないか、そういうことが現在なされておられません。これはただ抽象的な運営の仕方だけの絵なんです。どこかの地先を大体予定しているといったようなことが具体的に示されないと、住民は、果たしてどこへできるのか、

そして生活環境にどのような影響が出てくるのかといったような予測も立たない、それに対する対策も立たないという結果に現在なっているわけですし、そういうことを私は強く要望したいわけですね。

したがって、これからの基本計画をつくるに当たって、やはり住民の意思も聞いていくというような形でやっていただかないと、地方団体の方も政府の方も、これはセクターの仕事でございまして私の方は余り関係がございせん、住民から苦情が出た場合に、これはセクターへ行っておっしゃってください、警察行政も政府がやっておることです、いろいろな関係のある中で全部セクターにまくり込んでしまうというように住民の意思が反映できないようなことでは円滑な運営はできない、私はこういうふうに考えられるわけです。したがって、問題点は全部後へ宿題に残して法律だけ通す、こういうように私は考えるわけです。そうではないとおっしゃるでしようけれども、結果から判断したときにそうなっているわけです。

それから、中継地へ搬入してきた場合に、大阪あたりの現地で聞いてみますと、風雨のときもあります、台風の時もあります。だから、一分間に五・二台の車が来て、交通事情も考えたときに、船は風雨のために出ないからやはりそこには集積地をつくらねばならぬ、こういうことが上がっております。今回の場合も当然のこととしてこの中継基地で、積み出し港のところで果たして全部さばけるということは予定できません。そうなりますと、どこか中間点に集積地を置かねばならぬのじゃないかというように考えるわけですが、そういう用意はないわけなんです、お聞かせをいただきたい。

○山村政府委員 当然に内陸輸送と船の輸送の流れ、頻度等は違うわけでございますので、当然調整のための貯留槽と申しますか、そういうものは搬入基地に設ける必要があるというように考えております。

○平石委員 地方団体が大体二百町村というように言われておるわけです。そうしますと、ばらばらに集まるわけですね。そして、中継基地のところで混雑を避ける意味でもそういったような中間集積地というようにものも必要になってきます。そういうようにいろいろ経費の問題等にもかかってくるわけです。

それから、運輸省へお伺いしたいのですが、大阪湾、東京湾で船がいま一日当たりどのくらい運航されておるか、お知らせをいただきたい。

○吉村(眞)政府委員 大阪湾の入港船舶数が年間に三十万隻程度でございます。したがって、一日に直しますと、これは行き帰りもございまして、動いているのは常時何杯かということではなくて、入ってきておるのが一日八百四十隻という平均になっております。

○平石委員 この船が毎日動いておるわけですね。だから、もちろん現状においても過密の状態じゃないかと私は思うのです。そういう過密の状態の中で船を幾らつくって、そして、その運航に差し支えがないか、安全航行が確保できるのか、この航行安全の面についてはどういうような対策をとっておられるか、お聞きしたいと思っております。

○吉村(眞)政府委員 大阪湾の調査を私もいたしました中では、現在、大阪湾内で船の運航が、ある仮定を置いたタイプとしてどういふふう動いているかというのを考えまして、それと廃棄物の運搬船がどういふかわりになるかというのをシミュレーションという形でチェックをした調査をいたしております。そういうことでそれほどの問題はないだろうという結果を得ておりますが、数で申しますと、いま申し上げましたように、大阪湾に入ってきて、その中で動いている船が八百四十隻ございまして、廃棄物の方の、われわれが考えております方の海上輸送に必要な船は、これは船の大きさ等でまたいろいろございまして、けれども、われわれが考えられるものでは数が多いです。一日に大体二十隻くらいではないかと思っております。一日に二十隻の船が八百四十隻の中に入

ってふえてまいるわけですが、率にすれば二%程度でございます。もちろん野放しにしておいてはいけないわけでございますから、基本計画の中の適合基準で、廃棄物の搬入及びこれによる海面埋め立てに当たって、輸送活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整について十分配慮することとされていることというふうに書いてございまして、調整して運航の仕方等をあらかじめ決めておく必要があるかと思っております。そういうことさえやれば、この程度の船の数であれば十分に対応ができるというふうに判断をいたしております。

○平石委員 それでは、次へ移らせていただきます。

この法律ができて上がって一応セクターができる、そして地方団体の処理すべきことが委託をされて業務が始まります。当然そこには経費負担という問題が出てくるわけです。この地方の経費負担については、団体等にお聞きをいたしますと非常な負担増が予想される。しかも、今度の計画の中では、本体的な工事については国庫補助が二五%、そして残り七五%については地方団体の負担だ、こういう計画になっておるようです。これは本体的な工事そのものについての考え方の計画のようですが、地方団体にとってみますと、もちろん責任はあるわけですが、それ以外にいま申し上げて、る指摘されたような交通の問題やチェック機能の体制の強化の問題、それから住民が生活環境に影響を及ぼすといういろいろな公害等周辺地域に対するいろいろな施策をしていかねばならない、付帯的な出費といえますが、費用負担といったものがかかってくるわけです。そういうことをいろいろ地方団体は心配をしておられるものもあります。したがって、コストが非常にかかる。それから、内陸部におけるところの地方団体は海岸線まで運ぶわけですから、輸送コストの問題も出てきます。そのように、果たしてどれだけ経費がかかる

ものか、十分にわからないながらも、経費がふえるということについては皆さんが心配をしておるわけです。そして、埋め立てが行われてこれを処分をし、売却をし、そして一応利用料、使用料等でやっています。その将来、来々いこうというものであるならば、そこには当然安いコストでもってやらないと価格の面において差し支えが出てくる。もちろん良質な埋め立てをつくるためにチェックもしていかなければなりません。そのように不良なものであったら持ち抱えということになりますし、それから価格の面においてはどうしてもコスト高になってくる。コスト高になってきますと、むしろ余裕のあるところ、たとえて申しますならば大阪市あたりは、私、調査いたしてみますと、あの北港の北部をいまやっております。これが五十八年度に大体完了しよう。南部の方がこれからは約十年間かかるという。そうすると、そこにはある程度の余裕があるわけですね。緊急性があるといつても、将来のために大阪市は参加しておるようですが、そこにはある程度の余裕を持っておる。内陸部の団体にとりましても、あるいは内陸で処理ができるというふうな、そこがコストの関係で、余りにもコストがかかり過ぎるともいうやめた、現在は六府県の二百団体という形になって、加盟はいたして促進協議会もつくっておるようですが、いよいよよになってきたときに、これは脱退してみずからの経費で処理した方がむしろいいのだといったようなことまで考えておる団体があります。だから、先ほどからそれぞれ指摘されておるようなことを十分に計画し、示し、コストの面においてはある程度こんなこととすといつたようなことを示していかねばならぬし、それが出てきた段階で加盟から脱退しようかというようなことが起こり得ることも予想せねばなりませぬ。そういうときに、埋め立ての八百ヘクタールというものに影響も出てきます。こういうことも経費負担の面から団体は心配をしておるわけですが、もしそういうことになったときに、この計画は遂行できるものと考えておら

れるか、お伺いを申し上げたい。そして、もしそういうことになって搬入の廃棄物が少ない、したがって八百ヘクタール見込みなしということになったときに、港湾を管理せられる運輸省は、八百ヘクタールというものの、調査の段階においてすでに大阪湾の一つの絵というものは描いておられると思うが、それに足りないとかいうようなことの影響が出てくると思うのですが、そこあたり運輸省もお答えをいただきたい。

○山村政府委員 このセンターは、内陸においてどうしても自己処理ができないものを引き受けようという基本的な考え方でございまして、もし区域内の地方公共団体で内陸部に処分地が確保できない団体についてはわざわざセンターに委託をしないで見ずから整備すべきものであらうと考えておるわけでございまして。したがって、言いかえらなれば、内陸部の地方公共団体が利用するのは区域内での処理により得ない場合といたことでございまして、沿岸部の地方公共団体に比較して廃棄物の輸送コストに伴う負担が大きくなつてまいりますが、これはやむを得ないと考えておりまして、自分の行政区域を越えて他の地域で廃棄物の処理をしようということではございまして、若干の差はやむを得ないと考えております。

個別の市町村との具体的な計画は、実施計画段階で結ばれることとなります。基本計画の段階では入っていただけれども、実施計画の段階で輸送コストを理由として不参加団体が出ることも予想されますが、それほど多数になるというようなことは考えられませんが、ごく一部の不参加団体が出来ても計画にそこを来すというようなことは心配はないのではないかと考えております。

○吉村(農)政府委員 前提になる問題は、いま厚生省からお答えがあったとおりでございしますが、そういうことで大きくそごすることはないと思うておりますので、基本的にこれを洗い直すというようなことではなくて、もし若干の公共団体がそのコストの関係でここには捨てないというようなことになるに於いて計画が縮小の必要があれば、それ

に合わせた計画に変更するというような形で対応すればよろしいかと存じております。

八百ヘクタールというのは、先ほど来何度か申し上げたと思いますが、私どものいままで仮定を置いてこれぐらいの量が必要であらうというのを推定したもので、いま先生が御指摘のようないろいろな事情を現実にアプライして、そして本当の基本計画というものができてくる、その基本計画ができてくれば恐らくそれはそれほど動かないであらうと考えておるわけでございまして。

○平石委員 そこで、地方団体の負担の問題ですが、非常に心配をしておるわけです。この計画の中で補助対象をもっと広げてほしい、こういう要望がございまして。それで、廃棄物処理施設、中仕切り、いわゆる中継基地、搬入道路、周辺整備は補助対象から外れておるといことですが、それから廃棄物の埋め立ての護岸と中仕切りの堤、揚陸岸壁、さらには余水の処理施設が必要なかわけですが、これも補助対象外である、こういうことでございまして、これは補助対象に入れてほしいという話を聞いておるわけです。

○山村政府委員 現在、事務所、倉庫、公舎、既存の施設の撤去といった主として維持管理的な施設については、これを除外いたしております。御指摘の余水処理、排水処理施設、搬入に関する施設に付帯するものについては補助対象といたしております。

中継基地という話がございしましたが、中継基地をどうとらえるか、収集、運搬の施設は原則的に補助対象とし、処理に関する施設については補助対象としておるとい基本的な考えでございまして、中継基地をそのいずれと解釈するかによつて異なりますので、実情によつて判断をいたしたいと考えております。

○平石委員 実情によつて判断せられる、中継基地については地方団体としてはぜひ入れてほしい、こういう要望を非常に強く聞かされております。よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、自治省にお伺いをいたしますが、国庫

補助が二五%、残り七五が地方の負担だ、それには当然起債がつく、こういうことに相ならうかと思ふのですが、この起債について縁故債とかいったような高い率のものでは非常に困る、政府資金を起債に使つてほしいという考え方、それからもう一つは、大きな負担を長年にわたつてやらねばならぬのですから、当然基準財政需要額の中に算入してもらいたい、こういう団体の話を聞きました、そういうことができればどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○矢野政府委員 今回の法律案によりまして行われる事業についての地方公共団体の経費負担に関する財政措置でございまして、御案内のように、今回の法律案におきましては、地方団体が従来から行つておる清掃という仕事あるいは港湾管理者として行つておる仕事、その性格を尊重すると同時に、財源措置について、できるだけ現在の通常の廃棄物処理について行われております仕組みに劣ることのないようという点を考えまして、地方団体からの委託によつて行つていくことにしたわけでございまして。センター自身で直接ということになりますと、一般の地方債につきましてもあるいは交付税の面につきましてもこれができないわけではございまして、市町村あるいは都道府県からの委託という形をとりますので、これにつきましては通常の場合と同様に、地方負担につきましては地方債の措置をまいりたい。

お尋ねの、地方債については、将来の金利負担等も考へて、できるだけ金利の安い政府資金にすべきではないかという点でございまして、現在の地方債計画におきましては、全体が政府資金ということになればまことに結構でございすけれども、御承知のように、政府資金は財投、資金運用部の方から回つてくるわけでございすすけれども、五十六年度の場合でございまして地方債計画六兆九千三百億のうちの三兆一千八百億、約四六%弱が政府資金でございす。したがって、い

ま、できるだけ私どもは政府資金の量をふやしたいと思つておりますけれども、この金利の安い政

府資金につきましては、そういう観点からできるだけ財政力の弱い市町村、小さい市町村、資金調達能力のないところから優先的にまず充当をまいりたい。そういうことで、政府資金の充当につきましてはできるだけ努力をまいりたいと考えております。

それから、第二点の交付税の基準財政需要額についての算入の問題でございまして、先ほど申し上げましたように、委託の方式をとりますので、それぞれの地方団体ごとに事業量が決まりますれば、その国庫補助事業に対応する地方債につきましましては、現在の仕組みでもその一部を基準財政需要額に算入するという制度がございすので、それにならしまして基準財政需要額に算入をしてまいりたいという措置をとつてまいりたい。

いづれにいたしましても、委託という方式をとることによつて、通常市町村が行つた場合よりもこのセンターに委託して行つた場合が財政負担が大きいということにならないようにできるだけ努力をしてまいりたい、そういうぐあいに考えておるわけでございす。

○平石委員 もう時間がなくなりましたが、運輸大臣お見えいただきましたので、実施に当たつてのいろいろな問題点がございす。そういったことを踏まえて、きわめて大事な仕事であるから、しかも地方住民に迷惑をかける、団体にも余り迷惑をかける、そしてスムーズにこいいた処理が行われるように一段の努力をお願いしたい、さらに指摘申し上げたことについては十分基本計画その他に反映をさせていただいて、スムーズにいけるように私は強く要望をしたいわけですが、したがって、大臣の最後の決意といひますか、所感といひますかを聞かせたいので、終わりたいと思ひます。

○塩川国務大臣 この法律は、御承知のように、いままで一つの事業主体では解決できなかったごみ処理の問題を、複合的な主体を一つつくりまして、新しい組織をつくりまして、それによつて解

決しようという事でございまして、いわば私たちの立場から申しましたらこれは組織法でございします。でございますから、運輸省、厚生省が直接事業をやるのではなくして、地方自治体が相談をしてやってください、その道を開きましようという事で道を開いたわけでございします。したがって、あくまでも地方自治体から出ておる役員が実施いたすわけでございします。したがって、政府としては指導と監督と助成と融資というような面におきまして強力なバックアップをしていかなければならぬという事でございしますが、同時に、いま御質問にございしましたような諸問題はこれからも重要な問題として十分鋭意努力しながら、そういう問題を起ささないようにしてこの事業の執行を図っていかねばならぬのでございまして、指導の面におきまして一段強化して実施さすつもりでございします。

○平石委員 以上で終わります。
○小此木委員長 米沢隆君。
○米沢委員 本法第一条「目的」に言います「廃棄物」とはどういうものか、廃棄物処理法第二条との関係について御説明いただきたい。
○山村政府委員 廃棄物の定義、範囲でございしますが、本法では廃棄物については不要なもの、要らないものという一般的、包括的な概念でとらえておりまして、廃棄物処理法の方では責任を明確化する意味で「一般廃棄物」「産業廃棄物」と詳細に決めておりますが、本法では包括的な概念で十分であるというところから、特段廃棄物の定義を置かなかつたものでございします。

○米沢委員 従来までもこの埋立護岸工事が数々実施されております。いただきました「廃棄物埋立護岸等の整備状況一覧表」等をながめまして、東京港、川崎、横浜、千葉、大阪、堺、北、尼崎、西宮、芦屋等々、従来から廃棄物の埋立てによって護岸工事が行われておる。これを読みますと、その埋立てに用いられた廃棄物というのは、この備考欄に「一般廃棄物、陸上残土、浚渫土砂等」と書いてあるわけですね。

こういうところから見ますと、従来までの廃棄物埋立てによる護岸工事というものは産業廃棄物は入っておりませんね。そういうことでよろしいのですか。

○吉村(眞)政府委員 一部公共系の産業廃棄物、つまり下水の汚泥等はこれの中に入っております。○米沢委員 それでは、いわゆる公共工事等で出てきた建設土砂というものは従来どおり入る、その他の産業廃棄物というものは全然この対象にしない、こういうことになるのですか。
○吉村(眞)政府委員 今回のこの事業におきましては、産業廃棄物のうちどうしても個々の事業者におきましては処理の不可能な、非常に零細、中小の業者から出る産業廃棄物がございしますが、こういったものはこへ受け入れなければ受け入れる方法がないというような観点から、中小企業の産業廃棄物に限って受け入れることと考えております。

○米沢委員 そのいわゆる中小企業から出るものと大企業から出るものという、いわゆる出てくるところの規模で判断をされるのか、産業廃棄物の性質とか量とか、そういうものから判別されるのか、そのあたりはどうなっておりますのか。
○山村政府委員 産業廃棄物の中で区分をいたしますのは、有害な産業廃棄物を入れたい、これは明らかにいたしております。規模によって入れる、入れないの議論は必ずしも明快に考えておりません。都道府県が当該地域において処理計画をつくった段階で産業廃棄物の処理が困難であるという判断をいたしましたら、中小企業に限らず、一部の大企業のものが入る可能性も十分に入っております。
○米沢委員 現在の廃棄物処理法の三条ですが、この解釈がどうもいろいろまちまちであるような気がいたします。
そこで、確認を申し上げたいのでありますけれども、現行法の三条は、事業活動に伴って発生した廃棄物であっても限定列举に当てはまらないものはすべて一般廃棄物とされて地方公共団体が第

一次的な処理義務を負うことになるというふうに解釈してよろしいですか。
○山村政府委員 そのとおりでございしますが、ただし、そういう一般廃棄物については市町村が責任を有することになります。それは市町村の処理計画に基づきまして事業者みずから処分すること場所、方法等について指示できるというような仕組みになっておりますので、市町村が必ずしもみずから手を下してやるということではございません。

○米沢委員 そこで、問題になりますのは、たとえば通達によりまして廃棄物処理法の対象にならないものがあるですね。その中に、御承知のとおり、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、それから漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であつて、当該漁業活動を行った現場付近において排出したものの、土砂及びもつぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、こういうものが通達によりまして廃棄物処理のシステムに乗らないということになっておるわけですね。

そこで、先ほどの説明の中で、今回のこのセンターは公共工事等をやった排土等については処理するけれども、従来から処理システムに乗っていないかたつたそういうものについてはどうも後ろ向きだというふうに理解をしたのですが、そうなりまして、一番問題になっておるのは、民間の建設土砂みたいなもの、こういうものがこれから先大変大きな問題になってくると私は思うのです。その中には、確かに先ほどから出ておりますように、分別してきれいに分けて、こちの方は市役所にお預けしなさい、こちの方は自分で処理しましなさいということにせよとなつておりますけれども、実際は民間の小規模のたとえば建築工事とか、何か工務店がやる仕事とか、そういうものについていつも排土みたいなものが問題になってくるわけです。そういう意味で、そういうものが今度のセンターで扱われないということになりますと、従来と同じように、不法投棄的な

ものがそのまま行われてくるという可能性があるような気がするのですけれども、その点どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○山村政府委員 この事業は、その公共的な性格から、処分に当たりました公共事業にかかる陸上残土を中心に考えたいものでございしますが、今後センターが地方公共団体と協議を行って受け入れ対象を定めていくわけでございしますが、それは地方公共団体等が行う公共事業から発生するものが主たるものとなるというところが予想されるわけでありまして。しかしながら、御指摘のような不法投棄等の問題がございまして、公共、民間を問わず問題になることも考えられますので、センター及び地方公共団体の判断によりまして、排出者負担の原則のもとに弾力的な運用が図られることも必要かというふうに考えております。

○米沢委員 結局、産業廃棄物等は有害なものは受け入れない、しかし産業廃棄物の中でも列挙されておる、あるいは法令で定められておるもの以外は一概廃棄物ですから出てくる可能性はあるわけですね、いまの話によりまして。そうなりまして、御承知のとおり、一番不法投棄という観点から問題になりますのは、結局大きな企業等もそういうような廃棄物を処理するような部分については下請に出したり中小企業でやらせたりしてあります。そうしますと、中小企業そのものが処理能力がありませんから、自分でやれ、こう言われても結局はできないままに何とか処理しようというところでございまして。そういう意味で、いまおっしゃいましたように、建設土砂等を含めまして、中小企業等が本当は大企業の自己責任でやれということをもっと大きな声で言うてもらわねばいけませんけれども、仕事の仕組みとしては中小企業にその分野を任せて、彼らがそれで飯を食っているとなれば、そこから処理するときに彼らが自分の責任でやらねばならない、こういうことになりましてからちよつと気の毒な部分もあるわけで、そういう意味で、産

業廃棄物の中でも一般廃棄物的なものについてはぜひちよつと幅を広げてこういうもので扱ってもらふように強く要請を申し上げたいと思うのでございます。

それからもう一つ、これは厚生省に考えてもらわねばなりません、不法投棄等の問題を考えましたとき、立法上の不備がございませう。というのは、捨てた人にはいろいろ罰が科せられるというところになっておりますが、それを頼んだ者には全然問わないということになっているわけですね。ですから、大企業と中小企業の中に入っておる下請の処理屋さん、それを頼む企業との関係におきましては、本当は先ほどから言いますように、自己責任でやってもらわねばならないことを声を高くして言うてもらわねばなりませんし、その責任ももっと追及されねばなりませんけれども、現在のところ不法投棄ということは、投棄する行為だけが罰せられまして、それを委託して、おまえら勝手にやれという立場にある者については全然法は無能である。このあたりはある時期に來たらぜひ改正しなければならぬ問題ではないか、私はそう思うのですが、厚生省の見解をちよつと伺っておきたいと思ひます。

○山村政府委員 事業者等が業者に委託する場合、法律の定めによりまして委託基準に基づいて定めるわけでございます。委託基準に外れて処理をすれば業者が処分されますし、委託基準を定めて、その委託基準の中で違反があった場合には事業者まで、もとまで戻るといふようなシステムになつております。

○米沢委員 問題は、その許可業者については監督指導あたりができるシステムになつていますが、結局問題を起こすのは無許可業者ですね。この無許可業者については投棄だけを責めるということになっていきますから、これは見ていないとどうしようもないですね。そういう意味で、許可しておる業者がやる分についてはある程度法の網をかぶせることができますが、結局無許可業者、このあたりがやる不法投棄というものが野放しに

なつておる、こういうものは逆に累増しておる、こういう点をやはり検討課題の一つとして加えてもらいたいと要請をしておきたいと思ひます。

それから、海面埋め立てについてちよつとお伺いしたいのでありますが、今後大都市圏域における広域的な共同利用に供すべき最終処分地は海面埋め立てに求めざるを得ない、こういうことはこの法案でも目標といたしておりますし、ある程度理解をするわけでありまして、海面埋め立てといふまですと直ちに漁業者との調整、先ほどから問題になっております漁業者との調整あるいは二次公害の発生という問題を想起するわけでありまして、この点、今後障害になることはないのであるかという点です。特に二次公害の発生しないための工法という点でどのような配慮が行われるのか、この点を聞かしてもらいたいと思ひます。すでに先ほど例を出しましたように、海面埋め立ての処分場については、港湾において廃棄物埋立護岸として整備がなされていくこととございまして、過去において問題は発生していなかったのか、その点をちよつと聞かしてもらいたいと思ひます。

○吉村(農)政府委員 最初に、漁業者との調整の問題でございしますが、当然この事業を実施いたします際には漁業者との調整を十分に行つて、相互の納得の上でスムーズに事業を実施する必要があります。この点、今後障害になることはないのであるかという点です。特に二次公害の発生しないための工法という点でどのような配慮が行われるのか、この点を聞かしてもらいたいと思ひます。すでに先ほど例を出しましたように、海面埋め立ての処分場については、港湾において廃棄物埋立護岸として整備がなされていくこととございまして、過去において問題は発生していなかったのか、その点をちよつと聞かしてもらいたいと思ひます。

○山村政府委員 これは実驗的なものでございまして、有機物、生ごみをそのまま埋めた場合に、それが砂質のところを通してどういふ影響があるかと、あるいは五年間埋めた場合にどういふ傾向をたどつて浸出液が出てくるのかというふうな實驗的研究をちよつとやつたものでございまして、記憶しておるところでは、二年目あたりから急に、BODという有機物をあらわす指標で見ると、かなり有機物は分解が進んで浸出液の質が改良されてくるというふうな、少し今回は違ふような實驗の内容でございまして、

ないようには、護岸の構造をいたしましてはできるだけ水の漏れの少ない構造を選ぶというようにしております。そして、その中に入れる物あるいは入れ方等については管理を十分に行つてまいりまされば、これは中から浸出液が漏れて海域の二次汚染を起こすというふうな問題は防ぐことができるように考えております。

それで、現在までやつております廃棄物埋立護岸の実情を申し上げますと、東京湾及び大阪湾で実施しております護岸では、その外側で場所を決めて定期的に水質の検査をいたしております。その検査の結果で現在まで問題が起つたという例はございせんので、先ほど申し上げましたような配慮をすることによつて二次公害というのを防いでいくことができる。また、そういったセンタ一の事業につきましても、水質チェックというふうなチェックの機能は当然考えなければいけないというふうなことを考えております。

○米沢委員 過去においてその問題はなかったというふうな御発言のようでありまして、いま厚生省では産業廃棄物にかかわる調査研究の一つといたしまして、海面埋め立てにおける浸透防止工法に関する研究がテーマに上がつております。これは過去における海面埋め立てが必ずしも問題なしとしないという反省の上に立つてこういう研究がなされておるのじゃないですか。

○山村政府委員 これは実驗的なものでございまして、有機物、生ごみをそのまま埋めた場合に、それが砂質のところを通してどういふ影響があるかと、あるいは五年間埋めた場合にどういふ傾向をたどつて浸出液が出てくるのかというふうな實驗的研究をちよつとやつたものでございまして、記憶しておるところでは、二年目あたりから急に、BODという有機物をあらわす指標で見ると、かなり有機物は分解が進んで浸出液の質が改良されてくるというふうな、少し今回は違ふような實驗の内容でございまして、

○米沢委員 この海面埋め立てにかかわる浸透防止工法に関する研究というのは、いま御答弁いた

だいたようなものだけではないと思つておるのですが、記憶だけですか、それとも確実なものでか、それは。

この厚生白書等によりまして、埋立中に汚水が出たり、あるいは逆にそれを恐れる余り過大な設計となつて大変コストが高くなる、そういうものを排除するために、埋め立てする場合に、そういういわゆる汚水が出ないような工法というものを研究する、そのためのいろいろな調査じゃないですか。そう書いてありますけれどもね。

○山村政府委員 そういうことでございまして、護岸の透水性について實驗をしまして、そういう実測値をもとに埋め立てをする際の浸透防止に対する技術の開発の基礎資料としようというふうなものでございまして。

○米沢委員 やはりこういう研究が必要であるということは、過去において問題なしとしかつたという点にあると私は思ひます。そういう意味では、この研究機関が、今後のこの護岸工事等に大いに役立てられるように御要請を申し上げておかねばならぬ、そう思ひます。

それから、埋立処分と跡地利用の問題についてであります。埋め立ては単なる廃棄物処理の問題としてとらえるのではなくて、都市環境整備の一環としてとらえるという発想はきわめて重要なことであると思ひます。ただ跡地は、土地造成の過程により軟地盤となるといふ可能性が避けられない。当然その利用にも制約が出てくると思われなわけでございます。実際は将来の土地利用の形態を考慮して埋め立てるといふことでございまして、単に廃棄物をどんどん捨てていきながらいつの間にか造成地ができるというふうなではなくて、最後の跡地利用を考えた場合には、後の利用形態を考へて、地盤の軟弱などがそういうものを配慮した埋立方式というものがやられるはずですよ。

そうなりますと、市町村はごみを捨てる場所という感覚で持つてきますよ。そういう意味では、ある程度コストは安いかもしれせんけれども

も、跡地利用ということを考えますと、造成の仕方から、時には土をまぜなければいけないし、時には何か別の物をまぜて軟弱なものをなくしてしまわねばならぬ。そういうことになりますと、たゞ廃棄物を捨ててそれで何となく造成地ができるというものよりも、かなりのコストがかかるのではないかと。ひょっとしたら、ごみがやってきて待っておられなければいかぬかもしれないですね。

そういうことを考えましたときに、単に廃棄物を埋めて何となく表面ができ上るという工法をとらないとすれば、私はかなりのコスト高になると思いますが、そういう工法はどういう工法をとられるのですか。

○吉村(眞)政府委員 この事業の基本計画におきましては、この跡地の利用の態様が決められるわけでございますが、さらにその段階を経てまいります間、港湾計画との調整、整合の問題が生じてまいります。

港湾計画におきましては、埋立地のどの部分にたとえば埠頭をつくる、どの部分に緑地を設ける、あるいはどの部分が倉庫等の業務用地になるといったような、そういう利用の平面図を決めることになっております。そういうふうな決まった港湾計画と整合を持ってこの廃棄物埋立てがなされるということが、港湾の利用との関係で非常に必要でございますので、御指摘のように、投資します廃棄物の種類と、その将来予想される利用の計画との間には若干関連をつけておかなければいけないというふうに思うわけでございます。

たとえば具体的に申し上げますと、大阪の北港北地区等では跡地を緑地として考えております。緑地として考えるときは、若干地耐力の弱いようなものでも差し支えがございませんで、そういう場所には地耐力を要しないようなごみを投棄するし、それから埠頭の岸壁の直背後の用地については良質のものを入れるというような埋め立てのやり方をする必要がありますかと思ひます。

このための費用でございませうけれども、これは当然その埋め立てをやります場合に中仕切り等を

つくって全部一緒にどこでもいいから捨てるといふようなやり方はしませんが、埋める場合には中仕切り等をつくって徐々に埋めていくというのをいたします。その中仕切り等の施工を工夫いたします。特に非常に余分のコストをかけるということなしにそういう選別といひますか、あとの利用形態に合わせたような埋め立ての施工方法が可能になるというふうに考えております。

○米沢委員 かなり簡単に考えていらつしやいますけれども、簡単にやうでむずかしいのは、埋立工法を廃棄物の処分点に力点を置いてきつとやるのか、それとも跡地利用に力点を置いてやるのかによつて、かなりのコスト高にならざるを得ないであろう。そういう場合、地方自治団体がこれをおかぶることになるのか、このコスト高分をどこが支払うのか、そういうことは考えていらつしやいますか。

○吉村(眞)政府委員 跡地利用に対して非常に余分のコストがかかることはないというふうに私先ほど申し上げましたが、特に特筆するほどのコスト高にはならないと思ひます。若干の差異はあるかもしれませんが、これにつきましては、当然そういうふうな配慮をしてつくりました埋立地の方が跡地を利用する場合の価値も高いということになりますので、その間のバランスはとれるのではないかと思ひます。

○米沢委員 最後になりましたけれども、こういうことで大都市圏のごみ処理というものの将来展望がある程度開けるわけでありますが、大都市圏で最後に残るのは、空きかん、空きびんという散在性の廃棄物をだれが回収してだれが処分するのかという問題、それから自動車のタイヤあるいはヤクルトなんかの容器、それから電気製品等の大型廃棄物、そのあたりをこれから先どういうかこうで処分していくのかという問題、これは大中小を問わず大きな問題になっておりますが、特に都会地では問題になっていくのではないかと。その点を、特にこれから先の対応策として厚生省はどういうふうに考えていらつしやるのか。あわせ

て、たとえば空きかんとか空きびん、ゴム、電気製品とかいふのは、結局処理法三条によると、事業者の責任みたいなものがあるような気もしますし、結果的にその責任を追及できるような法的体系かなと思ふと大変不備なような感じがするわけ、そういう意味で、古タイヤあたりを自動車メーカーに回収させられるような法的根拠があるのか、たとえばヤクルトの容器をヤクルトさんに回収してくれというような法的な根拠があるのかどうか、そのあたりもあわせて聞かしてもらいたいと思ふのです。

○山村政府委員 御指摘の諸問題、なお検討すべき余地が実態に残つておるというふうに思つております。一般に商品が消費者の手を経て廃棄される場合には一般廃棄物として市町村にゆだねられるわけでありますが、これを製造業者、販売業者が回収処理させる等の措置をとらせたい方が妥当であるといふような場合には、適正処理が困難であると認められるわけでございます。法三条二項には「製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようになければならぬ」といふことが、御指摘のように書いてあるわけですが、その目安をいたしましては、現在の処理技術では適正な処理が困難な性状を有しておる、たとえばPCBのようなもの、それから技術的には処理が可能でもきわめて多額の費用を要するといったような場合、あるいは市町村の処理施設そのものを損傷するおそれがあるといったような条件に当てはまる場合にそういう扱いをしておるわけでございます。

具体的にどのような商品が客観的にこうなるかといふことは一概に言えないわけですが、たとえばヤクルトのポリ容器につきましては自主回収という体制をとつておりますが、これはあくまで行政指導によつてやっておりますところでございます。また、その他のものにつきましても、個々の市町村においてその地域の処理体制を考慮しながら必要な行政指導としてそういうものを別途処理させ

ておるような例があるようであります。

空きかん、空きびんの問題は、空きびんの場合、きわめて一般的なのは、販売ルートを通流する形でかなり業者に回収されておるようでありますが、とりわけ空きかんにつきましては、道路等の公共の場所に散乱が目立っております。これは散乱空きかんを拾ひ集めること、散らばつていくことが問題でございます。つまり清掃ということでございますが、いわゆる収集、運搬の段階の問題でございまして、この廃棄物処理が困難であるものの処理については収集、運搬以降の問題としてとらえておまして、散在性の問題として空きかんについては別途考えていく必要があるというふうに考えております。

○小此木委員長 藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 まず最初に、問題の前提として確認をしておきたいと思ひます。

法律上は広域臨海環境整備センターが設立されてから基本計画をつくり、この基本計画の中で埋め立ての規模とか位置、廃棄物処理計画をつくるということになっておりますが、これらの点につきましてはもうすでに政府の方からもらつてゐる資料のとおり、昭和六十一年から十年間で、大阪湾で約八百ヘクタールを埋め立て、一億四千万立米の廃棄物を処理する必要がある、さらにこの処分が必要で一億四千万立米の内訳は、一般廃棄物で千五百万立米、産業廃棄物三千五百万立米、陸上残土で七千万立米、しゅんせつ土砂が千九百万立米という見通しであると理解をしておりますが、確認をしておきたいと思ひます。

○山村政府委員 そのとおりでございます。

○藤田(ス)委員 そこで、運輸省にお伺ひしますが、この法律を出すに当たつて当然環境上の問題も検討されたと思ひます。どのような調査をされたのか、そして、どういふ結果が出たのか、それにどれだけの経費を費やしたのか、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○吉村(眞)政府委員 お答え申し上げます。

環境アセスメントの調査と申しますか、環境に
関連をいたしました個々の項目について調査をい
たしております。地形、地質調査、気象、海象
調査等の自然条件調査、それから環境影響調査と
いたしまして海流調査、水質調査、底質調査、生
物調査、漁業調査、その他、そういった調査で五
千九百万円、大阪湾において支出をいたしてお
ります。

○藤田(ス)委員 そういふ調査をされたというこ
とでありますけれども、先ほどの質疑の中でも
はつきりしましたように、有害廃棄物の処理の不
十分さですね、特に有害物質の典型であるPC
B、わけて水銀に至ってはほとんどそのチェック
の体制もできていない。それから、先ほど環境衛
生指導員の整備が非常に不備であるという点も指
摘されました。

〔小此木委員長退席、山崎委員長着席〕

そういうことから二次公害という問題が十分考
えられるわけでありませう。
そういうことと加えて、大阪湾で十年間に
八百ヘクタールを埋め立てたというところは、その
調査の結果、当然汚染されるということも出てき
たのじゃないかと思ひますが、環境庁、どうなん
でしょう。言うまでもなく、いまこの大阪湾とい
うのは、そして瀬戸内海の環境というのは、置か
れている現状は非常に重大だと思ひます。私は
ここで細々言いませんけれども、しかし大阪湾あ
るいは瀬戸内の汚染状況が非常に著しい、だから
瀬戸内法という法律をつくって、その中でも特
に、厳に埋め立てを抑制すべき海域だといふ
にされていくわけですね。この法律が閣法である
以上、環境庁としても大阪湾で一億四千万立方
米の廃棄物で八百ヘクタールを埋め立てるとい
う大枠は認められたのだと思ひますが、環境庁
としてはどういふ検討をされてこられたのか、お
伺いしたいと思います。

○森下説明員 お答えいたします。

この法案につきましても環境庁の関心事とい
ましては、一つは、広域処理場の整備が環境保
全

に十分留意して行われるものであるかどうかとい
うことが一つ。それから、廃棄物をできるだけ減
量化した上で、貴重な海面でありますから海面に適
正に処理がされるかどうかということでございます。
す。

法案につきましても、この点についていろいろ検
討いたしました。その結果、環境保全上の配慮と
か適正な処理ということはこの法案の目的の中
に入っておりますし、具体の仕組みといたしまして
は、業務にかかわる基本計画が、適合すべき基準
として、たとえば廃棄物の受け入れ基準が、関係
地方公共団体が実施いたします廃棄物の減量化の
施策の推進に寄与するものであること、あるいは
広域処理場の周辺地域における生活環境並びに港
湾及びその周辺の海洋環境の保全について十分配
慮されていること、こういうふうな基準に合っ
ているということが必要条件でございますし、あ
わせて、今度、基本計画をつくり出す手続など
の段階で環境庁がこれに十分関与することができ
るということとございしますものからこの仕
組みが組み込まれておるといふことからこれで
十分関与できるといふふうに判断したわけござ
います。

○藤田(ス)委員 えらい甘いと思ひます。実際
の実施主体が決まれば個々の計画についてのア
セスメントはされるということでしたね。しかし、
私は、もし環境上の問題があればその行為を中止
するということも含めて検討するのが本法案のア
セスメントだと思ひます。そのことは関西
新国際空港の計画でもそうですね。十分環境影響
に対する調査をやつて、そして、これが適当で
ないと判断をしたときにはやめるんだといふこと
を前提にしてあれだけの予算を使つていま調査を
やつておられるわけですね。

そのことから考えあわせると、先ほどの五千
九百万円というのはえらい心もとない話ですね。
でも、第一、この法案を通した上で具体的な位置
や規模について実施主体がアセスメントする、先
ほどの御答弁を聞いていまして、そういうことで

すが、それでは本法案のアセスメントにならないん
じやないかというふうに考えますが、その点につ
いてはどうでしょうか。

○森下説明員 この基本計画の中で定めますこと
は、法律にはつきり書いてございまして、広域処
理場の位置、規模、それから廃棄物の受け入れ対
象の区域、廃棄物の種類、量、受け入れの基準、
それから工事の施行の問題とか海面埋め立ての実
施の問題、それから造成された土地に関する事
項、それから処理場の整備に伴う環境保全上の措
置についての事項、こういったものを基本計画の
中に定めまして、この基本計画について主務大臣
が認可をされるときに、関係の行政機関の長の協
議をなさる。環境庁も長官がその行政機関の長の
一員というわけで、環境保全の観点から十分慎重
にこれについてチェックができるというふうに考
えております。

先ほどの先生のおっしゃいました規模とかにつ
きましては、まだ構想の段階でございまして、こ
れが十分固まらないうちに、規模、位置、そ
れから法線、そういったものが具体化いたしました
で、それに基づいたアセスメントが行われました
ら、これについて私も十分慎重に審査してま
いりたい、このように考えております。

○藤田(ス)委員 私が聞いていることにちゃんと
答えてほしいと思ひます。大阪湾で予定されて
いる埋め立てはこれだけの埋め立てではない、八
百ヘクタールのこの埋め立てのほかに、さっき言
った空港の埋め立ても千二百ヘクタール、それか
ら前島というのがいま計画で出ていますね。これ
は八百ヘクタールです。これだけ合わせると二
千八百ヘクタールになるわけですね。この数字は、
昭和三十五年から昭和五十五年まで、大阪の埋
立面積が四千五百ヘクタールですから六割に相当
しますよね。だから、私は、こういうものを個々
にばらばらに、アセスメントをやつた、大事な
んだというやうなやり方がいんだらうか、全体
に総合して大阪湾がこういう計画によってどう
いうふうに変化していくかということを本心に慎重

に検討するのが環境庁の立場だと思ひますが、ど
うでしょうか。

○深谷説明員 お答えいたします。

瀬戸内海は、御指摘のように、問題の海域で
ございまして、特別措置法がつくられております。
その中でも埋め立てについては瀬戸内海の特
殊性にかんがみて十分配慮しなければならぬとい
うこととございまして、その運用につきましても、
瀬戸内海環境保全審議会の答申の埋め立てに関
する基本方針、これに基づいてやっております。
ございまして、瀬戸内海につきましても汚れて
いるものの、漸次改善の方向に向かつておりま
すし、しかも、その水質につきましては総量規
制、CODでございしますが、それをやっております
し、それから富栄養化対策というやうなことの
検討策もやっております。その中で埋め立てる場合
は、やむを得ず埋め立てる場合においても、審議
会の答申に基づきまして、その精神を体して、そ
の精神に照らして慎重に個別に進めていくわけ
でございまして、この問題もそういうやうな立場
で十分検討してやつてまいりたいと思ひます。
以上でございます。

○藤田(ス)委員 やはり個別にということを行
われたわけですね。総量規制をやつていふと
も、実際には汚れてきていますよ。だから、こ
の間も環境委員会がそのことがやはり問題にな
っているわけですね。(最近きれいになったよ)と呼
ぶ者あり)きれいになってないんですよ。だから、
困っているわけですね。いまに魚が食べられな
くなりますよ。だから、私は、環境庁がそんな安
易な考え方を持たれたら困ると思ひます。瀬戸内
法をなせつたのかというのをよく考えてもら
いたいわけですね。大阪ではもう自然海岸はわ
ずか数%というところまで来ていますよ。だから、
八百ヘクタール埋め立てるといふことは、四十八
年の瀬戸内法が施行されて以来、年平均で見ま
したら五百八十ヘクタールですから、その一年半

分に相当するものが埋め立てられようとしているわけですが、そういうものを大枠として認めるということは本当に承服できません。このままでは、アセメントを事実上八百ヘクタールを安易に認めてしまふということ、まあある意味では環境庁の自殺行為になるというふうには考えます。

そこで、これはもう御答弁をいただいても同じでしょうから御答弁は結構ですけれども、しかし、それで十年の八百ヘクタールの埋め立てを行つた後、その後の見通しについては、七十年以降の廃棄物の処理の見通しですね、先ほどの議論を聞いていても、具体的な見通しというのはなかなかないというふうには私は判断しましたが、その点について御答弁を願いたいと思います。

○山村政府委員 廃棄物は人間の日常生活並びに社会経済的な活動の所産として排出されることは避けたいこととございまして、引き続き排出されてくるというものでございまして、先ほどの議論で、リサイクルその他中間処理等の徹底によって減量化を促進するといはしても、最終的に処分すべき量はなくなることはないわけでございます。一方、地方公共団体の最終処分場確保の見通しは、特に首都圏、近畿圏等の大都市圏におきましては、土地利用状況から見ましてますます困難になることも考えられまして、七十年以降におきましてもやはり広域処分の必要性はあるというふうに思っております。

○藤田(ス)委員 十年先の見通しがないということになりますと、そうしたら昭和七十年以降も十年ごとに八百ヘクタールずつ埋め立てていく可能性もあるということになるのでしょうか。具体的な見通しがないということは、逆に言えばそういうふうな可能性も出てくるというふうには考えざるを得ないのですけれども、運輸省はそのことを一〇〇%否定できますか。

○吉村(眞)政府委員 可能性という言葉が適当かどうかはわかりませんが、十年後の状態が想定できる時期にそのような必要性があれば、その時点で再び計画をつくるということになるかと思

います。

○藤田(ス)委員 環境庁はどうでしょうか。次の十年に八百ヘクタール、もしかしらば時代の流れでもっとたくさん埋め立てにやならぬかしらぬ。そのとき環境庁はどうなさるつもりなんですか。七十年以降になつても、また埋め立てを了承されるということですか。

○森下説明員 この計画は、陸上で処理できるものはできるだけそこで処理して、減量化するということが前提でございまして、その減量化の努力をした結果、何ヘクタールになるか、八百というコースが一つございまして、環境庁はその個別の計画について別にオーケーしたわけではございませんで、まだその制度の仕組みについて結構だろつと云つておるわけでございますから、八百になるか五百になるか、これから具体的な計画に即して慎重に検討するということでございます。

○藤田(ス)委員 そうしたら、環境庁は次の埋め立てについてはノーと言ふこともあり得るということですか。

○森下説明員 そういうこともあろうかと思ひます。

○藤田(ス)委員 私は、廃棄物処理について政府が本当に明確な見通しを持つべきだと思ふのです。この法律は大都市圏に限つていふこととですけれども、しかし現在の廃棄物行政に本當に抜本的で総合的なメスを入れて、先ほどからも言われておりますように、廃棄物の発生量の抑制策だとか再生利用だとかあるいは資源化対策とか、こういうふうなものをきちと立てていかなければ、海にこの埋め立てを最小限に抑えていくということは、ますますこの法律によつて不可能になつてしまふんじゃないかと思ふのです。だって、安易に海面に埋め立てる傾向というのに拍車がかかるといふ心配を私は非常にしています。特に東京湾、大阪湾のみならず、他の地域に波及しかねない、波及していくのではないか、その歯どめがあるんだろつかという心配をするわけですが、ど

うでしょうか。

○山村政府委員 貴重な海面を有効に使つていく、また高い投資をして、高い金を払つて最終的に処分をするということとございまして、大事に使つていく必要があるというふうには考えておりまして、そのための施策として、御指摘のよう

に、資源化、再利用、あるいは焼却等による、あるいは圧縮等による中間処理によつて減量化を図つていくことは徹底してやつていく必要があるというふうには考えております。特に資源化問題につきましては、昨今の省資源、省エネルギーを背景といたしまして、比較的歴史の浅い分野でござい

まして、まだまだ技術開発なりそういう処理体制整備というものが不十分でございまして、今後、いろんな事例も蓄積されてまいりましたので、それらを参考にしながら具体的なマニュアルづくり等をいたしまして、具体的に市町村を指導し、減量化に資していききたい。また、焼却等の施設につきましては、五カ年計画に基づきまして計画的に整備を図つてまいりたいというふうに考えております。

○藤田(ス)委員 ほかの地域に波及しない歯どめはかけられるのかということについては、運輸省からも。

○山村政府委員 最終処分地の問題は、これは基本的に全国的な問題でございまして、広域処分という観点から見ますと、その他の地域におきましては、個々の市町村の独自の行政区域内あるいは地域の数市町村が共同をして一部事務組合等によつて対処し得る状況にあるというふうに判断をいたしております。

○藤田(ス)委員 次に、先ほどもありましたけれども、非常に単純な計算をしたのですが、この八百ヘクタールの埋め立てで、ここに捨てるものを一般廃棄物だけに限ると九十年余り使える。それから、これを産業廃棄物と一般廃棄物と両方処分したと計算すると三十年はもつというところから、現状では十年先はどうなるかわからない。さらに埋め立てるかもしれない。国家百年の計という言葉がありますけれども、百年の計どころか十分の一の計で、その先どうなるかわからないという状態ですね。だったら、私は、いまこの海面に埋め立てるということをもはやむを得ないというふうなことになるけれども、少なくともここに投棄するものは一般廃棄物、自治体が本當に困つていふ処理並びにそれに類する最小限のものにとどめていくべきだというふうには考えるわけです。そういうふうすれば十年というところじゃなくて、二十年、三十年その活用は可能じゃないかというふうには考えますが、運輸省はどうでしょうか。

○吉村(眞)政府委員 今回この埋め立ての中に、かなりな部分が陸上残土及びしゅんせつ土砂で占められておるわけでございます。この陸上残土及びしゅんせつ土砂をここへ受け入れないで、一般の家庭廃棄物等に限ればもつともつではないかという御指摘のようでございますが、この陸上残土につきましてもこれを可能な限り排出は少なくするし、それから有効に利用できるところへは利用し、また別途の処理ができるものは別途の処理をするということも前提に考えまして、そして、どうしてもそういう処理の可能性のないものうち、先ほど来申し上げておりますように、原則的には地方公共団体が公共事業をやつた結果出てきたもの、そういうものを受け入れざるを得ないというふうに判断をしたわけでございます。

それから、しゅんせつ土砂につきましても、港湾管理者が港湾の工事を行ひまして、そして、この土砂のうち埋立地等に入れられるものは入れま

る限りそういった有効利用とか排出規制等のごことは考えてまいりたいというふうに思っております。

○藤田(ス)委員 もともとこの法案の出発点は、年々処理が困難な廃棄物の処理という点にあったはずなんです。先ほど残土の残土だというように言われたわけですが、しかし、やむなく海に処分をするというならそれを最小限にとどめる、そして、できるだけ長くそれを活用するという点で、その残土の問題は別途解決の道を探していくべきだというふうに私は思うわけです。

先ほど数字的にもこの残土の量は非常に多いんだなと思いましたが、だから、その残土の残った分だと言われてもそうかということにはなかなかならないわけですが、この跡地利用の問題で残土の活用というのはいくらも変わってくると思うのです。先ほど言われたけれども、公園緑地として利用すれば下が軟弱であっても、つまり土を余り入れなくてもやっていけるんだというようなこともあったわけですね。

そういうふうにと考えると、別の処理をもっと追求していくべきだ。跡地利用で強固な土地を求めないというふうなことで、公園というふうな考えでいけば残土の処理をここに求めなくてもいいじゃないか、もっと制限できるじゃないかと考えるわけですね。その点についてはどうでしょうか。

○吉村(眞)政府委員 現在の時点で考えられることを十分に考えたつもりでございますという御答弁を申し上げました。そして、将来につきましては、なお可能な努力の分野があれば努力をいたしたいと思っております。

○藤田(ス)委員 私は他の処分の可能性はあると思うのです。これは私ももちろん賛成しているわけではございません。賛成しているわけではございませんが、運輸省みずから計画しているあの空港はどうですか、関西新空港の計画。もし、これがゴーということになれば五億立米の土砂が必要になるのですよ。そうしたら、ここにそのままストリートに全部持っていくのが困難であった

としても、やはり相当量がそこで処分をするということも考えられるのじゃないかというふうに思うわけなんです。そういうことについてはどうでしょうか。

○吉村(眞)政府委員 関西空港の計画との関連で、そこに残土等の良質な埋立素材になり得る廃棄物を受け入れられないかという御趣意でございますが、これはやはり可能な限り受け入れる必要があるかと思っております。私も、航空局と、その点につきましてはいろいろと相談をいたしまして、どういった程度受け入れられるか。これは空港の性格上、滑走路の下等は地耐力等非常に強固なものでなければいけないというふうな事情とか、それから空港の運用面を考えた部分などは、時期までに完成しなければいけないといったような工事の順序の問題でありますとか、こういったことはいろいろございまして、その点につきましては航空局の意見を聞いておりますが、そういった検討の結果、先生御指摘のように、大変多量の土砂を空港には使用するわけでございまして、そのうち廃棄物として出てまいります陸上残土等を受け入れられる限度は一万立米かあるいはもう少し上回る程度だというふうに、航空局の方の意向を聞いておるわけでございます。したがって、入ります限りは空港の方にも入れればよろしいわけですが、期限が限られておるメインの工事のところには余り入れられなくて、それが終わった次の段階のそれほど急がない工事のところに入れるというふうな観点から主眼になりますので、申し上げたように、若干大きな数字を期待できないというところでございます。

○藤田(ス)委員 私はこれでもう終わりますが、法律の目的を讀むと、廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備ということが書かれています。結局は廃棄物処理が主たる目的かのように書かれたながら、先ほどからの御答弁をずっと聞いていまして、何が何でも十年で埋め立てる。結局港湾整備が主たる目的であって、ついでに廃棄物を捨てるということにな

るのではなからうかというふうに考えざるを得ません。

私たちが量をもっと減らして、そして八百ヘクタールというところでなく、もっと器を小さくして、そして十年という期限でやるにしても、その後はもっと廃棄物処理について総合対策を立てて海面埋め立てを最小限にとどめていく、もうこれからはそういうやり方はやらないという決意で出発をしていくならともかく、全然そういう姿勢が見られないわけですね。

そういう意見を申し添えて、最後に大臣の御見解を伺って終わりたいと思っております。

○塩川国務大臣 御承知のように、ごみの処理というのは自治体も困っておりますし、また、われわれの生活環境改善という問題から見ましても最大の課題でございまして、東京都では夢の島というふうなことをやりましたですね。ああいうふうなない処理の仕方をやっております。あれをいかかえらんになりますか。ああいうことをやってはいかぬというのが今度のこの法案の処理なんです。

でございますから、われわれも何もそんな貴重な資源、そしてまた環境を持つておる海面をやたらに埋め立てていこうなんて、どうしてそういうことは考えておられない。しかしながら、最後の処理場としては現在そこかしこがないじゃないか。ですから、いまおっしゃる通りに、できるだけこれを長くもたす。これは十年という計画を立てておられますけれども、何も十年で埋め立てて早いことこの土地を売ってもうけようなんて、そんなことは全然考えておりません。ですから、十年のものが十五年、二十年ともたすようにいたしますし、そして、できるだけ陸上で処理し、それでもできないものをだけを持ち込む。これはいま御質問ございましたし、よくわれわれもその意を体してこれからの指導監督に活用していきたいと思っておりますが、余り心配されないうようにしたいだければ結構かと思っております。

○山崎委員長 田島衛君。

〔山崎委員長退席、小此木委員長着席〕
○田島委員 運輸大臣にお伺いをいたしますけれども、このセンターについて運輸省がねらいとするところの一番中心は何なのか、関連して、運輸省がこのセンターのいわゆる主役になる理由というのはどこにあるのか、その点についてお話を聞きたいです。

○塩川国務大臣 運輸省がこのセンターの主役になろうということは考えておりません。あくまでも主管は運輸、厚生両省でございます。主体となつてやりますのはセンターの役員、執行部でございます。それらは地方自治体の推薦もしくは関係者の中から出てまいりまして運営するということでございます。

○田島委員 それでは、別の立場からお伺いしますけれども、このセンターの目的の中には幾つかのことがあります。たとえば広域的な廃棄物の処理、それから海面埋め立てによるところの背後の都市の健全な発展と活動とか、あるいは港湾の埋め立てによるところの港湾機能の一層の拡充とかいろいろあるわけですが、これはみんな平均的なのか。そのうちに特に優先するところとか、特にごみの問題が中心で、それに関連して海面埋め立てをやると、その海面埋め立てによって港湾機能の問題を考えようというのか。港湾機能の問題を先に考えて、それに資するために困っているごみの処理もそれじゃそこでやってやろうということなのか。発想にはおのずから順序があるだろうと思うのですけれども、その発想の順序は一体どちらが先なのか、聞かしていただきたい。

○吉村(眞)政府委員 順序と申しますか、従来の経緯等も含めてちよつと御説明を申し上げますか、従来の思ひです。

港湾におきましては、従来から港湾管理者が土地造成を行つております。それで、その土地造成を行います場合に、従来から、つまり過去から埋立用材としてしゅんせつ土砂でありますとか陸上残土等の廃棄物を利用してきたことはかなり以前からのやり方でございます。ところが、大都市

園、東京園あるいは近畿園、大阪園でございますが、こういった地域が主体でございますが、そういうところでは廃棄物の処理の問題が非常に深刻化してまいりまして、こういったものばかりでなく、一般的に廃棄物も海面に埋め立てる必要が出てくるというような事態がございまして、昭和四十八年度に実は港灣法を改正いたしました。そして、こういう廃棄物の処理を目的とした廃棄物埋立護岸の整備を港灣管理者の業務として取り入れたわけでございます。そして、この港灣整備の一環としてこういった埋め立てを行って、廃棄物を受け入れてまいったわけでございます。

こういった事態が実は過去においてございまして、昭和六十年代の前半ころを展望いたしますと、東京園、大阪園というような大都市園におきましては、たゞいま申し上げましたような過去からやっております廃棄物埋立護岸等の受け入れ能力が限界に達してまいります。そして、それ以上は新たな対策を講じないと廃棄物の受け入れができませんという事態が起こってまいりますので、この次の段階をどうするかということを考えなければならぬわけでございまして、

その際に、従来の廃棄物埋立護岸と申しますのは、港灣管理者が地方公共団体でございますので、その地方公共団体の中で発生したごみを地方公共団体である港灣管理者が廃棄物埋立護岸をつくって処理をするという、いわゆる広域でない個別の処理の態様でございまして、これでは困るというふうな状態がだんだん出てまいったわけでございまして、内陸の市町村におきましては最終処分場が大変困って、もうこれを捨てるところがない。そうすると、そういう事態を踏まえまして、あるいは港灣管理者自身も相互に埋立護岸の中の使用を融通できるというようなことになると港灣の運営上非常に有利であるというようにございまして、その点から、そういう観点をとらえて運輸省のサイドからはこういう構想を考えたわけでございます。

一方、厚生省のサイドからは、先ほど来御説明ありましたように、最終処分場が非常に困っておるといふ観点から、どうしても広域的なそういうものが必要だという発想がございました。

その両方の発想が、たまたまお話し合いをして一緒になった、こういう経緯でございまして、どちらの発想が先というのではないというふうに私は考える次第でございまして、

○田島委員 対象になる港灣というのは、いきなりばつと港灣が生まれるわけではなくて、もとともある。それから、廃棄物の問題も最近の特別な都市の態様の変化があつて急にふえるというのではない、きのうもあつた事実であるし、あしたも同じようにある事実なんですけれども、センターができてきつて困るの、センターのようなものができてきつて困るの、センターのようないの、というのなら、では、それができるまでの間は一体どうなるのか。それができるまでの間ちゃんと処理ができるということは、考えようによつてはそういうものをつくらなくてもできるんではないのか、こういうことも当然言えると思うのです。別に急にこみが出るわけじゃない、急に港灣が生まれたわけじゃない。そういう状況の中でこのセンター構想が生まれてきてここに法案が出てきたわけですから、当然そういう事実の陰にねらいていふものがあるはずだと思うのです。時間がないからそのねらいを一生懸命聞いているんですけれども、本当のところのねらい、もしこれが本当のねらいなんですと、いうねらいがなくてやるのとすると、まことに不可解だと思ふ。特に広域におけるごみの処理の問題等は関係する省庁が大変多い。多いのかかわらず連合審査がまことにささやか、私もたつた十分しかもらえないというところで、これでは本当にまともに善意でお互い質疑応答をする時間なんというのではないわけですか。そういう点は大変残念だと思ふのです。

もし、このセンター構想なるものがそれほど関係省庁、たとえば厚生、運輸両省において自信があつて、こんないいことはないのだ、ぜひともや

らなければいかぬということなら、なおさら時間をとつて、聞いてください、どうでしょう、こないことないでしようという自信を持つた対応の仕方というのがあるべきだと思ふのです。それが何か十分な連合審査の時間も与えずにやつていこうというものは、何か逃げ腰、自信がないのじゃないか、こういう感じがしてならぬわけですか。そんな感じは間違いだということこそをぜひ聞かしてもらいたいですけれども、大臣どうでしょう。

○塩川閣僚大臣 これはもう五年の長い間練りに練つてきました。それじゃ、なぜいま出しているかといふことが、現在最終処理をやつております処理場が、関西、大阪湾地域では、六十二年でもう手に入らないんです。東京湾では六十二年でもう最終的に捨て込むところがなくなつてしまふ。そこで、地方公共団体等におきましては、最終処理場の確保ということがいま大変な問題で、いまからやつてやつとそれに間に合うというわけでございまして、したがつて、五年間やつてまいりましたその結論に基づきまして、自信を持って提出させてもらつたというわけでございまして、

○田島委員 もう時間がないですから、一つだけ。行政改革とこのセンター構想とはどういふ関係になるのか、これについての行管庁の見解はどういう意見なのか、簡単にいいですから、ちよつと聞かしてください。

○塩川閣僚大臣 行管庁が来ておりませんので。私は、いわば閣僚大臣という立場から申しまして、これはむしろ行政改革を推進していく方の方だと思つておるのです。と申しますのは、一部事務組合によるものでもなければ地方公社によるものでもない。そういうものではできないので、こういう新しい機関をつくつたわけでございまして、しかも、この機関は、御承知のように、民間的経営の要素を盛り込んで執行するものでございまして、その意味におきまして、いわば全くの官庁ではない法人として活躍することでございます。

ら、行政改革の面から申しまして、私は新しいスタイルの行政処理能力を持つた機関をつくつたことだと思つております。

○田島委員 大臣のお答えに誤りないことを期待して、終わります。

○小此木委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。
午後六時二分散会

広域臨海環境整備センター法案 広域臨海環境整備センター法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 設立(第九条―第十三条)
- 第三章 管理(第十四条―第十八条)
- 第四章 業務(第十九条―第二十一条)
- 第五章 財務及び会計(第二十二条―第二十八条)
- 第六章 解散及び清算(第二十九条―第三十二条)
- 第七章 監督(第三十三条―第三十四条)
- 第八章 雑則(第三十五条―第三十六条)
- 第九章 罰則(第三十七条―第三十九条)

- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港灣の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港灣において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。
- (定義等)
- 第二条 この法律において「広域処理場」とは、二以上の都府県において生じた廃棄物による海

面埋立てを行うための施設であつて、次に掲げるものによつて構成されるものをいう。

一 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第九号の二に規定する廃棄物埋立護岸

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第二項に規定する一般廃棄物(以下「一般廃棄物」という。)の最終処分場であつて、港灣区域(港灣法第二条第三項に規定する港灣区域をいう。次号において同じ。)内に設置されるもの(前号に掲げるものを除く。)

三 廃棄物処理法第二条第三項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)の最終処分場であつて、港灣区域内に設置されるもの(第一号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するために必要な廃棄物の搬入施設その他の政令で定める施設

2 この法律において「広域処理対象区域」とは、一の都府県の区域をこえた廃棄物の広域的な処理が適当であり、かつ、その処理のために海面埋立てを行うことが特に必要であると認められる区域として厚生大臣が指定するものをいう。

3 この法律において「広域処理場整備対象港灣」とは、広域処理対象区域において生じた廃棄物の処理を行う広域処理場の整備を行うことがその秩序ある整備に資することとなると認められる港灣として運輸大臣が指定するものをいう。

4 厚生大臣又は運輸大臣は、それぞれ、第二項又は前項に規定する広域処理対象区域又は広域処理場整備対象港灣を指定しようとするときは、あらかじめ、相互に協議するほか、その区域の全部又は一部を広域処理対象区域とするこ

ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(法人格)
第三条 広域臨海環境整備センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(名称)
第四条 センターは、その名称中に広域臨海環境整備センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に広域臨海環境整備センターという文字を用いてはならない。

(資本金)
第五条 センターの資本金は、その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体(以下「関係地方公共団体」という。)及び広域処理場整備対象港灣の港灣管理者(以下「関係港灣管理者」という。)の出資する額の合計額とする。

2 センターに出資しようとする関係地方公共団体又は関係港灣管理者は、自治大臣の承認を受けなければならない。

(定款記載事項)
第六条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 広域処理対象区域及び広域処理場整備対象港灣
四 事務所の所在地
五 資本金、出資及び資産に関する事項

六 管理委員会の委員の定数、任期、選任、解任その他の管理委員会に関する事項
七 役員の数、任期、選任、解任その他の役員に関する事項

八 業務及びその執行に関する事項
九 財務及び会計に関する事項
十 定款の変更に関する事項
十一 解散に関する事項

十二 公告の方法
2 センターの定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(登記)
第七条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)
第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立
(発起人)
第九条 センターを設立するには、関係地方公共団体の長及び関係港灣管理者の長十人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び主務省令で定める事項を記載した書面(以下「定款等」という。)を作成し、関係地方公共団体及び関係港灣管理者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

(設立の認可)
第十条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終つたときは、定款等を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(役員となるべき者の指名等)
第十一条 発起人は、センターの役員となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名されたセンターの役員となるべき者は、センターの成立の時に、センターの役員となるものとし、その任期は、最初の管理委員会において理事長及び監事が選任されるまでの間とする。

(事務の引継ぎ)
第十二条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務をセンターの理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 センターの理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の募集に応じた関係地方公共団体及び関係港灣管理者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)
第十三条 センターの理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理
(管理委員会の設置及び委員)
第十四条 センターに、管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。
4 委員の選任は、センターに出資した地方公共団体の長及び港灣管理者の長のそれぞれの互選による。

(管理委員会の権限)
第十五条 次の事項については、委員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 広域処理場の整備に関する基本計画及び実施計画の作成又は変更
三 予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更
四 前三号に掲げるもののほか、定款で定める重要事項

(委員の公務員たる性質)
第十六条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(役員等)
第十七条 センターに、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、センタ

1 は、定款で定めるところにより、副理事長を置かないことができる。

2 理事長及び監事は、委員会が選任する。

3 副理事長及び理事は、委員会の同意を得て、理事長が任命する。

4 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員の職務及び権限等)

第十八条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、センターを代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、委員会又は主務大臣に意見を提出することができる。

6 センターと理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

7 第十六条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務

第十九条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 港湾管理者の委託を受けて、次の業務を行うこと。

イ 第二条第一項第一号に掲げる施設の建設及び改良、維持その他の管理
ロ イに掲げる施設における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成

二 地方公共団体の委託を受けて、次の業務を行うこと。

イ 第二条第一項第二号に掲げる施設及び同項第三号に掲げる施設(政令で定める部分に限る。)の建設及び改良、維持その他の管理
ロ イに掲げる施設における一般廃棄物及び政令で定める産業廃棄物による海面埋立てハ 第二条第一項第四号に掲げる施設の建設及び改良、維持その他の管理

三 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理並びに当該施設における産業廃棄物(同号ロの政令で定める産業廃棄物を除く。)による海面埋立てを行うこと。
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(基本計画)

第二十条 センターは、前条第一号から第三号までの業務に関し、次の事項を定めた基本計画を作成しなければならない。

一 広域処理場の位置及び規模に関する事項
二 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類、量及び受入れの基準に関する事項
三 広域処理場の建設工事の施工に関する事項
四 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項

五 広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより造成される土地に関する事項
六 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する事項
七 前各号に掲げるもののほか、広域処理場の整備に関する事項

2 前項の基本計画は、次の基準に適合したものではない限りならない。
一 広域処理場の位置及び規模と受け入れる廃棄物の種類及び量並びに受入対象区域が相応していること。

二 広域処理場の建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てが、円滑かつ能率的に行われるよう配慮されていること。
三 造成された土地が、港湾の機能の増進及び周辺地域における生活環境の向上に寄与するよう利用されるものであること。

四 廃棄物の受入れの基準が、関係地方公共団体が実施する廃棄物の減量化等の施策の推進に寄与するものであること。

五 広域処理場の位置及び規模の決定並びにその建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たって、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整並びに周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全について十分配慮することとされていること。

3 センターは、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするとき(主務省令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。第七項において同じ。)は、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 運輸大臣は、第三項の認可をしようとするときは、あらかじめ、港湾審議会の意見を聴くものとする。

6 センターは、基本計画について第三項の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

7 センターは、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある都府県及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者に協議しなければならない。

(実施計画)
第二十一条 センターは、第十九条第一号から第三号までの業務を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、基本計画に基づいて実施計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、前項の実施計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、センターが委託を受けてその業務を行う地方公共団体及び港湾管理者に協議しなければならない。

第五章 財務及び会計

(事業年度)
第二十二条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、最初の事業年度は、成立の日始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。

(予算等)
第二十三条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に(最初の事業年度にあつては、成立後遅滞なく)、主務大臣並びにセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(財務諸表等)
第二十四条 センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、当該事業年度終了後三月以内に主務大臣並びにセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に提出しなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表等を提出するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(予納金)
第二十五条 センターは、主務省令で定めるところにより、地方公共団体及び港湾管理者以外の者であつて、センターに対し廃棄物の処理を委託するものから、広域処理場に係る経費の一部

を予納金として徴収することができる。

(補助金の交付等)

第二十六條 センターが第十九條の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事を行つ場合におけるその工事に要する費用に關する国の補助に關しては、地方公共団体又は港湾管理者に對し交付すべき補助金は、センターに對し交付することとができる。

2 前項の規定により補助金がセンターに交付された場合には、センターは、補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。

(財産の処分等)

第二十七條 第十九條の業務の実施により建設される広域処理場に係る財産の管理及び処分の方法その他その財産の管理及び処分に必要な事項は、政令で定める。

2 前項の財産について政令で定める期間内に処分が行われた場合において、その処分価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、政令で定めるところにより、その広域処理場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者及び補助した者に分配する。その財産についてその期間を超えて管理が行われることとなる場合においてその財産に係るその期間満了の時における評価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第二十八條 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 解散及び清算

(解散)

第二十九條 センターは、次の事由によつて解散する。

一 定款で定める解散事由の発生

二 破産

2 センターは、前項第一号の規定により解散しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、センターは、その認可により解散する。

(清算人)

第三十條 センターが解散したときは、破産によつて解散した場合を除き、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。

2 理事長、副理事長又は理事であつた清算人には、それぞれ第十八條第一項から第三項までの規定を準用する。

(清算事務)

第三十一條 清算人は、センターの債務を弁済してなお残余財産があるときは、これをセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に對し、その出資の額に應じて分配しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第三十二條 民法第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十七條第二項(届出に關する部分に限る。)、及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五條第二項及び第三十八條の規定は、センターの解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは、「広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)」と読み替へるものとする。

第七章 監督

(報告及び検査)

第三十三條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに對しその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類

その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十四條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第八章 雑則

(他の法令の準用)

第三十五條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、センターを地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

(主務大臣等)

第三十六條 この法律において、主務大臣は厚生大臣及び運輸大臣とし、主務省令は主務大臣の發する命令とする。

第九章 罰則

第三十七條 第三十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をしたセンターの役員、清算人又は職員は、十万円以下の罰金に處する。

第三十八條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は清算人は、十万円以下の過料に處する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七條第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つ

たとき。

四 第二十條第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十一條第一項の規定に違反して、実施計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

六 第二十三條又は第二十四條第一項の規定に違反して、提出すべき書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

七 第三十一條の規定に違反したとき。

八 第三十二條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第三十二條において準用する民法第七十九條第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十 第三十二條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

十一 第三十四條の規定による命令に違反したとき。

第三十九條 第四條第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に處する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にその名称中に広域臨海環境整備センターという文字を用いてゐる者については、第四條第二項の規定は、この法律の施行後一年間は適用しない。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第三條 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 広域臨海環境整備センター法(昭和

五十六年法律第一号(第十九条第一号)

の規定により広域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)

第四条 廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「実施するもの」の下に「(広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第一号)第十九条第二号の規定により広域臨海環境整備センターが行うものを含む)」を加える。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第五条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二条第一号の二に規定するものに係る補助金の交付

第四条第二項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第一号)第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金

第七条第一項中「補助金」の下に「(広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金)」を加える。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域臨海環境整備センター
一法(昭和五十六年法律第一号)

(法人税法の一部改正)
第七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域臨海環境整備センター
一法(昭和五十六年法律第一号)

(印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

四の二 広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第一号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限り。
	二 広域臨海環境整備センター法第十九条(業務)に掲げる業務のため別表第一の第一号又は第二号に掲げる登記		

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び通信・放送衛星機構」を「通信・放送衛星機構及び広域臨海環境整備センター」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第三十六号の次に次の一号を加える。
三十六の二 広域臨海環境整備センターの設立又は定款の変更を認可し、これに対しその業務の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第九条の二第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 広域臨海環境整備センターを指導監督すること。

第九条の二第二項中「第十一号」を「第十号の二」に改める。

別表第二高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域臨海環境整備センター
一法(昭和五十六年法律第一号)

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号の三の次に次の一号を加える。
二十五の四 広域臨海環境整備センターを監督すること。

第二十六条第一項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 広域臨海環境整備センターに関すること。

理由

大都市及びその周辺の区域において廃棄物の埋立処分地の確保が困難になつてゐる現状にかんがみ、広域的な廃棄物の処理及び港湾の秩序ある整備を図り、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資するため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行う広域臨海環境整備センターの設立、管理等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。